

令和4年 3月 7日開会

令和4年 3月17日閉会

(定例第2回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号（3月7日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	4
出席議員	6
欠席議員	6
事務局出席職員職氏名	6
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
一般質問	8
7番 西本 篤史議員	8
1番 南 一成議員	15
8番 瀬石 公夫議員	22
3番 河内 賀寿議員	33
9番 國本 悦郎議員	37
5番 落合 祥二議員	48
10番 高月 義夫議員	58
2番 内山 昌晃議員	70
11番 神田 栄治議員	79
議案第3号	91
議案第4号	91
議案第5号	91
議案第6号	91
議案第7号	91
議案第8号	92
議案第9号	92
議案第10号	92
議案第11号	92
議案第12号	92
議案第13号	92
議案第14号	92
議案第15号	92
議案第16号	92
議案第17号	92
議案第18号	92
議案第19号	92
議案第20号	92
議案第21号	92
議案第22号	92
議案第23号	92

議案第 24 号	92
議案第 25 号	92
議員提出議案第 1 号	103
散 会	104
署 名	105

第2号(3月17日)

議事日程	106
本日の会議に付した事件	108
出席議員	110
欠席議員	110
事務局出席職員職氏名	111
説明のため出席した者の職氏名	111
開 会	111
会議録署名議員の指名	111
議案第3号	112
議案第4号	112
議案第5号	112
議案第6号	112
議案第7号	112
議案第8号	113
議案第9号	113
議案第10号	113
議案第11号	113
議案第12号	113
議案第13号	113
議案第14号	113
議案第15号	113
議案第16号	113
議案第17号	113
議案第18号	113
議案第19号	113
議案第20号	113
議案第21号	114
議案第22号	114
議案第23号	114
議案第24号	114
議案第25号	114
議案第26号	118
議案第27号	119
閉会中の継続調査(特定事件)について	120
閉 会	121
署 名	122

田布施町告示第5号

令和4年第2回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和4年2月22日

田布施町長 東 浩 二

- 1 期 日 令和4年3月7日  
2 場 所 田布施町議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

南 一成議員	内山 昌晃議員
河内 賀寿議員	伊村 涉議員
落合 祥二議員	谷村 善彦議員
西本 篤史議員	瀬石 公夫議員
國本 悦郎議員	高月 義夫議員
神田 栄治議員	松田規久夫議員

---

○3月17日に応招した議員

なし

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和4年 第2回(定例)田布施町議会会議録(第1日)

令和4年3月7日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年3月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告  
例月出納検査の報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第3号  
令和4年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第6 議案第4号  
令和4年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第5号  
令和4年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第6号  
令和4年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第9 議案第7号  
令和4年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第8号  
令和3年度田布施町一般会計補正予算(第11号)議定について
- 日程第11 議案第9号  
令和3年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第12 議案第10号  
令和3年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第13 議案第11号  
令和3年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第4号)議定について

- 日程第 1 4 議案第 1 2 号  
令和 3 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号  
田布施町個人情報保護条例及び田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号  
田布施町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号  
田布施町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号  
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号  
田布施町長寿お祝い金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号  
田布施町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号  
田布施町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号  
田布施町消防団条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号  
田布施町学校給食センター条例の全部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号  
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「木地換地区」）
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号  
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第 2 7 議案第 2 5 号

山口県市町総合事務組合の財産処分について

日程第 2 8 議員提出議案第 1 号

ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

例月出納検査の報告

日程第 4 一 般 質 問

日程第 5 議案第 3 号

令和 4 年度田布施町一般会計予算議定について

日程第 6 議案第 4 号

令和 4 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について

日程第 7 議案第 5 号

令和 4 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について

日程第 8 議案第 6 号

令和 4 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について

日程第 9 議案第 7 号

令和 4 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第 1 0 議案第 8 号

令和 3 年度田布施町一般会計補正予算（第 1 1 号）議定について

日程第 1 1 議案第 9 号

令和 3 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）議定について

日程第 1 2 議案第 1 0 号

令和 3 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について

日程第 1 3 議案第 1 1 号

令和 3 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）議定について

- 日程第 1 4 議案第 1 2 号  
令和 3 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号  
田布施町個人情報保護条例及び田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号  
田布施町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号  
田布施町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号  
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号  
田布施町長寿お祝い金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号  
田布施町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号  
田布施町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号  
田布施町消防団条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号  
田布施町学校給食センター条例の全部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号  
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「木地換地区」）
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号  
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第 27 議案第 25 号

山口県市町総合事務組合の財産処分について

日程第 28 議員提出議案第 1 号

ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議について

---

出席議員（12名）

1 番	南	一成議員	2 番	内山	昌晃議員
3 番	河内	賀寿議員	4 番	伊村	涉議員
5 番	落合	祥二議員	6 番	谷村	善彦議員
7 番	西本	篤史議員	8 番	瀬石	公夫議員
9 番	國本	悦郎議員	10 番	高月	義夫議員
11 番	神田	栄治議員	12 番	松田規久夫議員	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局 長	増原 慎一君	書 記	福本 俊明君
		書 記	岩本 周平君
		書 記	有吉 純一君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君

企画財政課長	森 清君	税務課長	藤本 直樹君
経済課長	山中 浩徳君	建設課長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課主幹	山本むつみ君
会計室長	江良 和美君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	森本 充君	総務課主幹	堀 昌子君
社会教育課主幹	氏下 孝二君	町民福祉課主幹	林 照美君
給食センター所長	山根 正行君	賦課徴収係長	福原 美則君
保健年金係長	山田 将巨君	選挙管理委員長	岩本 宏司君
代表監査委員	常見 京平君		

---

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（松田規久夫議員） ただいまから、令和4年第2回田布施町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、瀬石公夫議員、西本篤史議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（松田規久夫議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は3月17日までの11日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（松田規久夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 瀬石監査委員と私の2名で実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

令和3年12月並びに令和4年1月及び2月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（松田規久夫議員） 次に、議長から報告いたします。

地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 一般質問

○議長（松田規久夫議員） 日程第4、一般質問を行います。順番に発言を許します。西本篤史議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） おはようございます。今回、高齢者福祉についてと、地域との協働について質問いたします。どちらも一問一答でよろしく願いいたします。

最初に、高齢者福祉について御質問いたします。

町の総人口は、2022年1月現在、1万4,723人でございます。今、1万5,000人以下になって、そのうち65歳以上の高齢者は35.2%を占め、人口の2.8人に1人が65歳以上、5.5人に1人が75歳以上で、高齢者——65歳以上と生産年齢人口の比率は1対1.5となり、若者ないし壮年、または中年の1.5人が1人の高齢者を支える社会となっております。

町の特別会計予算は、介護保険約15億円、後期高齢者医療費約4億円であります。今後、団塊の世代が後期高齢者になれば、町の財政を圧迫しかねません。今後の財政状況の見込みはどうか、圧迫しないための対策はあるのでしょうか。今後、後期高齢者の医療費も所得により2割負担になるなど、財政健全化のため町民の健康維持が重要になると思います。具体的な対策をお尋ねいたします。よろしく願いします。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず介護保険料でございますが、これは3年ごとに田布施町高齢者保健福祉計画を作成し、その中で保険料を算定しております。また、介護保険給付費は、介護給付費の12.5%、地域支援事業費の総合事業費の12.5%、包括的支援事業費の19.25%を一般会計から繰り入れております。

次に、後期高齢者医療保険料費は、山口県後期高齢者医療広域連合で決定されますが、自己負担額を除いた医療給付費の見込みを算定し、約半分を国、3分の2、県、6分の1、町、6分の1の公費で負担いたしております。また、保険料率の抑制対策として財政収支余剰金の繰入れを行うことができることされており、令和4年度からは、国は、一定の収入がある人に対して保険料自己負担率を2割にしたり、保険料の負担限度額の見直しを行い、後期高齢者医療が財政を圧迫しないようにいたしております。

町といたしましても、医療費軽減のため、健康診査、健康づくり事業等に力を入れております。具体的には、特定健康診査と複数のがん検診が同時に受診できる総合集団検診や、各世代に沿った健康教室、健康イベントを各種団体等の協力の下、実施いたしております。現在はコロナ感染症の拡大防止のため、集団での実施が困難となっておりますので、個別での対応を行っております。

そのほか、介護予防を目的とした「いきいき百歳体操」の開催や、高齢者等の閉じこもり防止のための「みんなのカフェ」、「たぶせ茶屋」事業の普及・啓発を進めて、町民の健康寿命の延伸を図っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） どうも説明ありがとうございました。これは、2025年問題と言われるように、日本全国、これからのすごい問題になっております。

今の2025年問題というのが、何が問題かといいますと、まず医療の問題、介護の問題、それから社会保障費の問題、この3つが主な問題になるわけなんですけども、田布施町においても、まず介護の問題、これが重要な問題だろうと思います。町内に介護施設等がたくさんあると思うんですけども、今でさえいっぱい状態でございます。25年といえば、もう3年後なんですけども、これからどんどん高齢者が増えて、間違いなく介護施設、その辺の入れるか入れないか、その辺がちょっとすごい問題になってくると思うんですけども、その辺の見込みはいかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山本主幹。

○健康保険課主幹（山本むつみ君） 今、お話いただいた介護施設の問題ですが、今年6月に、一応、小規模多機能型とグループホーム9床と、地域密着系の施設9床が新しく天神にできると聞いております。2025年までに増える施設はそれです。

議員さんがお話しされたように、今後、高齢者が施設に入られるかどうかという問題なんですが、施設に入らないように介護保険でサポートさせていただいて、できるだけ長く在宅で生活してもらうように、田布施町高齢者保健福祉計画の中で意見を頂きながら計画を立てていております。

現状では、コロナが今流行っておりますので、施設に入ると家族の人が会えないということで、施設に入りたいという意向が少し減っていて、施設が少し空いているときもあるような状況を、今聞いております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） この介護施設、私の母親も今デイサービスで週3日行っておるんですけども、デイサービスは、まだいろいろやっていただいておりますけども、ちょっと重症化になって痴呆になると、どうしても入らなければいけません。一番いいのは、認知症にならないのが一番いいんですけども、なかなかそういうわけにもいきませんよね、これからはね。それについて、認知症対策、これについて、今、町の取組、さっき御紹介がございましたけども、これ以上にほかに取組がございましたら、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 山本主幹。

○健康保険課主幹（山本むつみ君） 認知症の対策ということなんですが、今、町に認知症地域支援推進員というのを1名設置させていただいて、認知症の方の相談業務、訪問業務に携わっております。認知症カフェ「オレンジカフェ」を各地域3か所で、今、実施しています。今後は、認知症の人が地域で生活できるように、「チームオレンジ」ということを国が打ち出しておりますので、その「チームオレンジ」の設立、包括的にできるようにサポートはしていこうと思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 今の地域包括ケアシステム、これの充実ということなんですけども、これとあわせて、公費の負担の見直し、公平化ということで、国からの補助もあるんですけども、田布施町としての公費負担の見直しということは何かお考えでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 国の制度にのっとってやっておりますので、それに加えての負担の見直し等、特に町独自の見直しは考えておりません。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） あと、介護人材の確保、これもこれからの対応策になると思うん

ですけれども、今の介護施設で、今、介護の職員さんですね、ちょっと不足しておるといような話をよく聞きます。この辺の介護職員さん、これの確保、これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山本主幹。

○健康保険課主幹（山本むつみ君） 介護人材につきましては、国のほうも人材育成・確保に努めていまして、介護保険料の上乗せというか、事業所の職員の給料をアップするという事で介護職の給与アップをできるシステムを今つくっていますので、それによって各事業所が給付をアップさせていっていると思います。

しかし、いろいろ職員の不足ということは聞いております。町として、ちょっと今のところあまり管理をしていないんですが、今後はそういう相談にも乗っていこうとは思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） こういった問題解決には、当然、地域の取組というのが大切だろうと思います。今、田布施町内でも、老人クラブとか今の高齢者施設、いろんところで取組しておりますけれども、これ以上に地域の力を利用して取り組んでもらいたいと思いますけれども。

先日、令和4年度の予算関係の話があったんですけども、この中で、後期高齢者医療、令和3年度が3億900万円、令和4年度が3億4,700万円で12%のアップなんですよ。それで2025年、今後3年後ですか、この辺の上昇率といいますか、パーセンテージは幾らか分かります。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） すいません。詳細な数字を把握しておりませんので。すいません。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） これから、町の財政のほうも、こういった上昇に加えて、だんだん財政も厳しくなると思います。その辺も地域挙げて取組をしていただきたいと思います。

それでは、第2問のほうへ行きます。地域との協働について、鳥枝教育長、よろしくお願いいたします。

コミュニティスクール、地域教育ネットなど地域との協働活動が重要視されております。先日、田布施農工高校と地方創生検討委員、町職員が、未来の田布施について議論いたしました。こういった取組なども評価されて、先日、文部科学大臣表彰を受賞されております。今後、農工高校と中学校、小学校との連携教育、また出前授業の取組などを増やしてはどうでしょうか。また、商品開発など紹介できる機会を提供できないでしょうか。また、今後の地域連携教育の取組はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、地域との協働についてお答えをいたします。

今日、人づくりと地域づくりの好循環の創出を目指して、学校と家庭、地域住民等が連携・協働して未来を担う子供たちを地域で見守り育てていくことが強く求められているところであります。

議員からお示しのありました県立田布施農工高校におかれては、令和元年度から3か年にわたり、文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定を受けられ、コミュニティスクールの仕組みを発展させながら、地域課題の解決を図る探究的な学びを通して、地域を担う人材を育成することをテーマに研究実践に取り組んでこられました。このたび、その取組が高く評価され、文部科学大臣表彰につながったものとお喜びを申し上げます。

この実践研究におきましては、町内の小中学校の児童や生徒が、農工の高校生から草花や野菜の栽培、それから寄せ植えやコサージュ作りなどを学んだり、また、プログラミングや3D作図などの電子機械工学の基礎を教わったりするなど、充実した交流学习の機会となっておりまして、校種間が連携・協働したモデル的な取組として、今後も継続してまいりたいと考えております。

また、小中学校におきまして、農工高校の生徒が地元の特産品等を加工した、いわゆる農工ブランドの商品開発にも取り組んでおられることなどを、しっかりとPRし、支援してまいりたいと思います。

教育委員会におきましては、今後とも、町内の幼稚園や保育園、高等学校や総合支援学校とも連携を深めるとともに、各学校が作成する学校・地域連携カリキュラム、この充実を図り、「地域とともにある学校」と「学校を核とした地域づくり」、この一体的な取組を進め、郷土への誇りや愛着を育むとともに、子供の豊かな学びや育ちを地域全体で支えていく仕組みを充実してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） どうも説明、ありがとうございました。

先日も、CS委員会、地域協育ネットの合同委員会というのが、この間、西の公民館で行われました。この中で、田布施農工の、この間の文部科学大臣賞を受賞された生徒の皆さんによるプレゼンが行われまして、いろいろ内容をお聞きしました。

この中で、やっぱり農工ブランド、本当、いろんな商品を開発されて、発表されて、こういった取組が、本当、田布施町のためにもなると思うんですね。田布施町も、こういった農工ブランドのPR、こういったものを実践化できるような、こういった体制も、当然必要と思います。

今回、田布施町の行政と田布施農工、これが一緒に行ったことが、今までにないすばらしい事例だと思っております。こういった実践を、今後もっともっと高めるために、こういった取組をされたらいいか、何か名案がありますか。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 名案というわけにはいきませんが、まず、地域の特色、これを生かしながら、学校が地域と連携をしていくということが大切なんではなからうかなと考えております。

特に、農工高校さんは、地元の特産品、その特色ある産物をうまく利用しながら、人と、それから物と、これをうまく活用しながら連携を図られているモデル的な取組ではないかと思えます。

田布施農工さんの方は、これ指定を受けられたときに、全国で指定がありましたけれども、山口県で1か所ということで、町長部局、あるいは教育委員会と一緒に物を開発する中で、それに携わる子供も育っていくという、人材育成の観点で取り組んでおられました。先般も、今紹介がありましたが、研修会の中で高校生が実際に来ていただいて、それぞれの取組とか思いを発表しておりました。

その中で、やっぱり感心したのは、すごくコミュニケーション力というか、物事を説明する力、こういったものが、人と関わることによって身につけて、「わあ、すごい大人顔負けの発言とか意見をやるな」ということを、それぞれ参加した者はみんな感じたんじゃないかと思えます。

こういった取組を地道に地域と一緒にやりながら、学校は、あるいは学校から地域に発信する、地域から学校へ課題を投げかけるといった、そういう双方向を充実させていくための仕組みづくりというのを、まず考えていけたらというふうに考えております。まだ具体的な案はありませんけれども、その方向でいろいろできることから始めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） この間、高校生と田布施VIEW会議、これとかでいろいろお話しするんですけども、食品化学科の生徒さんが、柳井の子ども食堂、これに出向いて、いろんな食事をつくったり、提供したり、そこでやっぱり地域の方といろいろ教わりながら育っていったような感じがいたします。

いわゆるキャリア教育というんですけども、昔で言えば職業訓練、こういったものを高校生の時代から受けるということは、本当、豊かな心になり、また、いろんな見聞も広まって、大変いいことだと思います。こういったキャリア教育、田布施町もやっておられると思うんですけども、この辺

の取組をもっと増やすということは、可能でしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） キャリア教育ですが、現在、小中学校では、以前は、キャリアパスポートという、そういうシートを取組をまとめて、それを発達段階的に積み重ねていくということで、取組を今進めているところです。このキャリアは、それぞれの学校、学年でどんなことを体験したり学んだりしたか、これ職業に関わる勤労生産だけの面ではなくて、いろんな人とつながって感じたこと、あるいは自分が成長したこと、こういったものを年間ごとにまとめて、それを次の上の段階につないでいくと、いわゆる積み重ねていくということに取り組んでおります。

したがって、小学校で学習したことは、次の中学校でその上に立って、さらにキャリアを深めていくという、そういう取組をしておりますし、この中学校の卒業する段階で、その内容を、また高等学校等へつないでいくということによって、キャリアを深めていくという取組を今しているところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 小学校、中学校、高校と段階的になるんですけども、小学校のときに地域にいろいろ学習に行きますよね。これから中学校になったら、ある程度いろんなお店とか企業とか、そっちに出向いて、実際、実践的な、一緒に取組ができるような、そういったスタイルが、これから求められるんじゃないかと思います。高校生になると、ある程度、行動範囲が広がって、いろんなところに出向くとか、そういった、昔でいえばアルバイトとかそういったので、いろんな情報が入ってきますけども、今、なかなかコロナでアルバイトもないし、そういったことで、本当、田布施町内に、こういった子ども食堂とは言いませぬけども、いろんな、高校生も一緒に取組みできるような施設があれば一番いいんですけども、そういったことをできる場所ってないですよね。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今、議員さん御指摘のように、発達段階を踏まえて、小学校段階は、多くは見学というスタイルをとっております。これは社会見学でいろんな働く場、あるいは町内にある施設等、いろいろ学習をして回るという。それで中学校段階になりますと、これが体験というステージに上がります。職場体験ということで、何日間か事業所、職場に行かせていただいて、実際にそれを体験してみるというスタイルになります。

さらに、高等学校になりますと、インターンシップという制度へとアップしていきます。これは就業体験で実際にもう就業して、一般の方と同じように就業していくと、そういった段階を積み重

ねながら、発達段階に応じてキャリアを積んでいっているという現状で、いずれも体験とか経験をさせて、あるいは見学もさせていただくところは、それぞれがお願いをしてやっております、現実には、システムとしては、そういった場所、協力ができるところを紹介してくれるバンクが県内にはありますけれども、町内のほうにそこを登録しておられれば、そういう応援団というふうに呼んでいますけど、それを活用しながら、各学校で独自に、子供のニーズを踏まえて、それを体験しているというやり方を、今とっております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） なかなか授業日数、授業時間、その制限がございますんで、なかなか難しいとは思いますが、その辺の取組を今後お願いできたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、南一成議員。

○議員（1番 南 一成議員） 一般質問しますが、一問一答方式、答弁は町長のほうでお願いできたらと思います。

2問出しておりますが、1問目が、自治体デジタルトランスフォーメーションによる住民サービスということで、なかなか私、こういう片仮名で説明するのが難しい、嫌なんですよね。今頃、片仮名社会で、なかなか理解できないことが多いんですが、仕方がない、これでいきます。

このことについては、国がデジタル社会基盤の整備を進めておられて、山口県のほうも同じくデジタルガバメント推進課をつくってですね、こういうデジタルの整備を進めているのが現状です。

これによって、住民におけるサービスの代表的なものは、住民票等がコンビニで受取りができるという形で、わざわざ休んで役場の窓口に行かなくても、いつでもどこでも自分の勤務先等で自由にそういう証明書が発行できるというサービスです。特に、私たちもうリタイアした者はいつでも行けるんですが、現役の時代は、なかなか休みをとってまで行きにくいという形で、これはそういう方にとっては、大変利便性が高まると思います。

そういうことで、今回、新年度のいろんな予算、事業を見てみると、田布施町もこのコンビニによる交付サービスが導入されるということを見ましたので、これについて質問させていただきます。

1つは、この導入の時期はいつ頃でしょうかということ、そして、恐らく経費がかかるといいますので、その導入の経費は多額なのかどうかと同時、その導入に対するところの国の助成はどの程度でしょうかということ、自分ところの財源、内部財源はどれぐらい使うんだろうかとい

うこと。というのが、やっぱり費用対効果があると思いますので、そういう意味では、なるべく安い経費でいければいいかなと思っておりますので、こういう質問をさせていただきたいと思いません。

そして、現状、今から交付できる証明書は何でしょうかということと、導入後、恐らくどんどんまた、いろんな活用が広がっていくと思いますので、そういう、すいません、その前に、そういう証明書を発行するときのいろんな条件があると思いますが、その条件と、どれぐらいの利用者のほう、町民のほうは負担金が要るんだろうかと。町の窓口での交付金額とどれぐらい差があるんだろうかということの確認等ですね。

そして、導入後の新たな活用、要は、せっかくそういうことで導入するんですから、恐らく国も地元も町も、いろんな活用をしたいということで、いろんなアイデアも出していらっしゃると思いますので、すぐはできませんでしょうが、将来どういうふうな、また利用を検討しているかということ。

そして、ちょっと資料を見ますと、この手続きをするためには、マイナンバーカードがなければだめだというふうに書いてありましたんで、現在、田布施町での普及率、そして、このサービスによるところのマイナンバーカードが要りますし、税務に関するところも、なかなか今頃カードが必要ということがたくさんあります。そういう形の必要性と、カードをつくったメリット等を、また御質問したいと思います。

以上、ちょっと長くいろんな質問事項がありますが、町長のほう、よろしくお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

自治体デジタルトランスフォーメーション、難しい言葉でございますけれども、簡単に言うと、コンビニで交付サービスの導入ということでございます。こうしたコンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書を、コンビニや一部スーパーなどの全国5万店舗以上のキオスク端末、いわゆるマルチコピー機がある場所で、いつでも簡単な操作で、すぐに証明書がとれるサービスでございます。

まず1点目の「導入時期はいつ頃か」とのお尋ねでございますが、導入のための経費を令和4年度当初予算に計上いたしておりますので、既存の住基システム改修等を行った後、年度内には早くサービスを開始したいと考えております。

2点目は、「導入・運用コストは多額なのか」との御質問でございますが、本町が導入いたしますコンビニ交付サービスは、国が構築しております自治体基盤クラウド上で構成される機能を活用す

るもので、これまで自治体が導入されてきた証明書発行サーバーを自分で用意するものと比べまして、おおむね半分程度で、半額程度で導入ができるものでございます。

導入費は、コンビニ交付サービスが1,652万5,000円で、あわせて導入いたします被災者支援システムは181万4,000円、合計1,833万9,000円を予算計上いたしております。

なお、導入には、コンビニへの委託料として、1通当たり117円と、証明書発行機能等利用料として、1通当たり180円が必要となります。合計で1通当たり297円の経費がかかるという、便利にはなるんですが、こういう経費が余計にかかると。本庁に来られれば200円でございますので、その辺のコストをどう見るかということでございますが、経費がかかるということでございます。

3点目は、「導入・運用経費の国からの助成」についてでございますが、コンビニ交付サービスは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として非対面での証明書が交付できることから、地方創生臨時交付金の対象事業となっております。また、令和4年度までにシステムを導入した場合、導入から3年間は、導入経費、運用に係る経費の2分の1に特別交付税が措置されます。

こうした国からの助成により、導入費1,833万9,000円のうち1,333万9,000円に地方創生臨時交付金を充て、残りの500万円の一般財源部分には2分の1の特別交付税が措置されますので、町の負担は、実質250万円と考えております。

4点目の「交付できる証明書」についてでございますが、現在、国が構築しております自治体クラウドで交付可能な証明書の種類は、国の標準インターフェースに準拠した住民票の写しと印鑑登録証明書の2つでございますが、今後、課税証明等の税証明などについても順次追加されると聞いております。

5点目は、「利用する条件、利用料」についてでございますが、コンビニ交付サービスを利用する場合にはマイナンバーカードが必要となっております。また、手数料については、住民票・印鑑登録証明書、共に窓口での交付と同様に、1通につき200円での交付を予定しておりますが、マイナンバーカードの交付率、コンビニ交付サービスの各種証明書の取得率等を勘案し、必要に応じて、今後、手数料の改定も検討していきたいと考えております。

6点目でございますが、「導入後の新たな活用」についてでございます。コンビニ交付サービスと同様に、自治体基盤クラウド上で被災者支援システムを導入いたします。現在、各地で発生しております自然災害に備えて、住民情報データをバックアップとして保管し、災害発生時は、迅速な被災者台帳の作成や罹災証明書等が、オンラインで申請、発行できる機能を導入いたします。このクラウドシステムを導入するのは、県内では本町が初めてとなります。

現在の課題としては、山口県と19市町で令和元年4月から運用しております「被災者生活支援システム」と、このたび導入いたします「被災者支援システム」とは一部の機能に重複しているものがありますので、二重の管理・運用になりかねず、今後、マイナポータルとのデータの連携について、こういった仕組みにしていくのか、国県との協議を注視していきたいと思っております。

次、7点目でございますが、「マイナンバーカードの普及率、必要性、メリット」についてでございますが、本町マイナンバーカードの普及率は、令和3年12月末現在のデータしかございませんが、42%でございます。全国では41%となっております。

また、マイナンバーカードを利用することの必要性及びメリットについては、身分を証明する本人確認書類として利用できることはもちろんですが、その用途の多くは、マイナンバーカードに格納されている電子証明書にあります。

この電子証明書は、オンラインでの確定申告や健康保険証としての利用、新型コロナウイルスにおけるワクチン接種証明書の電子申請と発行、マイナポイントの申請などに利用されており、今後は転出・転入届や旅券申請のオンライン化、運転免許証とのひもづけ等により幅広い分野での利用が検討をされております。あくまで、マイナンバーカードの取得は任意でございますが、1人でも多くの方に所持していただけるよう今後も取得促進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。今聞いて喜ばしいことは、地方創生臨時交付金を使って単独で持ち出しの町の財政が250万円程度でこれができるということを知り、大変喜んでおります。いろいろ調べてみますと、この制度が始まったのは約10年前からということを知っておりますと同時に、大都会では早く導入して、現在というか去年の12月では地方自治体の半分以上がもう導入しているとありますが、人口でいうと1億人以上が、もうこういう制度を利用しているというふうに書類では書いてありました。逆言うと、えらい後塵を拝したなという気はしますが、やはり費用対効果も含めると、今導入するのが本当タイムリーでよかったなというふうに思っておりますので、大変喜ばしいことと思っております。

それと、ついでに1つ言いますが、この地方創生臨時交付金については、田布施町の英断によって去年子育て世帯臨時交付金がありました、これ所得制限があったんです。初めは。国のほうが言ったのは。ただ、田布施は隣の平生町と一緒に県内でも一番初めに所得制限を撤廃された。そのときは町長の答弁は、自己財源でも仕方ないなという形で全員に平等に交付するということになりましたが、蓋を開けてみますと、このお金もこの地方創生臨時金を使えるということになりました。

たので、腹が痛まないということになりました。そういう意味では早めの英断が正解だったなというふうに、後振り返っております。

もう1つ、この2月号の田布施の町報を見ますと、マイナンバーカードの普及に関するところの健康保険証の関係または公金の受取口座で、また7,500ポイント、合計1万5,000ポイントが付くということで事前の申込み等があるというふうに書いてあります。私も興味があつて予約しようと思ったんですが、ちょっとタイムリーなことを逃しましたんで、まだ予約はしておりませんが、いろいろまたこれ調べてみると、健康保険証はマイナンバーカードの中に組み込みはできるが、使えるまだ病院が少ないというふうになっておりました。それがありまして、できましたら行政の方も国を動かしてもらって、早めにいろんな病院のほうにもいろんな補助をしながら、もう健康保険証はマイナンバーカードで全部済むんだというふうに働きかけをお願いできればと思いますが、そういう動きはあるのでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山本主幹。

○健康保険課主幹（山本むつみ君） 健康保険証につきましては、今使えるところは本当一部の医療機関に限られております。医療機関が自主的にシステムを導入するので、町としては今のところ何もしていない状況です。すいません。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） 今後とも、よく働きかけをお願いできたらと思います。やっぱり先ほど町長のほうの話にもありましたが、財布の中にカードがたくさんあるんです。できましたら1つにまとまるように、さっきありました免許証も含めていろいろ、せつかくのそういうカードですから、国民がその1枚を持ったら済むというような時代にしたいと思います。ぜひ、いろんなことでそういう働きかけもお願いできたらと思います。

それじゃ、1問目の質問は、それで終わりたいと思います。すいません。

2番目ですが、空き家対策についてなんですが、現在、少子高齢化が進んで空き家がどんどん増えております。そんな空き家も長年にわたって閉めきった状態でおれば老朽化が進み廃屋となります。近隣に住んでいる住民から苦情も上がっています。これを少しでも解消するために田布施町の空き家バンク事業を平成20年から行っておりますけれども、その実績はいかがでしょうか。累計でお願いできたらと思います。内容は、登録相談件数・実際に登録した件数・入居の相談をされた件数・実際に入居された世帯・その人数、そして今現在そういう入居可能な物件はどれくらいあるのでしょうか。

町ではUIJターンを促進するために登録物件を増やすリフォーム助成など、平成28年からし

ておりますけれども、その空き家になる物件はその所有者・親族に情報が届いていないと思います。というのは、こちらに住んでいらっしやらないからです。多くの自治会では、現在世帯が減って行って活動に支障を来したり、またはもう班長の成り手がないという、いろんな声も聞いております。そういう空き家、要するに人が減るのを少しでも防止するために近隣の近所の人から、実際に隣で家が空いておれば、その空き家の方の親族等にいろんな働きかけをして、空き家バンクに登録していただければ「三方よし」になるのではないのでしょうかということの御質問でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

本町における空き家バンク制度は、空き家の有効活用を通じてU I Jターン者の定住促進による地域の活力維持と増進を図るとともに人口減少対策等のために平成20年3月に制定いたしました。周知不足や空き家バンクといったなじみがなかったのが影響したのか、平成26年までは0件でございました。平成27年につきましては2件ありましたが、少なかったために登録物件を増やそうとして空き家の改修費用や不用物の撤去などの費用の一部を平成28年から助成し、その後は徐々にありますが年々登録物件も増えている状況でございます。

次に、空き家バンクの令和4年2月末現在の実績でございますが、まず相談の関係でございますが、登録の相談件数は38件、登録物件が16件、また、入居の相談は52件でございます。入居件数は17件、入居人数は38人となっており、現在入居可能な物件は2件で、ホームページにおいて紹介をいたしております。

コロナ禍の影響もあり、今年度は登録相談はあるものの登録までにはいかず、新たな物件登録もなかったため入居の世帯もありませんでした。コロナ禍が落ち着けば物件の動きも活発となり入居世帯も増加するのではないかと期待しています。

また、毎年2月の広報において登録物件募集や、毎年5月に税務課が発送します固定資産税・都市計画税納入通知書の中に空き家対策等特別措置法の啓発チラシと空き家バンク登録に関するチラシを平成28年から同封し、周知を図っているところでございます。議員御提案の近所の方からの働きかけについては登録促進のための1つの方法と思いますので、今後周知に利用させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。最後のほうにありましたが、私あんまり

知らなかったもので、なかなかその周知・PRが難しいんじゃないかと思っていましたが、固定資産税の関係、またはそういう納税通知に同封して、そういうことのPRもされているということで、田布施町に住んでいない親戚の方が税金を払われるときには、その内容は知っているということの認識でいいですね。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 先ほど町長の答弁ございましたように、平成28年からまず県外で、平成30年から県外・町内外含めて全ての方に、この空き家情報、登録バンクのお願いをしておるところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） 分かりました。ということは、もう正月等に帰ってくる、例えば親戚の方に、そういうことの制度があるんじゃないかえ1つどうじゃろうかということの働きかけも、近所の方ができると、なじみの近所の方ができれば、また少しでも利用が広がると思いますので、ぜひ、そういう形を広げていきたいと思っております。

それと、手前みそではありますが、私たちの集落にも昨年度1軒空き家がありまして、そこに新しい人が入ってもらいました。お子さんも3人いらっしゃいまして、そういう意味では自治会も少しずつまた今、活性化しております。

同時に、田布施町も農業委員会の方では、家に畑があって実際にそれが小さな畑で買うときには農地がありますんで、なかなかそこを買えないということがありましたんで、空き家及びその住宅の購入するときに、そういう農地がついている場合は、面積が小さくても農地法の条件を解除できるというふうないろんな条例もつくっていただいておりますので、空き家に対するところの今から住んでいただくような制度も、またいろいろアイデアを出しながらお願いできたらと思いますが、先ほど町長が言われました、なかなかなじみがないんで実績が少ないということが言われましたが、全国的にも調べてみると、そういう制度はあっても、なかなかすぐ実績に結びつかないというふうに書いてありました。田布施は住みやすいとこでありますし、気候も温暖でありますし災害も少ないとこですから、ぜひそういうことPRして、地元以外の方のJターンを一つ、よそからの移住者を増やすようなまた活動もお願いできたらと思いますが、そのほか何かいろんな、そういうよそからの移住者を増やすような何か施策が今ほかにありましたら御紹介いただけたらと思いますが。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） まずUIJターンというお言葉が出ました。ここ数年コロナの影響でいろいろとそういうイベントに行くことが非常に少なくなりましたので、なかなか今町のPRがで

きない状態でございますが、落ち着いたら、ぜひいろんなイベントに参加して田布施町の魅力を発信したいというふうに考えております。

それからあと、登録物件に関しましては、今のところなかなか登録物件が伸び悩んでおる状況ではございますが、今後はそのU I Jターンの方を例えばイベントに行ったときに特別に、例えば農業者とか漁業者とかという形の中で、ある程度物件が増えれば、その方の優先的な物件も考えてまいりたいというふうに思っています。やはりイベントに行ったときに紹介する物件がないと、なかなかこちらに来てもらえるというのが非常に厳しい状態でございますので、できるだけそういった物件も増やしながらか、田布施の本町のいいところをPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） 残念ながら今年も桜まつりが中止ということになりましたんで、そういう今コロナの逆手を取って行事がないときに、そういう登録をどんどん増やして行って、地区外・町外の方を田布施に呼んでいただきまして少しでも自治会活動も活発化になるようにしたいと思っております。私たち議員もその辺の努力もしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ちょっと喉のほうか、ここはえらい乾燥ようしちよると思うんですが、ひつつきますんで、一応これで私を終えたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、南一成議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10分間の換気休憩ですから、再開は10時10分とします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（松田規久夫議員） 会議を開きます。

瀬石公夫議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） それでは、通告のとおり3件の質問を行います。質問方式は一問一答方式です。

質問事項の1は、新型コロナウイルスのオミクロン株対策についてお伺ひいたします。答弁は町長でお願いします。

質問要旨は、全国的に新型コロナウイルスのオミクロン株で、これまで経験したことのない速さで感染が拡大した。山口県各地でも感染が広がり、令和4年2月1日から20日まで県下全域にまん延防止等重点措置が適応された。現在では、感染防止対策を必要な急所に対してしっかり対応しながら経済を動かしていく時期として、感染者数は高止まりではあるが、まん延防止等重点措置を

解除した。しかし、本町でも連日のように感染者が発生しています。こうしたことから、これからも感染予防対策と経済支援策が重要と思われます。そこで、次のことについてお尋ねします。

- 1、PCR検査及び抗原検査の実施件数は。
- 2、高齢者の3回目のコロナワクチンの接種率は。
- 3、一般者の3回目のコロナワクチンの接種の状況は。
- 4、12歳から15歳のコロナワクチン接種はどのように実施されるのか。
- 5、県内でも5歳から11歳のコロナワクチン接種が始まったが、本町の接種計画は。
- 6、コロナ禍により経済的影響を受けている自営業者や町民の方々へのさらなる経済的支援策が必要と思われる。計画はあるのか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

現在、全国でワクチンの追加接種や小児接種が進められておりますが、本町におきましても、町内医療機関の多大な協力を得ながらワクチン接種を行っております。

まず、1点目のPCR検査及び抗原検査の実施件数についてですが、県事業のPCR検査は町を窓口として令和3年12月20日から開始しており、2月末現在で126件の申込みとなっております。なお、抗原検査の検査数は県内の指定薬局等が窓口となっていることから、町として把握はしておりません。

2点目の高齢者の3回目の接種についてでございますが、令和4年1月24日から町内の医療機関で個別接種を開始し、接種率は2月末現在で63.67%となっております。国は51%程度でございます。

3点目は、一般の方の3回目の接種についてですが、2回目が令和3年8月までに終了した人について、既に接種券を発送しており接種を開始しております。また、接種方法については、働く世代の人が接種しやすいように、土曜日に西田布施公民館で集団接種も行っております。接種率は、2月末現在でございますが11.24%、国は約8%でございます。

4点目の12歳から15歳のコロナワクチン接種につきましては、令和3年7月から医療機関において開始しており、12歳の年齢到達児について翌月初旬に接種券を発送し、1回目及び2回目の接種を行っております。

5点目は、5歳から11歳のワクチン接種計画についてでございますが、接種体制について関係機関と協議を重ね、専門医の下で接種を行うことが望ましいとの判断から、広域的な対応として光

市の医療機関で接種を受けていただくことになりました。接種券は、2月28日に対象者に配付しており、この3月11日から接種開始となっております。

6点目のコロナ禍により経済的影響を受けられている自営業者や町民の方々へのさらなる支援の計画についてでございますが、今年度について経済対策を含め多くのコロナ対策事業を実施してまいりました。新年度につきましても感染状況や国、県の動向、事業者や町民生活の影響を踏まえた上で国の地方創生臨時交付金を活用し、経済対策等について議会にもお諮りしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 今の5点目の5歳から11歳のワクチン接種計画で答弁がございましたが、光市のほうで受けるようにするということでしたが、光市は3月4日から県内で最も早く5歳から11歳の子供に対して接種を始めているわけですが、光市で接種対象者は2,600人、そして3月分のワクチンの配分量は5,000人分と、このように新聞に載っていたわけですが、これは田布施がやってもらうと言え、田布施のほうでワクチンが光市のほうに供給されるということでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山本主幹。

○健康保険課主幹（山本むつみ君） 県の方と調整させていただきまして、県から光市の方にワクチンを田布施町の5歳から11歳分のワクチンを光市に納入していただくことにしております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） これは第1回目をこのようにするということですかね、光市の場合を見ると、4月からまた新しく第2の機関をつくって、いろいろと予約を開始するというので、また今後、接種者がなかなか少ないようだったら、また第2機関をつくられて接種を推進されるのでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山本主幹。

○健康保険課主幹（山本むつみ君） 一応、受付は、町のコロナ対策室で受付をさせていただくことになっていきますので、接種希望者の予定は図れると思います。2回、3回目の接種の勧奨ということなんですが、今のところどのぐらいの接種率があるかが予測できておりませんので、まだそこまでは考えていません。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 分かりました。なかなか感染者が高止まりで減らないという中で、

いろいろマスク着用とか、あるいは手洗い、密を避けるということは、今、されていると思うんですが、我々のような素人から考えるとワクチン接種で予防するのが何か一番いいみたいな、どこでどうなっているのか、減るのか上がるのか、忘れた頃になればまた上がってくるということで、ワクチンがいいのか、韓国の方ではワクチンを打っても相当広がっているということでございますが、とにかく、このワクチン接種というものを進めていただきたい。国内においては、全人口に占める割合の接種率は1回目が80.4%、そして2回目が79.2%、3回目が22.9%と非常に3回目が少ないということで、今後、どのようにこれを推進されるのかと、そして、また今後、子供さんとか若者になってくるわけですが、なかなかこのあたりはいろんな考えがございまして、町民の方々に理解をしていただければいけないと思うんです。後遺症の問題、あるいはいろんな問題がございまして、その辺はこれからそのような啓発、あるいはこの接種率を上げるためにお考えがあれば、それと、私は素人ですから、ワクチンを打つとかなり人の感染リスクが減るのではないかとと思うのですが、その辺が分かれば御見解をお聞きしたいと思うのでよろしく。

○議長（松田規久夫議員） 山本主幹。

○健康保険課主幹（山本むつみ君） 接種率を上げる方法についてですが、今、対象者に対して個別送付をさせていただく中に接種の勧めの案内をさせていただくのと、広報とホームページを使って今は周知をさせていただいています。

次に、ワクチンの接種の効果ですが、3回接種をされても感染をされる方はやはりいます。けれど、今、ワクチン効果について言われているのは、接種された方と接種されない方の比較をしたときに、症状の軽減とか後遺症が残りにくいということは証明されていると聞いております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） これから感染力の強いオミクロン株、B.A.2が、これから3月末には75%に置き換わって感染拡大が再び懸念されるというようになっているわけですが、先ほど答弁のありました感染状況や国、県の動向等を踏まえて事業者や町民の生活に影響がないよう、国の地方再生臨時交付金等を活用して経済対策について支援していくということでございましたが、現在において、国、県のそういう計画は何かあるのでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） それでは、経済対策につきましては先ほど答弁がございましたように、今年度いろいろな対策をさせていただきました。新年度につきましては、今のところ、また国、県の動向を見ながら、また状況を見ながら考えてまいりたいというふうに考えております。

それで、県につきましては中小企業に対して集中対策支援金というのを用意しております。本日

から受付期間が始まっているようでございますが、中小企業に対しまして法人20万円、個人10万円の給付をするという支援金がございます。今日、本町もホームページに県のホームページにリンクできるような形の中で進めております。今のところ、県につきましては中小企業に対する支援策はこの1点というふうに聞いております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 今、言われたのは経営持続資金というやつですかね、20万円というのは、ちょっと、それで私もこれを質問するときにインターネットでいろいろと見ていたんですが、全然、載っていないんです、県知事はいつだったか去年頃にそういう施策をやりたい、個人事業者には10万円、法人等については20万円という、その分ですかね。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 事業名はいろいろと県も変えてはおりますが、その分だというふうに認識はしております。中小企業者のオミクロン株集中対策支援金というので、法人20万円、個人10万円でございます。当然、これは要件はございます。前々年比とか前年比ですか、やはり30%以上減少があった企業者について支援していこうという対策でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 分かりました。それは県知事が県議会で何かそのようなことを言っておられた、それが実際に新年度というかこのたびに実現するということですね。

それでは、次に2点目の質問に入ります。

農業の担い手確保について伺います。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、町内全域で農業振興のために圃場整備が進められており、区画面積は210.7ヘクタールで令和9年度に完成予定である。しかし、農業の高齢化問題や後継者不足で将来の農業の担い手不足は否めない。その上、農業所得で生計が成り立っているのは新規参入者全体の24.5%にとどまり、ビジネスとしての農業に期待を抱いて就農したものの想像よりも重労働であり、その割に収入が少ないことが農業を諦めることにつながっている。家族を養える仕事でなければ人は住めない。そこで、次のことについてお尋ねします。

- 1、町内で、この10年間に交付金等を受けられている新規就農者は。
- 2、町内の新規就農者で農業を辞められた方はおられるのか。
- 3、農業の平均年収及び年収別のパーセンテージは。
- 4、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、機械、施設等の導入支援、就農に向けた研修資金、経営開発資金等の交付金を活用して担い手確保を推進してはどうですか。

5、農業の持続化のため、今後のスマート農法の導入計画は。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

全国的な農業従事者の状況につきましては、基幹的農業従事者、個人経営体でございますが、この5年間で約40万人減少し、現在、136万人程度、そのうち65歳以上の割合が70%、49歳以下が11%で、39歳以下となると約5%と極めて低く、担い手の減少、高齢化の進行等により労働力不足が深刻な問題となっております。

本町においても同じような状況でございますが、そうした中でも1人でも多くの担い手を確保するため、就農相談会や各種イベントなどに積極的に参加いたしております。昨日3月6日には、本町主催のオンライン就農相談会を実施し、新たに作成した田布施町新規就農パンフレットを活用しての相談や就農者3人の方との座談会も行ったところでございます。

今後もこうしたパンフレットなどを活用し、本町の農業の魅力の発信や就農に至るまでの相談体制や就農後のケアなどをしっかりアピールすることで、1人でも多くの新規就農者の確保に努めてまいりたいと考えております。

それでは、1点目の御質問でございますが、町内で、この10年間に交付金等を受けられている新規就農者についてでございますが、本町において、この10年間に活用された方は5名いらっしゃいます。就農先として、自らが経営者として農業を進められている、いわゆる自営農家が2名、集落営農法人に就農された方が3名となっております。

次に、2点目の町内の新規就農者で農業を辞められた方についてでございますが、現在、町、JA、農林水産事務所等の関係機関において、毎月、集落営農法人等の役員会に参加し、新規就農者への定期的な相談等の伴走支援等により状況把握を行ってまいりましたが、現在まで離農者はなくしっかりと定着していると考えております。

3点目の農業の平均年収及び年収別のパーセンテージでございますが、専業農家の平均年収については、稲作や施設園芸など経営する営農類型により異なりますが、令和3年11月に公表されました農林水産省の農業経営統計調査によりますと、令和2年度の個人経営体の年収に当たる農業粗収益は約700万円となっております。内訳として、農業経営費が約580万円です。所得としては約118万円となっております。また、本町で最も多い水田経営で見ますと、収益が経営費を下回りマイナス所得となっております。

また、農家の年収別パーセンテージを公表した統計はございませんが、農林水産省統計表により

農産物販売金額別の規模経営体数の割合から推測いたしますと、販売金額が100万円から500万円の経営体が全体の約4割を占めると考えられます。このように農業を取り巻く状況は依然として厳しいと認識いたしております。

次に、4点目でございますが、国の交付金等を活用し担い手の確保をということでございますが、現在、農林水産省では令和4年度予算概要が決定されております。その中に、新規就農者育成総合対策として新規就農者の確保や支援を行うことができる事業がございます。本町においても過去に同様な事業で1名の方がこの事業を活用し就農されております。

また、県におきましても担い手支援日本一を掲げ、市町と一体となって新規就農者の確保に係る事業を推し進めておりますので、引き続き関係機関と連携を取りながら新規就農者の確保、定着に努めてまいります。

次に、5点目でございますが、今後のスマート農業の導入についてでございます。現在、国においてスマート農業の展開を加速化しており、これに伴い県では担い手不足等の課題を解消する手段として令和2年度に山口県スマート農業導入加速協議会を設置いたしております。

ロボットやAIなどの先端技術を活用することにより、作業の自動化、情報の共有化の簡素化など人を省くことが可能となります。現在、普及が進みつつある技術については、山口県ホームページにスマート農業推進の手引きとして導入のメリットやデメリットなどが掲載されておりますが、これらの導入に当たってのコスト面が非常に大きな問題だと考えております。

スマート農機等の導入により、労働時間の削減や作業負担の軽減、導入効果に見合うコストの低減につながるか、あるいは規模拡大ができたり高品質化になることで収益が上がっていくなどの総合的に勘案しながら、今後の経営試算をしっかりと行った上でスマート農業が導入できるかどうか検討することが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 国等のいろいろな支援を使って農業者の経営支援を行ってはどうかということを先ほど申しますと、いろんな支援があるということをさっきの答弁でありました。

そこで、農林水産省が2022年から新規就農者に初期投資として最大1,000万円を一括支援し、月13万円の交付金を3年間支給すると、そのように昨年、新聞に載っていたわけですが、これは非常に分かりやすい制度で、1,000万円を一括であげます、そしたら農機具を買いなさい、トラクターでも買いなさいと、それで月13万円、これは1,000万円のうちに入っているのかも分かりませんが、13万円あげますと、こういう制度は非常にいいと思うんですが、さっきのあれ

はそれを指しておられるんですかね、ちょっとお聞きします。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） それでは、今の御質問でございますが、これは令和4年度の農林水産省が予算概要の要求のときに出されたときの事業でございます。その後、先ほど町長が申し上げましたように、令和4年度の予算概要が決定しました。決定したときは、要求の段階では議員がおっしゃられるとおりの一括1,000万円を農業者にという話ではございましたが、これは今まで従来は国が全額見ておったわけでございますが、今回、新たな要求段階では各自自治体も負担という言葉、キーワードが出てまいりました。となると、やはり各自自治体も非常に厳しい中で、これは国が全面見るべきではないかという意見があったように聞いております。それで、予算概要決定では、その当初上げられた要求段階の事業ではなく、新規就農者総合育成事業の中で、今回、全額を国が見ていただくという事業になりました。

今、言ったのは、例えば経営開始型の資金でございます。これは従来どおり月額12万5,000円の3年間、要は150万円を3年間あげますと、これは経営を開始した方でございます。また、就農に伴います準備型でございます。これは就農に入る前に例えば法人とかに行って研修する場合でございますが、年齢については49歳未満でございますが、これも12万5,000円の2年間、これは法人のほうに支援して、その研修者に対して支援していくという形でございます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 分かりました。私は概算要求を見たので、この1,000万円がないということで非常に残念で、1,000万円を一括であげる、このぐらいしないとなかなか農業に入ってくる人はあれかと思えます。このたび、これが流れたのは市町村への負担がきたというさっきのお答えでございましたが、国のほうに一生懸命、頼んでもらって丸抱えでやってもらうようお願いしなければ、コロナ等があり市町村もなかなか苦しい財源でございます。

そして、さっきの農家の収入ですが、粗収益700万円の場合、700万円というところかなり水田なら作らなければいけないわけですが、経費が多く所得は118万円ぐらい、580万円ぐらい経費になって100万円ぐらいしか残らないということございまして、それには償却資産等があるから、実際は償却は買った分を全部経費で見てくれない耐用年数で割るから相当の苦しい生活かと思えます。農家の生活は決して楽ではないと思うわけで、現在、新規就農者にはさっき言われた150万円が3年あり、そして新規就農の研修で2年あるから、合わせて150万円が、5年間ぐらいはもらえるような制度があるのではないかと考えております。

そういうことで、大体、農業になられても40代ぐらいで、新規就農は30歳以下ですから、それならついでのこと年金までこの150万円をずっとあげるということにすれば、農家の生活はかなり安定してくるのではないかと、このように思うわけで、これを町で私が言ってもなかなか難しいことで、国、県等にそういうことも要望されて、年金まで150万円ぐらいならあげようと、10年でも1,500万円だと、そのようなことを言っていた人がおるといようなことを言ってもらって、実を言うと3年ぐらい前だったですかね、町から出られている国会議員の方と懇談会を議員がやったときがあるわけで、そういうときにこれを言うと、一生懸命、手帳に書いてもらったのはもらったのですが、そんなことはできないと、年金を早くにあげるみたいなことはできないとは言われなかった、これから農業を本当に守っていくということになれば、そういうこともぜひ力強く押していただきたいと、このように思いますが、御見解は。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 年金まで国が全部面倒を見ていただけるということになれば、本当にばら色の農業が待っているのではないかというふうには考えますが、残念ながらそういうのはなかなか厳しいというふうに考えております。

ただ、やっぱり初期段階で、今、言いましたように3年間とまた2年間、約750万円を支援して新規就農者を1人でも多く確保していきたいというふうに考えておりますし、また先ほど町長が答弁しましたように5人の方が就農されておりますが、今のところ5人の方全員が定着されております。これはなぜかと言いますと、やはり当然、県、またJA、そして町の職員がやっぱりいろいろな形の中で就農後フォローアップをしておるのが現状だというふうに思っております。なかなか農業は厳しい、やはり天候があったり、土地であったり、いろいろと環境で左右されますが、そこを自治体含めて関係機関がフォローアップをしているという中で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 今、就農者のうちで全然離農された方がおられないというのは生活ができているんだろうと思います。よく役場のほうでもそれを支援されてバックアップされて1人でも農家に就かれる方を増やしていただきたいと思います。本当に高齢者が地域も多くて、そういう人が入っていただかないと農道の草刈り、町道の草刈り、そして農地も守れないというのが現状でございます。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、3点目の質問にいきます。

質問事項3は、令和4年度の国民健康保険税率についてです。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、令和3年12月議会で、国民健康保険の保険給付費は横ばいから減少傾向で推移しており税率を引下げる案を国民健康保険運営協議会に諮りたいと答弁がありました。

その後の令和4年2月1日時点の国保会計の歳計実績状況を見ると、国保税の調定額では予算より3,904万4,000円多く入り、予算より税金が入るように調定額がなっていたということです。また、保険給付費は前年度より1,266万4,000円の減となって医療費は下がっていると、こうしたことから令和4年度の国保税はどのぐらい減額されるのかをお尋ねします。

1、令和3年度の決算見込みの状況は。

2、令和4年度の所得割額、均等割額、平等割額は幾らになるのか。

3、所帯主の年収436万円、これは日本の平均年収でございます、所帯主の年収436万円のみの世帯で妻と子供2人の場合では、妻は専業主婦ということですので、その場合、令和3年度より幾ら国民健康保険税は安くなるのかお伺いたします。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の国民健康保険特別会計の決算見込みについてでございますが、国保財政は平成30年度より都道府県化しておりまして、歳出の大半を占めます療養給付費等は県からほぼ全額が普通交付金として歳入に計上されております。また、今年度は、その他の支出を保険税等で賄うことができる見込みであり、令和4年度からの保険料引下げの財源等として前年度繰越金等による余剰財源6,000万円を基金に積立てることといたしております。

2点目の令和4年度の国民健康保険税率についてでございますが、医療分の所得割率は6.4%、1世帯ごとにかかる平等割額は2万円、被保険者1人ごとにかかります均等割額は2万3,000円、後期高齢者支援分の所得割率は2.5%、平等割額は7,000円、均等割額は8,000円、介護納付金分の所得割率は2.1%、平等割額が5,000円、均等割額が1万円となります。

3点目でございますが、議員お尋ねの条件で試算いたしますと、令和4年度では49万9,000円でありましたが、先ほど申し上げました令和4年度では46万3,800円となり3万5,200円の引下げということになります。また、試算上の世帯状況は世帯主と妻とは40歳以上65歳未満としておりますので申し述べます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 今、国民健康保険の新しい税率をお伺いしたわけですが、これを見ると令和4年度の山口県の標準保険税率と田布施町の国民健康保険の改正案、今のと比較すると、医療分の平等割額のみ県が示された標準価格よりちょっと高いんですが、他はほとんど下げられて分かるんですが、なぜここだけが1万7,978円、これは県が示している標準保険料ですね、これより大幅に高く2万円となるのか、ちょっとその辺がよく分からないのであれしてもらえれば。

○議長（松田規久夫議員） 山本主幹。

○健康保険課主幹（山本むつみ君） 医療費の平等割のみ県標準保険料と比較して高額になっている理由についてですが、これは医療費の平等割のみを高額にしようとしたわけではなくて、国民健康保険被保険者全体が軽減のメリットを享受できるように基金の繰入額等を検討していく中で保険税率全体の調整を行った結果、医療費分の平等割部分が県平均よりたまたま高くなったというふうに考えています。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 分かりました。軽減税率もありますからね、その辺も考えてということですね、分かりました。

それでは、この標準所得、標準所帯でこのたび3万5,200円安くなったということで、私の選挙公約でもあり、大変、喜んでるところではございます。しかしと言うとせっかく下げさせていただいて、まあ、しかし、令和2年度末基金残額は1億1,859万9,000円で令和3年度の基金積立金は6,000万9,000円でありました、令和4年度、新年度の基金繰入れは4,500万円と予算書に載っております。そういうことで1,500万円また基金は増えるということになるわけです。

そういうことで、国民健康保険税は目的税のためお金が余れば税率を下げるというのが当たり前のことで、次年度以降も基金が減らないようであれば引下げるよう努力をしていただきたいと、このように思います。もし何か見解があれば、1分しかありませんが。

○議長（松田規久夫議員） 1分以内で、山本主幹、お願いします。

○健康保険課主幹（山本むつみ君） 考えていきたいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） ありがとうございます。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） どうもありがとうございます。ちょうど時間になりましたので、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、河内賀寿議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） それでは、一般質問をします。

質問は2問で一問一答でございます。質問の相手は、いずれも東町長でお願いします。

1問目、町独自の現金やクーポン券の配付は、今後、予定はあるのかということで、町長、お願いいたします。

コロナでここ数年、様々な支援が国や自治体から現金やクーポン券として配られてきています。本町も敬老会の中止などにより3,000円分の券が配られていました。ほかにもいろんな世代が受け取った田布施町地域応援商品券は好評だったはずですが。このような町独自の現金やクーポン券の配付の予定は今後あるのかお答えをお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による家計への生活応援や地方消費の低迷に対して、購買活動の増進、町内事業者の活性化及び地域の振興を図るために田布施町独自の地域支援対策、第4弾、第5弾として、町内80店舗において令和3年8月から令和4年1月の半年間利用できる地域応援商品券や子育て応援商品券の配付事業を実施し、また、敬老会につきましても2年続けて中止となったため、2回目となる高齢者お祝い商品券の配付をしたところでございます。

お尋ねの1点目でございますが、今年も敬老会が中止なら再度そういったお祝い金の配付があるのかということでございますが、今年度につきましては、今までのような大人数が集まった敬老会ということではなくて、小規模な地域単位での敬老会イベントとして実施していただきたいと考えており、ふれあいサロンや自治会など自主的に実施される団体等に対して実施経費の助成を行うこととしておりますので、こうしたことになれば、現時点では商品券とお祝い券の配付は今年度はないということで現在は考えております。

2点目の町独自のクーポン券等の配付等についてでございます。今年度実施いたしました町独自の地域応援商品券においては、令和3年7月、1万4,834人を対象に1人当たり3,000円分の商品券を世帯主宛てに簡易書留で送付いたしました。利用率は96.9%で約4,300万円程度の経済効果があったと見込んでおります。なお、子育て応援商品券や高齢者お祝い商品券も含めると7,000万円以上の経済効果があったと見込んでおります。

令和4年度につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や国、県の動向、町民生活の影響を踏まえた上で国の地方創生臨時交付金を活用し、クーポン券等の経済振興等について議会にもお諮りしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） 今年の敬老会は小規模なグループで何か開催の、前のが大規模でしたけど、小規模グループですということ、それぞれ自治会のいろいろ企画もされよってんだらうかとは思いますが、結局3,000円のあの券が今年はないということで、ちょっと正直、今残念というか残念な方も結構いらっしゃるんじゃないかなとは思いますが、これはものの考え方ですので、ぜひいろんな方がそういう会に参加する気分になられたら逆に楽しいことで、コロナの間ではありますと思われるとは思いますが、これはもうどちらかという、行政の考え方とかいろいろあるとは思いますが、前は3,000円でしたけども、1,000円ぐらいとかはいかがですか。ちょっと少なくしたようなそういう感覚はございませんか。それをお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 現時点では持っていません。今まで敬老会やらせていただいて、全体でやるときに約2割ちょっとの出席率でございました。タイミング的にどういう形がいいかなというのをずっと考えていまして、コロナで続けて中止になりましたので、新たな形で、いろんな地域の方との小ぢんまりとした形の敬老会をやってみようということで来年は企画しております。これがよければそのまま続くわけですけども、全体のほうがいいじゃないかという話になれば、またそのタイミングで検討していけばいいと思いますので、何が正解かちょっと分かりませんが、いろんな方策を講じながら参加できるような形で考えておりますので、商品券につきましては今年度考えておりませんので、その辺よろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） おっしゃるとおりだとは思いますが。それぞれ商品券の関しては、普通にもらえた方は皆うれしいなで終わるといのはあるけど、やはり地域のいろんなふれあいも大事なので、もう町のほうで言われることもごもっともとは思いますが、何か、これは敬老会とは違いますけど、前回全員に配られた3,000円のやつ田布施町地域応援商品券のやつなんか、私も確かにいただきましてスーパーとかで使いましたから助かりましたけど、ああいう形はまだちょっと考えられているんですか。敬老会とは違うほうのやつをお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） それにつきましても、先ほど答弁したとおりでございます。国・県、また、コロナの状況を鑑みてできるだけもしあれば、できるだけ早い時期に皆様方にまた御協議させていただいて、この対策をしたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） お年の方でなくて全員に配布でしたんで、これ、また町とかいうよりも国とかの感覚が指示とかがあるんだと思いますので、これはまたいろいろ御一考よろしくお願ひします。

ということで早くコロナ禍が終わるのが皆さんの希望でもあり、早く戻ればいいなといいのはもういい、言葉で言うのもあれですけど、思いますので、この1問目はこれで終わりたいと思います。またいろいろよろしくお願ひします。

2問目に移ります。

質問事項の（2）水道水の味、研究改良できないかということで、これも町長お願ひいたします。

2月18日、田布施・平生水道企業団により議員の勉強会がありました。

湧水対策のための設備費などにより、ほかの自治体より水道料金が高いなどの説明がありました。

また、不純物を吸着させる薬剤の効果やカルキの話などもありました。正直、カルキ臭は感じるので美味しい味とはちょっと言い難いなどは思っております。逆に、水道料金が高くても美味しい味なら納得されるのではないのでしょうか。

また、味でなくても何らかの付加価値が付ければ、料金の高さを補えるとも言えるのではないのでしょうか。

フィンランドでは水道水にフッ素が混ぜてあり、虫歯の人がかなり少ないと言われております。

また、飲んでも問題のない温泉の成分を入れるなど健康面を考えてみるのもいいかとも思います。

災害などの非常時の水の供給は最優先の公共サービスです。住民への飲料水の提供は町役場の使命とも言えるでしょう。水道企業団は一部事務組合という別組織ですが、田布施町長は町のトップと同時に水道企業団のトップでもあります。

田布施町から水道水の味の研究改良はできないか、またはプロジェクトチーム結成など水道企業団に要望はできないのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

御承知のように水道水につきましては、安心・安全な水を提供するために水道法により塩素消毒が義務づけられております。このため、蛇口で1リットル当たり0.1ミリグラム以上の残留塩素が必要となっております。そのため、個人差はあると思いますが、カルキ臭いとか言う方もいらっしゃることもあるかも知れませんが、私自身はおいしいと考えております。しかしそれは、水道水が衛生的に給水され、病原菌等の汚染から守られている証拠でもございます。

水道は町民の命をつなぐために欠かせないものであるとともに、産業や経済活動に欠かせない重要な社会基盤でもあります。付加価値という視点もありましょうが、現在、法で定められている水質の維持・向上に努め、安心して飲める水道水を供給していくことが肝要だと考えております。

御要望の味につきましては、また水道事業団でも研究していきたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） 厚生労働省かな、いろいろ基準とか法律とかいろいろあるんだと思いますので、あんまり勝手にやれるもんじゃないというのもそりゃ分かります。そして今言われたように味についても研究をされるという答弁にありましたので、これは別にもう明日からやってくれとかじゃなくて、じっくり時間を考えて取り組んでいただければという気もあるというか、すぐというもんじゃないと思うんで、一応頭の中に入れていただいて、またこういうふうにやってくれという感じの、味ですからそれぞれの感覚があるので、一応いろいろ研究していただくという概念を常にしていただき、少しずつ「田布施町の水道水うまいね」ぐらい言ってもらえるようなのができればと思っていますので、今答弁としてそういう話も考えていただいたようにも感じましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そして、水道の料金とかに関してもいろいろ考えていることと思いますけど、できるだけほかの行政と値段が一緒になれないかなという感じのことは考えられているというか、話合いとかどんなですか、今、よくそれはよう聞かれるんですけど、料金についてお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） この水道料金の件につきましては、もうずっと議会でも一般質問等でも出ておまして、その都度、柳井地域広域水道企業団の最初の施設を整備して、結局そういったかかったものについては、どうしてもそういう水道料金の方へ反映をさせていって維持していかなくちゃいけない。水道料金というのは、その年にかかるものをその年の料金で徴収するものではないです。水道の施設というのは、ずっと更新し続けなくてははいけない。今の水道の施設が50年後・60年後・100年後にそのまま使えるわけではありません。そうすると、企業会計としてはきちんとそういったものも含めて、あの水道料金を設定していかないと、例えば極端な話、今から40年後ぐらいにあの水道の施設、全部更新しなくてははいけません。じゃあ、その分全部その年に水道料金反映できるか、そのときに幾らかちゃんと持っているものがないと、きちんとその準備——お金を準備しておかないと、そういったものもできないわけです。ですから、水道料金というのは今構築している施設に対して維持していくという、そういった裏づけの下であの設定をしています。

当然、田布施・平生水道企業団が柳井地域広域水道企業団から給水を受けるその料金についても担当者レベル・市長レベルで非常に何回かやり取りはありました。ただ、これだけの施設を維持していくのにどうしてもこれだけの給水料金は要ると、もう必要であると、企業会計の中でそういった赤字になっている状況の中での引下げというのは非常に難しいという回答も頂いております。

ですから、置かれている状況がなかなか他の水道事業者と異なるという点もございますので、生活者レベルからすると、他の自治体に比べて高いという思いは、これはもう、もちろん理解はできるんですけども、やはりでもこの、この地域で要するにあの給水の施設を整備しているという、そういったあの特殊性も踏まえて検討していく課題ではないかと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） 今、答弁ありましたように、実際、設備その他、大金がかかって、それをまたちゃんと払っていかなくてはいけないので料金に加算されていくというのも、それも本当にごもつともでございますので、今後、何の感覚といいますか、水道料金もし安くできるような案があるなり、きっかけがあつたらぜひお願いしたいぐらいにしとかんと一生懸命されているなどというのはもう分かりますし、設備ですから。あと単純に、私が中学生ぐらいの頃に田布施川が干上がった経験がありましたから、若い人はちょっと知らんでしょうけど、あれをやっぱりこの設備とかでいろんなどこから水を持ってくるようなことをして、あんなことがなくて、給水制限とかで大変な時期というのを私覚えているんですけど、ああいうのがないように一生懸命されているというのよく分かっておりますので、あんまり言う気は正直ありませんので、ぜひ何らかの形でまた安くなるようなことがあつたら、また御検討お願いします。

そして、味についてもですけど、先ほど言われましたけど、ある程度考えていただけるようなこともお伺いしましたので、ぜひまたよろしくをお願いします。

じゃあ、今後ともよろしく頑張ってくださいと思いますので、これで質問を今回終わりますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 10分間の換気休憩をしますので、再開は11時20分とします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩前に引き続き本会議を開きます。國本悦郎議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 質問いたします。

質問方式は、最初は一括質問一括答弁で、2回目より一問一答でお願いします。答弁者は鳥枝教育長と岩本選挙管理委員長です。

まず、質問の1は教員の働き方改革の促進をです。答弁は鳥枝教育長をお願いします。

教員の働き方改革が叫ばれて何年になるでしょうか。中教審の答申やスポーツ庁や文化庁からは部活についてのガイドラインが出され、ようやく文科省も腰を上げた感じがします。しかし、まだまだ道半ばで遅々として進んでないようです。

そこで、再度質問に立つことにしました。

質問の1、前回の質問時以降、中教審答申やスポーツ庁や文化庁からのガイドラインが出され、文科省もいろんな施策を出しています。

前回の質問時から進んだ点とまだ課題として残っている点をお聞かせください。

2問目、各学校ともに勤怠システムの導入により勤務時間の把握ができるようになりましたが、月ごとの集計で、教員の残業上限を原則月45時間以内、特別な事情があっても100時間未満、年360時間とする指針と比べて実態はどうでしょうか。

田布施中学校の部活動ガイドラインによりますと、部活動だけでも、大会等の2週間前から練習時間を延長できるとか、大会等の2週間前から早朝練習を実施できるとあります。この間の残業時間はクリアできていますか。

3つ目、中教審が挙げた学校が担う業務から引き離したい4業務は、1、登下校に関する対応、2、放課後から夜間の見回り、児童生徒が補導されたときの対応、3、地域ボランティアとの連絡調整、4、給食費など学校徴収金の徴収管理となっています。

その4つの業務の達成評価について、本町の評価は1、2、3の項目がCで、4がBと、私の予想より評価が低くなっていますが、低く評価したその主な要因は何でしょうか。

4つ目、教員の働き方改革が遅々として進められていないためか、教員の志願率が、以前私が質問したときよりさらに低くなっています。中学校では免許非取得者が担当する教科があったり、小中を含めて臨時採用教員や管理職が学級担任を引き受けたりする事例があるように報じられたり、病休等の代替教員の確保が難しくなっているとも報じられています。田布施町の実態はどうでしょうか。

5番目、部活動は教育課程外であり、生徒と教員の自主的な活動で、多くが校長の職務命令が届かない勤務外の残業で支えられています。職務外なのに子供のためにという名分で部活動の過熱化が進んでいることもあるようです。

生徒にとって部活に入る理由は多種多様です。生徒の全員クラブ制や教員の全員顧問制は田布施中学校ではどうなっているのでしょうか。

6番目、そういった学校の教員の負担で支えられている部活動を少しでも軽減するために、学校から地域への移行が叫ばれて久しいですが、これまで総合型クラブへの移行に向けてどれだけ歩を進めているんだろうかと思います。

教育委員会や管理職は、そういう自主的な活動に支えられているブラックな部活動の現状について、理解できるよう教員や保護者、地域の方へ啓発をしていますか。

この際、部活を存続させるには地域との接点を持ち、開かれた部活にする必要があるとの指摘もありますが、行政がその橋渡しをしませんか。

7つ目、先日、国立大学の附属校の教員に労働時間に応じた残業代を支給していなかったとして、約3,000人の教員に15億5,000万円余りを支払ったといいます。

以前、男性教員が、教員には認められていない残業代の支払いを県に求めた訴訟の判決が地裁でありました。その判決で、教職員給与特別措置法について、もはや現場の実情に適合していないのではないかと指摘しています。残業が過労死ラインとされる月80時間を超える教員が少なくない現状には合っていません。仮に、実態に見合う残業代を支給した場合、年間9,000億円に達するという試算もあるようです。

このように、残業の実態と合わない教員の給与制度の見直しをという判決もありますので、そういった教員の声を上部機関に届けませんか。

次に、質問2に移ります。

総合型地域スポーツクラブの充実をです。こちらも鳥枝教育長に答弁をお願いします。

以前、部活動を地域のスポーツクラブに移行するには、受皿であるスポーツクラブのNPO法人化が必要ではないかと質問しました。その後、どのような進捗状況になっているかお聞きしたいために再度質問に立ちました。

質問の1、総合クラブへの移行について、前回の質問の時点から進んだ点とまだ課題として残っている点をお聞かせください。

2つ目、由宇スポーツクラブは田布施スポーツクラブとほぼ同時期に総合型スポーツクラブとして設立されました。その後、NPO法人化し、由宇地区のスポーツ施設の指定管理を受けて全地区上げて取り組んでいます。

中学生は全て会員となっており、中学校の部活には由宇スポーツクラブから指導員を派遣し、副顧問は置かないと聞いています。部活にはない種目では由宇スポーツクラブで活動しているようで

す。

部活の地域への移行には、受皿となる田布施の総合クラブ等を含めた法人化が必要ではないかという声を聞きます。それが進まない大きな要因はどこにありますか。

3つ目、旧由宇町ではNPO法人である由宇スポーツクラブが、柳井市のウェルネスパークでは株式会社ミズノが指定管理を受けています。

現在、T A I K Oスポーツセンターの管理は社会教育課直轄となっていますが、将来的には、そういった運営のできる組織のしっかりした他の団体に指定管理を任せませんか。

4つ目、部活動をすぐに地域が引き受けるのは大変だからと、土日を先行して移行するところが多いようです。

部活動の一部を地域に移行しているつくば市立谷田部東中学校では、2017年度から教員の負担軽減と文化スポーツ活動の充実を目的に、スポーツ推進協会を設立し、地域のスポーツクラブなどの指導者らに依頼して、部活動の一部を指導してもらっています。

国は2023年度以降、休日などの部活動を段階的に地域に移行する方針を示しており、東中学校は今年度、スポーツ庁の地域運動部活動推進事業のモデル校となっています。そういった先進校に学び、学校、地域、行政で協議会を立ち上げませんか。

5つ目、教員には異動があり、年度当初には誰が顧問になるかにより、顧問がいない場合には廃部になる部活もあるようです。

教員を学校単位の部活顧問から地元の総合クラブの指導者に移行すれば、地域の総合クラブの懸案である指導者不足も解消され、切れ目のない指導ができるとの意見もあります。

また、日本スポーツ協会、2022年度から教員の免許状所有者向けの公認スポーツ指導者資格を創設しています。部活顧問にこういった公認スポーツ指導者資格の取得を奨励できませんか。

次に、大きな質問3に入ります。選挙の投票率アップの手だてをです。こちらは岩本選挙管理委員長に答弁をお願いします。

今年、参議院議員選挙と町長選挙が予定されています。

これまでに何人かの議員から、投票時間の繰下げや若年層の投票率のアップについての質問がありましたが、その後、選挙管理委員会としてはどのような取組をなされているか、再度私のほうから質問と提案をいたします。

1つ目、以前、その後の開票作業等も考えれば、選挙の事務、そして立会人等の費用等の削減を図るために、当日の投票終了時刻を短縮してはどうかとの質問があり、委員長答弁では、選挙管理委員会内でも当該時間短縮の位置づけに向けて前向きに協議を進めておりますと答弁され、

その一方では、投票は国民に与えられた権利であり、拙速な時間短縮により、いろいろな時間制約がある有権者の投票機会を損なわせることにならないかという点で、もう少し議論が必要ではないかと考えておりますとも答弁されています。

投票時間の短縮につきましては、どのように協議が進んでいますか。

2つ目、田布施町ではチラシやホームページだけでなく、スーパーの店先で広報活動や高校へ出向いての出前授業も行われているようです。これからは、できるだけそういった啓発活動だけでなく、投票ができるような便宜を図るのもいいのではないかと思います。

そこで、これまで期日前投票所が役場に限られていましたが、いろんなところに設置できないかと思っています。最近では、高校に期日前投票所を設けたりするところもあるようです。

町内には田布施農工高校がありますが、出前授業だけでなく、期日前投票所の設置を打診してみたいかがでしょうか。

町内の周辺地区から、交通手段のない有権者が期日前投票をしに役場まで行くのが大変です。期日前投票所を各地区の公民館に設置はできませんか。

3つ目、不在者投票についても入院施設のある病院や介護施設には、全てお願いできませんか。

4つ目、私は田布施町に移住する前には平生町に住んでいました。そのときに地元の商工業者と連携し、投票証明書を提示したら商品を1割引きにするということをしたことがあります。

今回のコロナ禍期間中に、コロナワクチン接種を促進するために、ワクチン証明書を提示したら商品は1割引きするという商工業者がいました。

そういったワクチン接種証明と同様に、投票証明で得点があると投票率が上がると思います。投票所で投票証明書は発行できますか。

5つ目、田布施町では町議会選挙と町長選挙のどちらにも選挙公報発行条例がないために選挙公報は発行されていません。全国では2018年現在で、町村長選、町村議員選、いずれも50%弱のところ条例化して配布しています。

私は議員になる前、選挙公報発行条例の制定を陳情したことがあります。

しかし、過去の一般質問時での選挙管理委員長や、陳情時に選挙管理委員会の事務局がある当時の総務課の課長であった東現町長は、付託された委員会答弁で配布は物理的に無理だと述べています。議会でも、委員会では賛成多数で採択したものの、本会議ではひっくり返して不採択にしています。

知り合いの議員のいる3町に選挙公報を発行しているかと聞きましたら、いずれも平成10年の頃には条例を制定し発行しているという返事でした。

選挙公報を配布するのは物理的に無理なんですか。

長々と述べましたが、よろしくお願いたします。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、1つ目の質問の教員の働き方改革に関するお尋ねにお答えをいたします。

まず、1点目の学校における働き方改革の具体的な取組につきましては、前回と重なるものもあるかもしれませんが、教育委員会では、平成30年度から中学校にまず学校業務支援員の1人を配置し、教員業務の補助・支援を行ってきております。

また、令和元年度からは全ての小中学校に出退勤管理システムを導入し、ICカード等で教職員の勤務時間等を客観的に把握・集計することによりまして、勤務時間管理の徹底に努めているところであります。

また、夏季休業中のお盆の時期に合わせて3日、年末年始につきましては各学校の実情も踏まえまして1日と、合わせて4日間程度学校閉庁日として実施しております。

さらに、令和2年度からICT支援員を配置しておりまして、教員のタブレット操作や指導技術の向上に大きく貢献しており、教員の負担軽減につながるものと考えております。

さらには、令和3年1月から業務時間外の留守番電話サービスも導入して運用しているところであります。

このほかにも、各学校運営協議会や放課後子ども教室を運営される方々や、登下校の見守り活動に取り組んでおられる防犯パトロールやスクールガードの皆様から、力強い支援を頂いているところであります。

とりわけ、平成28年度からスタートいたしました学習支援ボランティア、これへのバンクに登録して活動して下さる方が現在着実に増えてきておりまして、小中学校での裁縫やミシン、それから調理実習、それから水泳とか技術工作、あるいは楽器や合唱の指導補助、また読み聞かせや図書の整理をはじめ、学校行事や校外行事のサポートなど、様々な学習・学校支援を頂いております。

また、コロナ禍にあっては、校舎内のアルコール消毒清掃でも御支援を頂いておりまして、こうした支援ボランティア活動により、学校の働き方改革の推進に大きく寄与していただいているものと感謝申し上げる次第です。

今後の課題といたしましては、教職員の意識改革を一層進めていくとともに、最終退校時刻の設定やノー残業デーの実施など、メリ張りのある働き方のルール化を推し進めていく必要があると考えております。

次に、2点目の教員の時間外勤務、いわゆる残業時間の上限につきましては、議員からお示しがありましたように、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合を除きまして、月45時間、年間360時間とされているところであります。

町内の小中学校の今年度の時間外勤務時間等の実態調査の結果によりますと、月によってばらつきはありますが、月45時間を超えて勤務した教職員の割合を平均いたしますと、小学校では49%、中学校では72%となっており、例年と比べて格段に増えております。

その要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策とその対応に急を要する事案があったことや、1人1台端末を活用した学習が本格的に始まったことへの対応などがあると考えております。

また、議員から今お示しがありました、中学校の部活動のガイドラインにつきましては、勤務時間外とされる時間帯の事項もそのガイドラインの中に載っておりますが、中学校から聞き取りをいたしましたところ、これは、できる規定として運用されておるということで、適切な休養日と活動時間となるように努めているということでありました。

次に、3点目の平成31年に学校における働き方改革に関する取組の徹底についてという通知が出されまして、これまで学校・教師が担ってきた業務の今後の在り方について、基本的には学校以外が担うべき業務とされたその取組状況につきまして、昨年文科省が調査を実施しております。

この中では、基本的には学校以外が担うべき業務とされた業務が4つありまして、議員さんのほうからお示しがありました、1つが登下校の対応、2つ目が放課後、夜間の見回りや児童生徒が補導された際の対応、3点目が学校徴収金の徴収・管理、4つ目が地域ボランティアとの連携調整でありまして、この4つのうち、学校徴収金の徴収・管理を除く3つの業務は、教育委員会としては4段階のうちCという判断をしたところでございます。

その理由といたしましては、総合的に見て、学校以外の主体が中心に対応していると、そういうことまで明言するまでには至っておらず、今後これまで以上に教育委員会がイニシアチブを取るとともに、一層地域や保護者の支援や協力を得ながら取組を拡充させていきたいという思いから、この評価といたしたところでございます。

なお、学校徴収金等の業務の対応につきましては、町での徴収に向けて現在検討を進めているところでもあり、検討中のBと、そういうふうにしたところであります。

次に、4点目の教員不足の問題につきましては、全国的な課題となっております、本県においても例外ではございません。

中学校では、ここ三、四年につきましては、免許外教科を担当している状況はございません。ま

た、産休や育休の代替につきましては、取得予定が事前に分かっているため、割と任用が容易であります。病気休職者の代替の任用は年度途中となることが多く、とても苦慮している状況にあります。

5点目の中学校の部活動につきましては、設置・運営は法令上の義務はなく、学校の判断により実施しない場合もあり得るとされているところですが、学校に部活動を設置する場合には、現在はその運営は学校の業務であり、学校教育の一環として行われております。

中学校の部活動への生徒の加入状況につきましては、中学校には11種目の運動部と2つの文化部があり、これに加えて校外で活動する3つのスポーツクラブがあり、現在、ほとんどの生徒がこのいずれかの部活動・クラブ活動に所属しております。

一方、数名の生徒はその他の外部のクラブチームに所属して活動したり、いずれの部活動等には加入していない生徒もおります。

また、中学校の部活動の顧問につきましては、いずれの部活動とも複数の教員で担当しており、平素の活動、あるいは土日の活動、大会等への引率が、教員一人の負担とならないよう配慮されており、学校教育の一環として、全ての教員が部活動の指導や運営に関わっております。また、校外で活動する3つのクラブは、外部指導者に担当していただいているところであります。

次に、6点目の地域との接点のある開かれた部活動に関しましては、現在、スポーツ庁において、運動部活動の地域移行に関する検討会議が開催され、山口県においても、やまぐち部活動改革推進協議会、これが発足して検討が始まったところでございます。

その中で、部活動改革の目的として、学校の働き方改革への対応とともに、やはり中学生をはじめとする青少年にとって、ふさわしいスポーツ環境を実現することや、運動部活動を地域に移行することにより、地域スポーツの振興につなげていくことが検討されているところであります。

教育委員会といたしましては、こうした動向を注視しながら、できるだけ早い時期に、教育委員会と学校、体育協会やスポーツクラブ、スポーツ少年団等において、検討・協議を始めてまいりたいと、そういうふうと考えております。

7点目の残業の実態と合わない教員の給与制度の見直しに関しましては、教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正を踏まえまして、私は教職員の時間外勤務の上限である月45時間、年間360時間を超過することのないよう、教育委員会と学校が連携し、業務の見直しと効率化、勤務体制等の改善や学校支援人材の活用などを進めるとともに、教職員の業務量の適切な管理に努めていくことが、私は何よりも重要であるというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、昨年7月に県教委から示されました働き方改革加速化プラン、こ

れを踏まえまして、今後とも学校における働き方改革等を着実に推進してまいりたいと考えております。

続いて、2つ目の質問の総合型地域スポーツクラブに関するお尋ねにお答えします。

まず、1点目の総合型クラブへの移行に関しましては、前回御質問にお答えした時点と現在とは状況に変わりはありません。

しかしながら、平成31年1月に中央教育審議会から、地域で部活動に代わり得る質の高い教育の機会を確保する十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである、そういう答申がなされております。

また、令和元年12月の給特法の一部改正に対する附帯決議の中で、政府は教職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位への取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること、そういうふうにしたところでもあります。

さらには、令和2年9月に国から、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方向性として、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、部活動の望まない教師が休日の部活動に従事しないこととすることなどが示されました。

これらを踏まえて、先ほども紹介いたしました、スポーツ庁、それから県において、検討会議が始まっているところでございます。

こうした課題といたしまして、やっぱりスポーツ環境を構築していくということがこれから求められておりました、教育委員会としても県とか国、あるいは他の市町の状況も注視しながら、スポーツクラブへの移行を検討してまいりたいと考えております。

2点目のスポーツクラブ等の法人化につきましては、体育協会や田布施スポーツクラブ、コミュニティスポーツ城南クラブ、スポーツ少年団などの各種競技・スポーツ団体等が連携強化を図り、一体となって運営していく必要があります。

また、会員数の問題や会費の問題、あるいは運営に携わるスポーツ指導者やクラブマネージャーなどの人材、そういった様々な課題があり、現時点では法人化については難しい現状にあると考えております。

3点目の田布施町スポーツセンターの指定管理制度の導入につきましては、平成20年から平成28年までの間、田布施体育協会を施設の指定管理者として事業を実施してきたものの、運用がなかなか難しく、平成29年度から直営方式に戻さざるを得なかった経緯もあり、当面、現在の運営方針を継続していきたいと考えております。

4点目の今後の運動部活動の地域移行に向けた取組につきましては、現在、先行的に県内で実践研究をしています防府市と周南市の2中学校・地域、この取組の成果や課題も参考にしながら、早い段階で関係団体、機関と検討・協議を始めてまいりたいと考えております。

5点目の部活動の教員に公認スポーツ指導者資格の取得を奨励するというにつきましては、昨今、教員の働き方の見直しや業務改善が求められている中であって、教員の負担感が増すことのないよう慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 岩本選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） 選挙の投票率アップの手だてをについてお答えいたします。

まず、1つ目の投票時間の短縮についてですが、当選挙管理委員会内でも一昨年より協議を重ねておりますが、現在は有権者の皆様の御意見をどう聴取するかなどを協議している段階ですので、まだ皆様に具体的にお示しできるものではありません。

次に、期日前投票所の増設についてですが、投票所を増設することで有権者の利便性が高まり、また高校等を利用できれば潜在的に若年層の投票率向上も推し進められ、よい取組であると思えます。

ただし、複数箇所にて期日前投票場を設けると二重投票のリスクが増大します。田布施町では選挙の投票受付はシステムを用いておりまして、同じ人が2回投票できないように管理を行っておりますが、他の箇所に投票所を設けた場合は、ネットワークの都合上、このシステム利用ができないことから、必ず事務局に投票の有無を確認する必要があります。他市町でも二重投票によるミス報道がされることがありますが、投票所を増設すれば、それだけのそのリスクが高まり、現状の人員数や設備では難しい状況です。

当委員会としては、1人1票の投票を正確に行える環境こそがまずは何よりの優先事項と捉えておりますので、御理解をお願いいたします。

3つ目の不在者投票についてですが、不在者投票制度とは、住所地以外の場所で個人、または施設において行うことができる投票制度となります。

施設がこの制度を利用する場合は、その施設自身が県の選挙管理委員会に申請をし、審査を受け、承認されて初めて不在者投票が行えるものとなっております。どの施設でも希望すればできるという制度ではなく、一定の条件をクリアされる必要がありますので、そうした体制整備等を行い、希望される施設があれば個別に当委員会まで御相談を頂きたいと思えます。

続いて、4つ目の投票証明書ですが、田布施町では田布施町投票済証明書交付要綱を定め、希望される方への証明書交付行っております。

ただし、あくまで当委員会は証明書発行を取り扱うのみであり、特典等については他団体の自主的な活動であるという認識です。

申し訳ありませんが、当委員会としては投票率向上に向けた取組は、こうした方法以外で検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

最後に、5つ目の選挙公報の発行についてですが、公職選挙法第107条第1項の定めによれば、選挙公報は選挙期日の2日前までに配布することとなっております。つまり町の選挙では金曜日まで全戸への配布を完了することとなり、3日程度で印刷から配布までを行うこととなります。これは、今行っております国や県の選挙公報の配布方法では限りなく不可能な日程と言えます。

ただし、公職選挙法第107条第2項に新聞折り込み等による配布も差し支えない旨の規定があり、全戸配布という点においては疑問ですが、それをどう捉えるかが選挙公報の発行のポイントと思います。

ただ、仮に公報を発行することとなると、候補者の方全てに選挙公報用の原稿をあらかじめ御準備いただくことと、また経費もかかると予想されます。いずれにしても、候補者の皆様の御理解が必要になると思います。

以上で終わります。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 再質問をたくさん用意しておりましたが、ちょっと時間が過ぎておりますので、最後に1つだけ。

秋にある町長選で選挙公報を発行しようと思いましたが、6月議会に選挙公報発行条例案を出す必要がありそうですが、間に合いますでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 岩本選管委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） 今、質問がございましたけど、選挙公報についてですが、これも当選挙管理委員会でも協議・検討していかなければいけないと思いますので、一応そういう段階でということでお答えさせていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員、申し訳ありませんが時間です。

.....

○議長（松田規久夫議員） ただ今から休憩に入ります。再開は午後の1時半とします。

午後0時00分休憩

午後1時31分再開

○議長（松田規久夫議員） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

落合祥二議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それでは、一般質問をいたします。

昨年12月定例会では、1年間の町の仕事の設計書とも言える令和4年度の当初予算編成に先立ち、提言という形で2件の質問をいたしました。今回は、その提言の結果、どうなったのかということをお聞きするとともに、それに関する質問をいたします。

質問方式は一問一答で、答弁者はいずれも町長です。

1件目は、地域公共交通計画の作成についてです。

昨年の12月定例会で、「来年度は、高齢者タクシーの利用を目的に初乗り券だけでなく、500円や100円券も発行できないか。そして、タクシーだけでなく、買い物送迎バスサービス、路線バス等でも利用できるようにできないでしょうか。そうすることによって、利用者増につながるとともにグループでの相乗りが増えると考えました。また、1人1回の限度額を定めれば、過度の使用は防げますし、一方、タクシー会社は現状の電話受付体制で対応できるため、受付や配車に関して装備を導入する必要はなくなります。利用が増えればタクシー会社の利用アップにつながります。民業圧迫にならないこの方法を実験的に行ったらどうでしょうか」と質問をいたしました。

この件につきましては、一応、高齢者の方のほうから、大変、町から補助を頂いて助かるんだけど、遠いところの者が行くのに、初乗りだけだとかなりその経費が、初乗り、あとの、残りの経費がかかると、結局、医療費よりももっとかかるというような話もありまして、国民年金だと月6万円ぐらいしか、6万円台の人が多くなって聞いてますけども、そういった生活の中で負担になってくるというので、柳井市でそういった事業を、昨年の11月からですけど、やっていたらよかったので、それもヒントになって、私なりに提案をしたわけでございます。

そのとき、研究検討するとの答弁でございましたが、その結果をお聞かせいただいたらと思います。

次に、2つ目ですが、地域公共交通計画は、令和2年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、略して活性化再生法というふうにも言いますが、その改正に伴い、従来の地域公共交通の形成計画に代わる新たな法定計画としての作成が努力義務化されました。地域の暮らしと産業を支え、大都市部、地方部を問わず、豊かで暮らしやすい地域づくりや個性・活力のある地域の振興を図る上で、移動は欠かせない存在です。しかしながら、近年の人口減少の本格化、高齢者の運転免許の

返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易でなくなってきました。これまで続いてきた民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担うという行動が難しくなっている中で、地方公共団体が中心となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっています。

また、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、さらには健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらします。地域公共交通を確保・維持することは、地域社会全体の価値を高めることに直結しますので、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として取り組んでいくことが重要です。

このような背景の下に、地域の移動ニーズを踏まえ、地域が自ら交通をデザインしていくことの重要性の高まりを受け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正案が令和2年11月に施行されたのです。そして、国は地方公共団体が中心となって作成する地域公共交通計画等を通じて、地域の移動手段の確保・充実を図る取組について支援することになっています。

地域公共交通計画は、既に県内の全市町13の市において作成されています。全市では、そのときは改正前でしたので、地域公共交通網形成計画ということになっておりますけれども、作成されています。本町は、令和6年度までに作成と聞いておりますが、作成するためには交通事業者や住民などの地域の関係者との協議も必要になります。着手はいつされるのですか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、高齢者福祉タクシー制度でございますが、落合議員から12月議会で提案も頂きました。予算は、12月に編成段階に入っておりますので、今、検討とか調査をしておりますが、今年度予算は現行どおりということで、予算編成しておるところでございます。

そして、高齢者福祉タクシーというのは、やはり近隣市町と一定の足並みをそろえた制度でもございますので、当面、現行どおりで運用したいというふうに考えております。

それと、申し添えますが、柳井市でチケットサービス等もやられているようでございますが、新型コロナウイルス感染症対策の事業として、3年度、特に試行的に追加実施されたというふうに聞いております。4年度はまた新しいような取組をされるように聞いておりますので、近隣市町でありますので、一緒に調査研究してやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

そして、2点目の地域交通計画の作成はいつ頃かということですが、先ほど質問にもありましたけども、令和2年11月の法改正で地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が新たな法定計画として令和6年度までに地域公共交通計画を作成することが義務づけられたことにより、本町においても、4年度中に、現在あります田布施町有償運送運営協議会を母体にして拡充した協議会として、仮称ではございますが、田布施町地域公共交通会議を立ち上げる予定といたしております。

計画につきましては、関係事業者等との十分な協議とそれに基づく合意等が必要でありますので、議会とも御相談しながら、令和5年中には作成をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 最初のことについては、まだ検討中ということですが、私も、先ほど町長言われましたように、予算要求時期だったので、ちょっと期間が短過ぎたとは思っておりますが、一応、提言として受け止めていただいたことを、検討もするという事なんで、大変うれしく思っております。

これは、結局、2番目の地域公共交通計画の作成に関して、多少、いろいろ実験的にやれば、いろんなことが出るんじゃないかなというようなこともありましたので。

それともう一つ、私も柳井市のほうに行って確認したんですけども、柳井市は来年、先ほど町長も言われましたけども、令和4年度の当初予算に同様のものを、多少は内容を変えて予算化は一応しているというふうには聞いております。

そういうことで、一番については了解いたします。

次に、2番目の地域公共交通計画ですけど、これにつきましては、町単独で作成する方法と、広域的にといいますか、隣接の市町と共同で作成する方法があるんですが、基本的にはどうなのかと。いろいろ聞くと、やっぱり意思決定の段階で広域でやるとどうしてもそれぞれの、町や市の立場があったりしてなかなかうまくいかないというのも聞いております。

田布施町は、その辺は何か検討はされていますか。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 地域公共交通計画につきましては、今のところ、本町単独でやりたいというふうに考えております。当然、広域という視野もあろうかと思えます。

お隣の柳井市さんは、令和2年の6月につくられたばかりでございますし、隣の平生町、上関町さんにつきましては、昨年の段階では、ちょっと公共交通計画については、ちょっと考えてない

というお話ではございましたが、先般、ちょっと連絡取ってみますと、やはり法改正に伴い、公共交通計画を作成するというのには聞いております。

がしかし、なかなかこの市町をまたぐと非常にちょっと困るようなところもございます。当然、一緒につくったほうがメリットもあろうかというふうには考えておりますが、今のところ、町単独で考えております。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） はい。分かりました。

それと、地域公共交通計画の作成においては、あれですね、中でちょっと私が思うことがあるんで、若干述べさせていただいたらと思うんですけども、一つは、路線バスですけども、路線バスは国庫補助の関の国庫補助路線が一つと、あと、みなし4条路線というのでありますけども、令和2年度の決算のときの事務執行概要を見ますと、国庫補助路線は柳井駅から徳山駅までで86万円を町が負担していますよね。

それから、みなし4条路線については、柳井駅と田尻ですね、小行司の奥の田尻、元周東町ですから岩国市ですけども、その辺のバス路線で田布施町は21万4,000円ほど負担しております。

で、もう一つ、柳井駅から田布施駅までなんですけども、一部、田布施駅から周東病院までというのがありますが、これは柳井駅から田布施駅までは本町を通るケースと祇園を通るケースがあるんですけど、これは13万2,500円ほど負担して、計で、みなし4条路線については153万9,000円、国庫補助を入れれば239万9,000円というふうに負担されているというように記載されています。

今度、計画しようとしている公共交通につきましても、それに関していろいろ検討もされるようになると思いますが、その辺もいろいろ検討の中に入れていただけたらというふうに思いますし、先ほど私が12月の議会で述べた、そういった、高齢者に関することも検討に入れていただけたらと思います。

私も、12月においてはそれが全てできるとは思っておりません。そういう一つの中で、田布施の町であって、どういうふうな公共交通網をつくっていったらいいかという視点でいろいろ考えていただけたらと思います。

それとまた、よその計画なんかを見ましても、スクールバスですね、いろいろ補助金の適正化法の関係とか、いろいろありますが、スクールバスの活用も、今、3路線、竹尾と国木と、小行司と、そして戎ヶ下ですかね。そういった形で運行してありますが、これも多分、席が空いてると思うんですよ。そういったのも、財政的な面もいろんなことを考えて、クリアできる今の補助金の、もらっ

ている、それに対するクリアできることとか、いろいろあると思います。そういったことも考えていきたいということと、それから買い物送迎サービスですが、これも一体的に考えるようになると思うんですけども、柳井市の場合は、その法改正前ですから柳井地域公共交通網形成計画という、ちょっとここに持ってるんですけども、その中でも、いろいろあるんですけども、日積のほうのあれは、日積のうちでいう、買い物バスですいいね、それは条件がついてるんですよ。65歳以上とか年齢的な制限がついたりしてるんですけども、それは全然制限がついてないんですね。だからといって、そういう若い人が乗るかといったら、なかなかそういうわけでもないんですけども、そういったものも併せてもう撤廃できるものは撤廃したほうがいいのであれば、そうしてもらったというふうにも思いますし、それから柳井市の計画を見ますと、送迎バスも含めて柳井駅の電車の、列車の時刻表ですね、それに合わせてある程度組まれているというのがあります。

次の質問にも関連してくるんですが、駅の利用者数が関係してきます。そういったことも含めて、いろいろ知恵を働かせていただいたらというふうに思います。

それでは次、2番目の質問に入ってよろしいですかね。

それでは、2件目の田布施駅のバリアフリー化等について質問いたします。

柳井駅がエレベーターつき跨線橋、古い跨線橋が取っ払われて新設され、各ホーム、3つ、柳井はあるんですけども、11人乗りのエレベーターが設置されました。3台ですね、3台ほど設置されてます。で、内方線つき点状ブロックというのが新設されています。各ホーム、3ホームにです。

これは、視覚障害者などの転落を、線路への転落を防止するための点状ブロックと赤色のラインが整備されたということです。それと、ホームのかさ上げ、各ホームの列車が止まる範囲内で18センチかさ上げされたそうです。それで、ホームと列車の段差が小さくなったということです。

それから、列車接近装置、これは列車が来ますという、そういう表示ですね、そういったものを設置されている。で、音響案内装置、これは音響または音声で設備などの位置や方向を知らせます。

それから、触知案内図、案内図に触れることで設備の位置や方向を感知できるよう、案内図に点字や凹凸記号が整備されたということです。

それで、改札内の多機能トイレ等のバリアフリー化で便利になっている。その他、改札の外側にありました、あそこの駅前の駐車場ですけど、タクシーがよく止まってる場所ですけども、そのトイレも建て替えられて、新しくバリアフリー化され、これは3月から利用開始になっています。これは、こっちのほうはね、柳井市が事業主体でやられたということです。

で、今年の12月定例会で「田布施駅のホーム等のバリアフリー化などについて」JR西日本との意見交換や地元選出県会議員や県知事要望等で要望活動を実施、可能性を探っている、このことは

喫緊の課題だと認識している」との答弁でしたが、その後は進展はあったでしょうか、お伺いいたします。

と、2点目に、田布施駅は町の玄関口です。現在の田布施駅は60年前の昭和34年に建設されており、老朽化しています。建て替えについてJR西日本と協議してはどうでしょうか。田布施駅のトイレ、特に男性トイレの小便用の便器は位置が高いため、子供には使用しにくい、近隣では柳井駅、岩田駅、下松駅、櫛ヶ浜駅、岩徳線の周防花岡駅及び周防久保駅のトイレが田布施町よりも新しく、優れております。

トイレの整備について、JR西日本と協議したらどうでしょうか。

で、4番目に、今年12月に田布施駅に自動改札機が設置され、今まで南岩国までだった電子マネーi c o c a、広島に行かれたら分かると思う、ほとんどの方が使っておられますが、それが徳山駅まで使用でき、便利になります。これを機会に、かつて改札口があった駅の北側にも自動改札口が設置されるよう、JRに要望されてはどうでしょうか。利便性が増すため、駅の北側の民間開発が促進されるとともに、JR利用が増えると思います。

で、5番目、田布施駅の利用客を増やすには、駅周辺に廉価な駐車場が必要と思いますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目の駅のバリアフリー化についてのお尋ねでございますが、12月定例会後ですから、何か月もたっておりませんので、大した進捗もないわけでございますが、JR西日本にホームの段差解消、エレベーターの設置について要望いたしておりましたが、先日、回答も頂きました。また、その後、JR西日本と協議する機会もありましたので、いろいろ町としてのお願いもいたしましたが、非常にJRの方針が厳しいものでございました。やはり乗降数でJRのほうも段階的に整備をしていくという方針があるものでございますので、また今後、要望活動等も含めて、分野をはっきりして、全体的な、一回にということになりませんので、町としたら何ができるんかというものを少し、もう一回整理をして、JRがされること、町がされること、整理をしませんと、JRのほうは大変厳しい経営状態になっておりますので、それを待っておってはいかんのかなという気持ちもいたしております。

2点目の駅の建て替えについてでございます。

JRと協議してみてもというお話でございますが、当然、何回か、これまでもお話をいたしましたし、現在の田布施駅は昭和34年の完成でございますので、既に62年が経過をして老朽化もか

なり進んでおります。

これまでの協議の場では、駅前開発のこともあって、何回かJRのほうとも話をいたしました。当面、具体的な、こういうふうな建て替えをすとかいう計画は持っていないという方針でお聞きをいたしております。

3点目のトイレについてでございますが、議員御指摘のように、いろいろ御意見も頂いておりますので、これは町のほうで整備をしたほうがいいのかなどという考え方を、今、私としては持っておりますので、JRと話をして、トイレの改修については、できるだけ早い時期に進めたいと思っておりますが、一点気になりますのは、駅舎と違うところにあっても、やっぱり今度建て替える、いずれ建て替えるのであれば、その中にトイレがあるべきでありましょうし、今、少し離れておりますので、今度、建て替える駅舎が、今の形のまま建て替えるかどうかというのが分かりませんので、本格的な改修をするかどうかというのは、また議会とも協議してみたいと思っております。

4点目の北側の自動改札機の設置要望でございますが、この12日から、議員御指摘のように、自動改札機が運用開始となります。まだ、JRも未設置の駅もまだありますので、設置を進められているさなかでもあります。そしてまた、1台当たりの導入経費もかなり高額とも聞いておりますので、要望がありましたことはJR西日本に伝えておきたいと思っております。

5点目の駅周辺の駐車場整備についてでございますが、現在、月きめの駅東駐車場もあるわけでございますが、現在、駐車申込み可能台数が24台あります。そしてまた、そういった月ぎめじゃなくて、時間決めのという、時間でという駐車場の設置も考えられるわけでございますが、適当な用地も現在ありませんし、コストもかなりかかりますので、ちょっと運用も十分考えて、駅前開発等々の計画との整合性も図りながら対応すべきと思っておりますので、現在のところ、まだ具体的な案は持っておりません。

駅についての御質問でございますので、この場を借りてお知らせさせていただきますが、JR西日本からこの4月1日より、田布施駅は、終日駅員不在となるという、いろいろお話しはあったんですが、先日、正式に御連絡を頂き、駅のほうにもそういう掲示が貼ってあるようであります。

本町の窓口である田布施駅が駅員不在となるのは大変残念なことでありますが、JRの方針として山陽線、何か所か導入するというので、田布施町も、田布施駅も入っているということでございます。しかしながら、駅のホームとか、トイレの清掃等につきましては、今までどおりJR西日本が実施するというふう聞いておきまして、切符等で不明な点はインターホンによる案内をするというふうにも聞いておりますので、今後の状況を注視していきたいと思っております。

そして、町民の方への周知につきましては、この3月の広報でお知らせをするようにいたしてお

ります。利用者向けには、先ほど申し上げましたが、JR西日本が田布施駅にお知らせの掲示をするということで、既に掲示してあるということで聞いております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今の、あの、ちょっと今、駅員が不在になるというお話を聞きましたんで、そこを自動改札機をやれば、それだけJR西日本も厳しいので、そういう方針を取ってらっしゃるんだと思います。

私もそこに駅員がいらっしゃるんで、みどりの窓口という形でもね、使わせていただいていたんですけど、それもできなくなるということだろうと多分思います。その辺はかなり不便になるのかなと。

一方で、田布施の駅員、あれはJR職員がおるけえねという話をJRの退職したOBの方に聞いてみて、いや、あれはJRの職員じゃないよと、民間委託しとるんだよという話でもありました。一応、関係ないことではございます。

それから、さっきのバリアフリー化等についてですけれども、国の令和4年度予算案が2月22日に衆議院で可決されてから同日参議院に送付され、今、参議院で審査中です。予算案というのは、憲法の規定によって仮に参議院で採決が行われても、年度内の3月23日には自然成立します。

そういったことで、私、国土交通省のホームページでいろいろ調べてみたんですが、その中に鉄道局関係の予算決定概要というのが載ってまして、その中に、鉄道のあれで、地方部における支援措置の重点化として、バリアフリー基本構想につけられた鉄道駅については、補助率を現行の3分の1以内から2分の1以内に拡充し、バリアフリー化の加速化を図るという内容のものがありません。

それと、バリアフリー法に基づく基本方針の中で、1日当たりの平均利用者が3,000人以上の鉄道駅、これは柳井は3,000人以上なんですね。で、2,000人以上3,000人未満の基本構想の生活関連施設につけられた鉄軌道駅、ま、駅ですけども、を令和7年度までに原則として全てバリアフリー化、その他利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、地域の実情を交えて可能な限りバリアフリー化ということになっています。

田布施駅の1日当たりの平均利用者は、令和2年が1,000人、乗る方が1,000人未満ですから、900何人ですから、2倍にして利用者を計算しましても2,000人弱ということになります。

過去の例を見れば、約30年前は3,000人は超えていたわけです。そういったことで、もしこ

の補助金を、補助をうまく使おうとするならば、まあ、早く言えば、あの、今の政府は、国土交通省は、要は、そういうバリアフリー化をしたいということで、そういう、重点的にそういった予算を組んでいるわけですね。

で、一方で、国土交通省は報道発表もしています。令和3年の12月24日に全国の鉄道駅バリアフリー化を促進しますということで、今、言ったような、私、言ったようなこともその中には触れられています。

ですから、JRが厳しいからということもありますが、それだけにこだわらず、ちょっと食い下がって、できるだけ田布施にそういう、その補助を頂いて、田布施駅をバリアフリー化するように進めていただけたらというふうに思っております。

町長言われるように、私も簡単に物事がいくとは思ってませんが、そういう意見を言うことによって、少しでもそれが進んでいったらというふうに思っているわけでございます。

それと、もう一つあれなんですけど、田布施の駅の外側にある跨線橋がありますよね、あの長合に渡るんが。あれは一応、あれ、新生橋というんですかいね、あれをね、荷物を持って上がっていらっしゃる、駅の、ほいじゃけえ、南側のほうですね、原田タクシーのほうから上がっているおばあさんが、おばあさんって言っちゃいけないのですが、高齢の御婦人に出会ったんですよ。大変ですねって言って話をしたら、大丈夫ですって言われたんですけども、そのときちょうど県道の跨線橋、祇園神社のところが工事中だったんですよ、それで聞いたら、あそこは狭いんじゃないけど、あの工事は歩道を広げてくれるんで、あそここのところを通ると恐ろしゅうていけないのんと、歩道が狭いからですね、ほいで、県も橋を広げるといのは結構経費がかかるから大変じゃろうと思うんですが、私もちょっとそれを聞いて見に行ってみたら、やっぱりちょっと広げるような感じじゃなかったですよ。

ほいじゃから、そういったのもやっぱりね、長合地区の人は、そいじゃけえ、その、ですから、要は、駅の北口を造ればそれが解決できるっちゅうもんじゃないんですけども、そういったものもあります。

ほいじゃから、長合地区のほうから田布施の駅の前に来ようと思ったら、今の橋、あれを渡るか、だからそこを渡っているんだという話じゃったんですけど、米津本店の、あそこ祇園様のほうを渡るか、今の、今回、改修される豆尾踏切を渡るかという形になってくるわけですね。そういったものもあります。

それと、一応、その、今からいろいろ考えていくということなので、回答とかいうことではないんですが、その中で一つほど、もう一つ、駅、前にも同僚議員から田布施の駅前の点字ブロックの

関係で劣化しているというような話があったと思うんですけど、この辺はどうなったでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） その件に関しましては、先の議会のほうで補修の要望がございましたので、私のほうから、建設課のほうからJRのほうへ要望いたしました。

それで、令和4年2月25日にJRの職員さんが建設課のほうに来られました。それで、今年度はもう予算がないから難しいと、しかし、来年度につきましては、予算を計上する予定と、努力するというふうなことを言っておられましたので、町もJRのほうの予算がつきましたら協力をお願いしますということで話を終えております。

なお、駅前広場につきましては、管理区分がございます。詳細は、ちょっと図面で説明しなきゃいけないんで、御説明することはできないんですが、大まかに言うと、駅前広場の駅を半分に分けて、駅側、これはJRの管理区分、反対側、原田タクシーの側が町の管理部分となっております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。JRもその辺をね、前向きに考えていただいているということです。

当然、JRも財政的に厳しい、赤字で、このコロナの関係がいつまで続くかということでもいろいろあるかと思いますが、まあ一方で、国土交通省、今、私が言ったこともそのまままいこといくか分かりませんが、そういった予算を計上してやるようにしているという状況もありますので、ぜひバリアフリー化について前向きに食い下がって、JR西日本に食い下がって、ぜひお願いしたいというふうに思いますとともに、1問目の、なかなか言いにくいのですが、公共交通計画につきましても、今年度からそのように着手するということが大変期待をしております。すばらしい計画をつくっていただいたら。まあその、柳井市のこの計画書を見るだけでも結構ボリュームがあります。その計画書だけのボリュームっちゅうんじゃなくて、仕事のボリュームがあります。数少ない職員の中で、これやっていくほど大変だろうと思いますし、担当するところの部署はもっと大変だろうと思いますが、何とぞ、今までの、私が言ったことも一つの高齢者に対する、タクシーに関するものも一つですし、いろいろあると思いますので、そういったものを全部ひっくるめて、生活バスも、何もかも皆ひっくるめてこの計画はできるわけですから、そういった意味で、田布施町にふさわしい、本当、持続可能な交通網を形成していただいたらというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、高月義夫議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） それでは、通告に基づきまして、2問質問させていただきます。

一括質問一括答弁、2回目より一問一答で、2回目より一問一答ということでお願いいたします。

答弁は、どちらも東町長、お願いいたします。

まず、コロナ禍の中、田布施町の地域医療を支える医療機関の皆様をはじめ、対応に当たられる行政の皆様や全ての方に感謝申し上げます。

ただ、その中で、主に城南地域の医療を見ていただいた藤田医院が3月末をもって閉院されます。このことに地域住民の中には衝撃と不安を持たれる方もいらっしゃいます。通院されている患者さんからは、現在の場所で続けてほしい、また次の受入先や通院に対する心配など様々お聞きいたします。

現在、町内の病院はどこも患者さんが多く、待ち時間も長い傾向にある状況で、果たして自分達はどうなるんだろうかという不安の声が挙がっています。田布施町高齢者保健福祉計画には、高齢者が今後利用したいサービスとして、49.6%の方が買い物や通院の外出支援を挙げられています。

現在、町の中心地には病院があるが、麻郷、麻里府地域、そして4月からは城南地域も病院がなくなります。特に田布施町の西側には病院がなく、併せて地域公共交通の手段もタクシーしかないという住民に、毎回タクシーをとというのはかなりの負担となります。手軽に病院へ通える支援も大切だと思うのです。

そこでお尋ねします。町は今後の地域医療についてどのように考えていますか。また、どのような具体的支援ができますか。

続いて、2問目に移ります。

昨年6月の定例会で第6次総合計画の実施について質問いたしました。そのとき町長は、第6次総合計画を、町民、議会と一緒に着実に実行するための方法について、第6次総合計画の内容を町民の皆様に理解いただくため、総合計画の概要版を全戸配布、自治会長との意見交換会などを通じ、意見要望を頂き、必要に応じて諸施策、事業などに反映、議員とは総合計画を具現化していくため、議会において意見提言などを賜り、諸施策や事業の審議を引き続きお願いする。また、総合戦略に位置づけている施策については、今年度から各課の予算要求段階の前に、地方創生検討委員会の委員から意見・提言を頂き、必要に応じ計画の見直しなどを行っていくと答弁がありました。

そこでお尋ねいたします。来年度予算について、自治会長との意見交換会、地方創生検討委員会からの意見・提言はありましたか。また、それによる計画の見直しはあったでしょうか。そのほか

で、第6次総合計画に沿って特に取り上げられた予算内容は何がありますか。

以上、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

まず、地域医療についてでございますが、町としても藤田医院の閉院については急なことで大変驚いておりますが、長い間、田布施の地域医療を支えてくださった藤田氏には大変感謝いたしております。

現在、町には5つの医療機関がございますが、藤田医院の閉院で町の中心部の4医療機関となりますので、町民の方々には不安や通院の不自由さを感じておられる方も多くいらっしゃると思われまます。

御質問のありました、今後の地域医療についての方針ですが、地域医療の医師不足で困っている自治体も多いと聞いております。地域医療、また救急体制の充実は、第6次田布施町総合計画の基本計画にも掲げているとおり、休日夜間救急診療所の運営、地域の第2次救急医療を担う周東総合病院への運営費負担など、町民が安心して生活できるように、柳井近隣市町と連携し、医療体制の整備に努めてまいりたいと思います。

また、医療機関のほか、商業施設も町の中心部に位置しているため、外出の手段がない方は通院、買い物に大変困っているという声も多く聞いております。

現在の外出支援の高齢者や障害者のタクシー助成、買い物送迎サービス事業等も有効に活用していきたいと思いますが、先ほどありましたような地域交通計画の中で、また十分検討していきたいというふうに思います。

また、麻里府地域、城南地域では、地域住民等が地域の課題等について話し合う共同体において、住民の助け合いによる移動支援策についても協議がなされているところでありますので、このように多様な主体による支援の在り方について、全町的に協議を進めてまいりたいというふうに思います。

続いて、第2問目の第6次総合計画の進捗でございます。

第6次総合計画は、令和7年度までの田布施町の将来像や町の基本方針を示したもので、田布施町総合計画策定条例の規定に基づき、令和3年3月に議会の議決を頂き、これによりいろんな施策や事業に取り組み、まちづくりを進めているところでございます。

来年度は計画の2年目ということになります。また、この総合計画の実現を図るため、第2期田布施町、まち・ひと・しごと創生総合戦略とアクションプランも併せて策定いたしております。

お尋ねの1点目は、来年度予算についてですが、毎年、各課の予算要求に当たっては、総合計画の基本計画に基づく具体的な事業計画を示します実施計画を事前に策定することにしており、その前段階で自治会連絡協議会の意見交換会や私的諮問機関である地方創生検討委員会から御意見、御提言を賜ることにいたしております。

次に、自治会長や委員等から来年度予算について御意見等はあったかでありますが、意見交換会や各種の委員会等でも町に取り組んでほしいこともいろいろお聞きしております。御意見の中には、既に諸施策や今までの事業として取り組んでいるものも多くあり、こうした場合には事業の拡充等を検討・対応いたしております。

また、その他の御意見としては、施策としての実効性や効果などを検証し、可能なものは予算などに反映できればと考えております。

また、地域単位での要望としては、交通安全対策や防災対策、道路改修や都市下水路等の浚渫などがありましたが、緊急性や危険性を考慮し、また、優先順位等をつけ御要望に対応いたしております。

2点目は、意見による計画の見直しについてですが、第6次田布施町総合計画は、議会の議決事項であるため、次期計画までの計画変更はすることができません。議決変更ということになります。

しかし、第2期田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略とアクションプランの見直しについては、今年度から地方創生検討委員会を年2回開催しており、委員会等の御意見等を踏まえた総合戦略等の見直しを行っていきたいと考えます。

第3点目は、今回、第6次総合計画に沿って特に取り上げられた予算内容は何があるかについてですが、2月28日に全員協議会に提出いたしました令和4年度当初予算の概要で、第6次田布施町総合計画の7つの基本目標に基づいて施策を整備しておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。具体的に1問目から追加の質問をさせていただきます。

まず、主な内容として、今の御答弁の中、通院の支援ということで、公共交通の一つでもあるタクシー、それについては助成とか、買物送迎サービス事業を有効に活用というお話がございました。

そして、さらに城南、麻里府地域では住民のボランティア団体ですね、今立ち上がっておりますけれども、そちらも活用してというお話がございました。特に、ボランティア団体ですけれども、

私も助け合い城南のメンバーの一人であります。そこではまだ具体的にはそういう話というのは出ておりません。というのも、多分事業主体は町だと思えるんですけども、町のほうでどういうシステムを取って、どのような車両というものを使って、また、補償はどういうふうに、ドライバーはどうするかというような問題とか、様々な検討しなきゃいけない問題があると思えるんですけども、そういったものをちょっと示していただかないと、結構難しいのかな。

特に、私も民生委員、主任児童委員もやっておりましたけれども、そちらでも助け合いということで、何とかそういう困っている人を運べないかなというのもありました。やはり補償の問題とか、そういうものが大きな障害になって、それはやらないほうがいだろうということも出ておりました。

そういったルールというものをきちっと決めていただくことが、まず先ではないかな。それで初めてボランティアの方をお願いできるというんじゃないかなと思えるんですけども、そういった決め事というのを決める、今、見通しというのはいかがでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） おっしゃるように、支え合いグループでいろいろ議論されていると思います。言われるように、既存の交通会社、それから町が補助しているタクシー等以外に、運転ボランティアを含めた形で、保険の問題とか、それから運転のボランティアの集め方とか、運用の仕方とか、範囲とか、いろいろ細かい決め事をしていく必要があると思います。

言われるように、自主団体にお任せするというのはなかなか難しいので、今、平生、柳井、近隣でいろいろ活動していらっしゃるグループもありますので、その辺のグループの形態を分析をして、田布施町でどういった形で運用ができるか。それが可能なのか、その辺は今後健康保険課がやっていますグループで検討して、一緒に協議をして、立ち上げていかなきゃいけないなというふうに思っております。おっしゃられることは十分理解をしておりますので、どういう方向でできるか、今後また検討させてください。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。そういうルールをまず決めていただければボランティア団体も動ける。そういう気持ちで持っていらっしゃる方が、皆さんだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、先ほど、高齢者福祉タクシー、それから買物送迎サービスも利用するというお話がございました。実際、どのぐらいタクシー代ってかかるのかな。実はタクシーというのを町内で乗ったことがなかったものですから、城南公民館から田布施駅までちょっとタクシーに乗ってみました。

そしたら、3キロちょっとの距離で1,170円という金額でございました。町で高齢者福祉タクシーであれば、初乗り運賃690円補助していただけるということで、480円ほどの自己負担というようなことになろうかと思えます。買物送迎サービスとそんなに変わらない金額だな。だから、ボーダーラインは3キロ範囲なんだなというのを、そこで初めて分かったんですけども。

やはりただ、高齢者福祉タクシーというのは条件があって、最大でも月4枚、最小で2枚という規定がありますけれど、非常に限定されたものであります。で、藤田先生にちょっとお聞きいたしました。通院されている方が月にどのくらい通われていますかということをお聞きしたら、1回から2回というのが一番多いそうでございます。中には3回という方もいらっしゃる。ただ、自分とこだけじゃない、ほかの病院に通つとる方も結構いるんだよというお話もございました。

さらに、整形外科に通われる人は、リハビリということで、頻繁にこう通われているということも耳にいたしました。その回数によってやはり負担というのはすごく大きなことになる。先ほど、今日もいろいろ質問の中で出ておりましたけれど、そういったことも視野に入れて少し考えていかなきゃいけないものであろうと思えます。

で、先ほど、落合議員からもお話がございました地域公共交通というのは、そういったことを全部含めて考えていかなきゃいけない大きな問題だろうかというふうに思います。

そういった中で、本当に限定される補助も致し方ないところはあるんですけども、ただ、福祉というか、そういう住民サービスというのは、利益というのはもう見込めないわけで、赤字で当たり前というような世界の話でございます。そういうサービスというものをしっかり充実していかないと、免許というのは結局年を取っていくと返納が主流になってきておりますけれども、返納するものであって、ずっと運転をできるものではないということでもあります。そうした方がずっとこの田布施に住んでいられるような町をつくっていかなくちゃいけないんじゃないかな。もう年を取って出るのに自由に出れんから、じゃ、外にいる子供のところに行こうか、転出するというような事例というのも耳にしたことがあります。本当にそのような町であっていいのかなというのをすごく強く思っております。町長、このことに関してちょっと気持ちをお聞かせいただきたいと思えます。お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、医療・福祉・外出支援というのは必要な施策でありますし、朝もちょっと取材を受けたんですが、周防大島町より田布施町のほうが人口が多くなりましたねと言って新聞社がたくさん来て、何の質問かなと思ったら、周防大島さんはうちよりすごく多かった。2万人以上おられた町なんですけど、もう今は、お聞きしますと、うちのほうがちょっ

と、ずいぶん人口が多いような形に聞いております。で、周防大島さんもそうですが、どうしてもやっぱりこういう市町というのは、中心部はいいんですが、やっぱり周辺部がどうしてもそういったことになってしまいます。

ですから、先ほども申し上げておりますが、バスにしても、タクシーにしても、JRにしても、外出支援にしてもやはり一緒にこう考えないと、一つだけで、バスだけでというわけにはいきませんし、ボランティアだけでということはできませんので、やっぱりいろんなものが複合的にかみ合っ  
て、全部カバーするというのは無理かも知れませんが、そのカバーできる範囲を広げられるように、やっぱり防長さん、タクシー業者、それぞれの事業利益というものが当然ございますけども、やはり公共的な立場に立った見地から見ていただくということに少しお話しながら、先ほど申し上げました公共交通計画等を5年後、10年後の姿を見ながらつくっていきたいと思いますし、議会にも十分御相談をしておつていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ぜひとも、これからどんどんそういう対象の方が増えていく、減ることはまずないわけですし。そういったことも踏まえながら、ただ、5年、10年先は確かにそうなんですけれども、今現在困られている方がいらっしゃるということでありまして、そういう対策というのは随時こうしっかり考えていただかなきゃいけないというふうに思います。ただ、次の質問の第6次総合計画にも全部絡んでくるような問題でございまして、地域づくりというところでぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、2問目に関連したことでの質問をさせていただきます。

第6次総合計画の目指す田布施町の将来像「～いのち育み 未来へとつなぐ～ 笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」、これは本当に私すごく気に入っております。このような町が実現すれば、もっともっと人が来てもらえて、笑顔あふれる町になるんじゃないかなと思うわけでございます。

この総合計画の資料の中の町民アンケートの中に、将来像の住みよいまち田布施の逆を問うた項目がございまして。田布施町の住みにくいと感じる理由で、1位は買物などの生活が不便、2位は医療、福祉施設が不足、3位に道路や交通の利便が悪いと挙げられています。

また、快適な生活環境のまちの項目の中に、公共交通機関の充実が12項目中1番不満に思われている項目になっております。まさに町民が感じている田布施のここが直ればというところ、ウイークポイントについて如実に指摘されていると思うわけでございます。

この住みにくいと感じる理由、いろいろ思うわけなんですけれども、住む地域に昔はあった食料・日

用雑貨を売っている小売店がほとんどなくなってきております。そして、今や当たり前になっているコンビニエンスストア、町民の多くはコンビニエンスストアに行くにも自動車で行かなければならないということでもあります。都会の方に話すと、えっというふうに言われるわけですが、それが現実であります。

そして、医療は総合病院がない。また、整形外科や産婦人科など高齢者やこれから出産し子育てをしようとしている方が必要な診療科がないというところが、御指摘になられたところではないかと思えます。

先ほどの町長の答弁の中にも、広域でというお話がございました。もうこれは田布施では致し方ないことだというふうに思うわけでございますけれども、しっかり連携を取っていただきたいというふうに思います。

また、公共交通機関の充実への不満は、町民の近くに必要な施設が充実していなくて、離れたところへ行くまでの手だてができていない。つまり、住民が利用したいと思う地域公共交通のシステムが脆弱だからだというふうに思うわけでございますけれども、このアンケートについて、町長いかがでございますでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） やはりおっしゃるとおりだというふうに思います。町政の担当として思いますのは、やはりそういったところが常に気になるわけございまして、議員と考え方は一緒だと思いますが、やはり病院にしても、買物にしても、大変困られているんだなというような実感がいたします。

しかし、先ほども申し上げましたが、朝来た新聞記者は逆のことを言うんです。田布施町は非常に人口減少率が低いと。よそから見ると非常に住みやすい町だと。観点が違うんですが、いやいや、そんなことはありませんよ。大変なんですよというふうに言うんですが、やはり徳山であろうと柳井であろうと光であろうと周辺部に行くと、下松でもやはり末武のほうはすごい人口が増加しますが、熊毛町の周防のほうに行きますとやっぱり人口減少というのが、格差が非常に厳しいということ聞いております。

ですから、その辺、私が思いますのは、例えばバスですと、ここから出て柳井に行くということは田布施だけで考えたんじゃどねいしようもないわけです。病院にしても、周東病院、光の病院にしても、これいずれにしても田布施町から交通手段を考えるというのは、もう不可能な話なんで、しかし、デマンド交通とか、そういったものについては、その町の単位を超えてはいけんというのが前提なんです。ですから、デマンドを考えようと思っても、周東病院までのデマンドというのも

当然、柳井市、平生さんと協議も必要ですが、防長さん、タクシー会社との協議がないと、田布施町の業者だけでやろうというわけにはいきませんので、周東病院まで考えれば、平生町さんの業者、柳井市さんの事業者、そういったものの合意がないとできませんし、その辺のデマンドだけで申し上げても、なかなか地域公共交通計画というのは単町でつくりますけども、実際は生活圈というのは周南圏もありますし、柳井圏にもまたがっておりますので、それがどういう形で住民の方へプラスになるような計画をつくるかというのが非常に難しい。私も副町長ともいろいろ話をするんですが、それに心がけて情報を考えながらやっていると、もう少し時間をかけて考えていかなきゃいけない、ちょっと難しい問題だというのが実感でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） そうですね。広域で考える、あの、計画は単町なんですけれども、ただ、それは相互に乗り継ぎができるような計画はしっかり立てていかなきゃいけない。それが今言うM a a S（マース）という考え方になってくると思うんですけれども。そういうふうな連携というのはしっかり取らなきゃいけないんじゃないかなというのは、私自身も感じております。非常に難しいとは思いますが、ただ、乗り越えなきゃいけない課題でして、その辺をしっかり当たっていただきたいと。

で、ただいま町長から人口減少率が田布施は低いというお話がございました。これちょっと今からお話する中で、今現在、山口県の教育委員会では、県立高校の将来構想の検討協議会というのを開いて、学校の統廃合を検討されております。これからある程度の数の高校が再編・統合されるということになってくると思うわけですけれども、現在の田布施駅ですね、駅前では高校生の送り迎えの車、朝夕ごった返しております。どういいますか、駐車場があまりないというのもあって、駅構内では入りきれない車が道路にずっと並んで子供を待っている、送って来るという姿を目にするわけでございます。

これ、以前からずっとこういう状況を見ておるんですけれども、これは学校の再編・統合が進むにつれてなお顕著になってくるのかなという気がいたしております。密接に関わっていることで、どうしてもよその高校に通うということが多くなってくると思います。

そうした中で、やはり地域交通というものはそういう問題を解決してくる一つの手だてになるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。そうしていかないと、逆に選ばれない。若い人がこの町に住もうということになってもらえなくなってくる。どうせなら学校のあるところの近くに住もうかというようなことを選択肢にされると、非常に不利な町になってくるのではないかなというふうに思います。そういったことも踏まえながら計画は立てていただきたいなというふうに思

います。

そして、第6次総合計画の中に、基本目標4、美しくて暮らしやすいまちづくり、7番目の公共交通の維持の中に、買物送迎サービスがあります。これは令和2年度の実績では、登録者数が114名、運行回数355回、利用延べ人数が470人、よって1回の利用者は約1.3人という形になります。効率が非常に悪くて、そのために総合計画の中にも「利用率の向上を図る必要があり、アンケート調査などを通じて住民のニーズを把握する必要がある」と記載されております。

このアンケート調査、いつごろ取られる予定でございましょうか。お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 実施は経済課のほうでやっているんですけど、運営のほうを社会福祉協議会のほうでやっています。

で、社会福祉協議会の職員がアンケートを取って分析をしているんですけども、有償運送運営協議会の中でなかなか開かれないというのもあって、その議論がなかなかもむことができない状態。で、以前、ある議員からもあったんですけど、今500円の金額を300円にしたらというのが、そのテーマに2年前ぐらいに上がって、で、社会福祉協議会のほうでいろいろアンケートを取った結果であれば、今乗っていらっしゃる方については、そんなに高くは感じないというのが全体的な印象だったと。だから料金を下げないという話じゃないんですけど、一応そういうアンケートを取っています。

それを含めて、利用していらっしゃらない方のアンケートがどうなのかとか、その辺を総合的に分析をして、有償運送運営協議会のほうでどのような対策を取ったらいいかということを協議させていただきたいと。テーマとしては必ず上がってきますので。

それと、運行の形態です。形態も以前は交流館、それから駅と役場が大体、それを病院がある新町、波野団地あたりまで広げていますので、その辺の運行形態と料金とをどうするかというのが、今後その有償運送運営協議会の中で深めていく議論のテーマになるんだろうと思います。どの辺で折り合いがつくのか、関係団体もありますので、町の意見だけでもいけませんし、意見をまとめて、どういう形でまとめていけばいいかというのをもう少し待っていただきたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。実は、先月ですけれども、地域公共交通の市町村職員向けのセミナーがございました。私もお願いして、リモートでしたけれど参加させてもらいました。

そこでいろんな市町村の担当職員さんと話す中で、この買物送迎サービスや高齢者福祉タクシー、

実はやっていないところが結構あるということで、非常に興味を持たれました。視点的にはすごくいいものであろうかというふうに思うわけです。

で、以前もホームページのお話をしましたけれども、ホームページでこの買物送迎サービスと高齢者福祉タクシーというものを検索、どこにあるかなとクリックして探すんですけど、なかなか行き着かなくて、買物送迎サービスは町のトップページから5回クリックして、間違えずにクリックして初めてたどり着きました。違うところを押さえると全くたどり着かないというような状況でございました。多分、社会福祉協議会なんで別枠になっていますし、それぞれ担当課で分かれているんで、それが分かってないとクリックできないという状況です。

で、お願いしたいのは、とにかく住民サービスという項目をつかって、その中にそういうサービスのものは入れていただくと、非常に分かりやすいなというふうに思いました。利用者が少ないというのは、多分認識として知っていない方が多いのかなというふうな気がいたします。いいものはどんどん宣伝していただいて利用していただく。利用者が多くなれば多分利用料も下がっていくと思うんですけども、そういった努力もぜひしていただきたいなと思います。

あと、同じく総合計画の中で、田布施町地域内フィーダー系統確保維持計画というのがございます。資料をちょっと頂いて、見させていただきました。この中には、本当に問題点ということで、きちっと今現状の路線バスの問題点が書かれております。私も、ああ、ここまでもう分析されているんだというふうに思いましたけれども。

このことについて、問題点は指摘されているわけですが、じゃ、どう解決しようかというものが全く書かれていなかったんです。毎年見直されているというんで、毎年この分は問題が出ているんだと思うんですけども、その改善点という意見というのは出てこないものでしょうか。お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然問題点が出てきています。それに向けて次年度どうしていくかという話は出てきております。先ほど副町長が言いましたように、値段の問題とか、あと、やはり使い勝手がいいとなると、やはり止まるところを増やしてほしいとか、そういう問題点が出ております。それを着実に改善しつつ、先ほど言いました波野北団地のほうに行くとか、どうしても、これはやはりタクシー会社とか、そういったところにも御理解をいただきながら進めておるところではございますが、そういった形の中で進めております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ともかくこの問題点が全てだというふ

うに思います。

で、路線バスですけれども、私は田布施に住んでいて路線バスに乗ったことがなかったんです。先ほどのセミナーを受けるのに、乗って体験するよという課題が出ておりました、初めて乗りました。柳井から徳山まで、平日・休日それぞれ1往復ずつ乗りました。計4回田布施を通ったわけですけれども、実際田布施からは乗られた方が1名だけいらっしゃいました。あとは全然いらっしゃらないような状況です。

で、柳井田布施間も乗ってみました。曜日と時間帯を変えて計これも2往復乗りましたけれども、私だけというようなこともありました。なかなか、あの、運転手さんに聞いたら、大体こんなもんですよということをおっしゃられたわけですけれども。せっかく、先ほども落合議員から御指摘がございました、予算を使って出しております。何か、いきめをいくように改善できないもかなというふうに思いました。素直なところ。空気を運んでいるだけじゃないかなというように、極端に言うんですけど。利用されている方は確かにいらっしゃるわけですけれども、もっともっと効率がいいものになったらいいな。

で、私がどうやって乗ったかという、柳井駅まで行って、柳井駅に駐車場があるんで柳井駅に車を止めて、乗りました。そこで思いました。各停留所に行くのに近くの人はいいですけれども、遠方の方ってそこまで移動する手段がないなというふうに思うわけです。そういう手段がないから、利用したくてもできないよねというのが結論だったわけですけれど。何らかそういう点と点、線と線を結ぶようなものをこれからしっかり考えていただきたいな。これが地域公共交通の計画だろうというふうに思うわけですけれども、そういった点、ちょっと御考慮をいただけないでしょうか。お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 大変貴重な御意見ありがとうございます。地域公共交通の中にも当然JRさんまたバス、そしてまた買物送迎サービス、また皆様方の住民さんの御意見等々を踏まえた上でつくってまいりたいというふうに思っています。

当然、先ほど言いましたように、有償運送運営協議会を母体にしながら、今まで入っていない警察とか学識経験者または国土交通省、まだメンバーは厳選しておりませんが、そういった中で協議をしながら、また本町に見合った形の中で作成したいというふうに思っております。

先ほど落合議員からもおっしゃられましたが、なかなかこれボリュームがございまして。なかなかすぐにはできるという計画ではございませんが、5年後、10年後、10年というとなかなか難しいかも分かりませんが、5年後を見据えた計画の中でよりよいものをつくり上げていきたいというふ

うに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） 本当に今おっしゃった中に利用者というのがないなというふうに思いました。というのが、今の有償運送運営協議会というのも利用者は入っておりません。で、一番肝心なのは、利用される人がどういうふうに思っているかということが一番肝心だと思うんです。でないと、行政側また事業者側が考えたものが利用者に即しているかということ、利用者というよりは、やはりどうしても営業内容とか、利益とかというようなことに先に行ってしまうのではないかなというふうに思うわけですが、地域交通というのはやはりそういう利益というものに見合わないところがあると思います。それは事業者には仕方がない、利益がないと続けることができませんので、それは考慮してあげなきゃいけないんですけれども。

そういった意味で、やはり利用者を大事にさせていただきたいな。できれば、その計画を立てる前に、計画をこれからやるよという前に、そういう各自治会なりというところでアンケートなり、意見というものをしっかり聞いていただいて、地域ごとに多分違うと思うんです、実情は。町の中のほうと周辺部っていうのは、全く違う問題というのがたくさん出ると思います。そういったことを確認いただきたいんですが、いかがでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 有償運送運営協議会の中で利用者じゃなくて、老人クラブの会長さんなり、商工会の会長さんなり、そういった形の中で町内に当然入っております。

で、今言われたように利用者となると限定されるわけですが、こういった方も踏まえて、どのような形の中で人選を進めていくかというのは、また考えていきたいというふうには思っております。近隣の柳井市さんは市民代表というくくりもございまして、で、それは光市さんはございませんが、自治体によっていろいろと考え方があろうかというふうに思いますので、そういった意味の中で人選を考えていきたいというふうにご検討しております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ぜひ学生さん、親御さんも入っていただきたいなというふうに思います。これからどんどん使われる世代になります。PTAというものもぜひ含めていただきたいというふうに思います。

そして、先ほどのセミナーの資料ですけども、全部経済課のほうに御提出しております。ぜひ参考にして、よりよいものをつくっていただきたいというふうに思っております。既存のバス、タクシーそしてボランティア、いろいろな団体と協働しながら、外出したいときに自由に外出できる仕

組みをつくる。これが大切だというふうに思うわけでございます。私自身もまだまだ分からないところ、知らないことがたくさんありまして、これからまだまだ研さんを積まなきゃいけないというふうに思っております。共に取り組まさせていただきたいと思っております。

時間になりました。以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、高月義夫議員の質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 休憩します。10分間の換気ですから、ちょうど3時まで休憩したいと思います。換気のほうもよろしくをお願いします。

午後2時48分休憩

.....

午後3時00分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

内山昌晃議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） それでは、一般質問したいと思います。今回は2問いたします。

答弁者は町長で、一問一答でよろしくお願いいたします。

では、まず1問目です。仕事と子育ての両立。

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備する次世代育成支援対策推進法、また、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するための女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が令和4年4月1日から労働者が100人以上の中小企業にまで拡大されました。

田布施町においては、平成17年に田布施町特定事業主行動計画が策定され、現在は第2次計画の後期分が令和3年4月1日から計画をされています。また、男女ともに仕事と育児を両立できるよう、育児介護休業法が改正され、令和4年4月1日から3段階で施行されます。

これらを踏まえ、以下について質問します。

ではまず1つ目、田布施町特定事業主行動計画についてです。

- 1、職員の育児休業代替要員は十分に確保できているでしょうか。
  - 2、子供の出生時における父親の休暇の取得について、出産特別休暇2日、それから育児特別休暇5日の取得状況はどうなっていますか。
  - 3、保育園送迎等を行う職員に対して、勤務時間の割り振りの配慮を行っているでしょうか。
- それから、4、本計画に掲げている目標の達成率、途中経過はいかがでしょうか。まず1つ目が、

育児休暇取得率、目標では男性が13%、女性が100%となっています。それから、年次有給休暇取得日数割合、目標では80%となっております。採用者の女性割合、目標では採用者の3分の1、それから、課長補佐以上に占める職員の女性割合は30%ということになっております。それから、改正される育児介護休業法の田布施町の対応はいかがになっているのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

特定事業主行動計画については、本町におきましても平成17年に田布施町特定事業主行動計画を策定し、その後、次世代育成支援対策推進法の期限延長や平成28年4月に女性活躍推進法が施行されたことにより、内容を見直し、現在、令和3年4月から令和8年3月までの5年間の計画期間中でございます。

それでは、まず1点目の職員の育児休業代替要員は十分に確保できているかとの御質問でございますが、育児休業取得時の代替要員の確保について、人員の配置替え等によって育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、適切な代替要員の確保を図ることとしております。実際の運用といたしましては、長期であれば配置替えや会計年度任用職員の任用、短期であれば課の中での協力で事務にあたっております。

次、2点目は、子供の出生時における父親の休暇の取得について、出産特別休暇2日、育児特別休暇5日の取得状況についてのお尋ねでございます。これにつきましては、令和3年の実績は、対象者は2名で、出産特別休暇は平均2日、育児特別休暇は平均3.5の取得状況となっております。

3点目は、保育園送迎等を行う職員に対して勤務時間の割り振り等の配慮についてでございます。育児・介護のための早出遅出制度は設けておりますが、これまでの利用者はありません。コロナ禍の中で一般の職員にも通常の早出遅出の運用を奨励しておりますし、1日につき2時間を限度とする育児休業部分休業制度の利用者も増えておりますので、そうしたことで送迎時間の調整は可能と考えております。

4点目の本町に掲げている目標の達成率ですが、令和3年の実績で育児休業取得率は男性の13%の目標に対して50%、女性の100%の目標に対しては100%、年次有給休暇取得日数割合は80日の目標に対して62.5%、80%の目標に対して62.5%でございます。また、採用者の女性の割合は、5年平均で3分の1の目標に対して40.6%、課長補佐以上に占める女性職員の割合は、30%の目標に対して30%でございます。最後に、育児介護休業法改正に伴う対応ですが、令和4年4月1日から3段階で改正されることになっており、中でも2回目の改正である令

和4年10月1日施行の出産時育児休業の創設が大きな改正点であるとなります。これは、出生後8週間以内に4週間まで分割して2回取得することが可能な育児制度でございます。対象となる労働者は、産後休暇をしない者とされていることから、大半は男性ということになり、国では、産後育児パパ、産後パパ休暇という通称を設けております。

少子高齢化の進展や働き方改革の中で、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる社会を実現することは重要な課題であり、田布施町役場におきましても、法改正の趣旨に沿って職場の環境改善に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 仕事と子育ての両立ということで、近年の若者が企業に何を求めるかというそういう価値観があるわけですけど、私が若い頃とか昔はやっぱり給料が高いところとか、やりがいのある職場というのが上位のほうを占めているということで、最近の傾向でいえば、もちろん今言ったこともあるんですけど、福利厚生というか、休日がしっかり取れるとかか、子育てがうまくできるとかか、そういうところに重きを置くという傾向が最近は見受けられるというふうにネットのほうには出ておりました。それから、私が勤めております法人でも、新しく入ってきた若者に聞くと、やっぱり休暇が欲しいとか、そういう自分の生活を大切にしたいというような意見もありまして、やはりこの、福利厚生というか、こういうところをしっかりと大切に対応していただきたいというふうに思っております。

で、今答弁にありましたところでちょっと質問なんですけど、例えば、職員の育児休業の代替要員はということで、長期であれば、会計年度職員や配置替えなどで対応する。短期であれば、そこはもう補充なしで、その担当のところの人数で補ってやるというふうな、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） そのとおりでございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 令和2年度、3年度も、コロナ対応とか、例えば、災害とかも予期せぬこういうことが起こって、人数もそれぞれの課で多分恐らくぎりぎりやってこられたと思います。とはいえ、こういう福利厚生の方もしっかりと対応しなきゃいけないということで、人員が足りているのかどうかというところもちょっと一つ気になる場所なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今年、職員採用を行いまして、一応3人の職員を採用しました。で、来年、再任用を含めまして5人程度職員が減る見込みで、それを採用するか、どのような補充をするかというのは今後の検討なんですけど、一番困るのは、採用する期間が10月ぐらいまでにある程度採用するんですけど、それ以降、出産が決まったとか、病気になったとか、こういう形で予期せぬ欠員といいますか、職員がいなくなる、ちょっと短期間ですけどいなくなるというような状況があります。こういうときが一番困るんですけども、職員補充ができません。で、会計年度任用職員で対応していくようになりますけれども、対応できる部署と対応できない部署があるので、その辺は、対応できないような場合は、ちょっと早めの職員採用とかして対応できればいいかなという思いはしますけれども、はっきり言って今ぎりぎりの状態でやっていますので、1人でも2人でも欠けていただくと、ちょっと穴が開いて業務がちょっと難しいなという部署もありますので、その辺は今後内部でよく検討して、職員定員を含めた形でもう一回見直していかなきゃいけないかなという思いもします。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） よく分かりました。人員配置、人数というか、これは適当かどうかという問題はちょっとまた改めてまた違う次の議会、次の次ぐらいでまた改めてここはもっと掘り下げて質問をしたいと思います。

それから、この計画、特定事業主行動計画、目標の中でちょっと1つ気になる。大体目標はクリアされているということで、なかなかすばらしいなというふうに思っております。で、唯一クリアできていないところが有給休暇取得日数、80%に対して62.5%、日数でいえば平均で16日ということになっております。一般の企業では、監督が労働基準局、労働基準監督署ですかね、というところがなっておって、有給休暇5日以上は取得を、事業主は取得をさせなさいと、無理やりでも5日以上は休ませなさいというようになっております。もしこれができないと罰金なりペナルティーが来るということになっておりますが、町のほうでは皆さん5日というのは、町のほうはペナルティーはないと思いますけど、取れているんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 令和3年の状況でございますけれども、まず、全職員の平均でいいますと12日程度は取得をできております。で、その中でも、若干ちょっと、若干といいますか、11名程度は5日をクリアできていない、そういう状況でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 先ほどのちょっと副町長の話もあったものですから。やはり人員が足りないのか、なかなか業務のほうが多忙な中で5日クリアできない方がいるということで、なかなかちょっとシビアな問題だと思っております。あと1か月はないですけどありますので、できる限りまだ5日取られていない方はぜひそこはクリアをして休んでいただくということをお願いしたらというふうには思っております。

それから、あと、課長補佐以上に占める職員の女性割合は、30%の目標に対して30%ということで、こちらはクリアされております。で、内閣府の調査で、インターネットでちょっといろいろ調べさせていただいたんですが、全国の市町村の平均というか調査で、令和2年4月現在、係長相当職は35%、これは女性の割合ですね。それから課長補佐が29.2%、それから課長以上は15.8%というふうな、全国平均ではそういう割合になっています。もし本町でこういうもし割合を出されていれば教えていただければと思います。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 出しております。係長級につきましては、今、内閣府35%とおっしゃられたのに対して21%、課長補佐級につきましては、内閣府で29.2%に対して本町では43%弱、課長級につきましては、内閣府15.8%に対して19%弱という状況でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 係長を除けば全国平均よりも上回っているということで、この数字だけで見れば、田布施町は女性活躍の場は全国よりもなっているということと理解してもいいのではないかというふうに思います。

ちょっとひっかかるのが、係長相当職が21%しかいないということで、女性の係長がいないということの表れだと思いますけど、これは何か理由があるんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 国のような大きな組織の係長というのは、各ポジションが多いというのがあります。本町のような小さな場合、総務課でも係長でいうと2人しかおりませんし、その辺、規模で変わってくる。そして、年代構成で随分、採用年齢で男女比が違うところでは影響が出てくるのかなというふうには思います。できるだけ女性の役職を増やしていこうということでやっておりますが、やはり働く者の気持ちも大事にしながらやっていこうということで、できるだけ国の方針に沿った形でやっております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） それぞれの自治体の実情に合わせて女性の活躍できる場をつくっていただきたいというふうに思っています。

この議場でいえば、前に並んでおられる中で女性3人おられます。この方たちがここでいえば課長以上の職だということだと思えます。今日、質問にも答弁もされていますし、ぜひ女性が活躍する場がこれからもどんどん増えてくればというふうに思っております。

それから、議会の勉強会というのが1か月に1回、各それぞれの課ごとに行われています。その中で、いろいろこの事業の説明をされる。ほとんどが男の方、係長さんだと思うんですが、その中でも説明をされたのは2名ばかりしぐらいしかなかったという。だから、やっぱりそういう場とかにも積極的に女性を参加をさせるというような、若い頃からやっぱりそういう段階的な教育というか、研修というか、機会を与え、機会を設けてその人材を育成するというか、将来、町を担ってもらう人材を育成していただきたいというふうに思います。

では、これで1問目は終了したいと思います。

すいません、もうちょっとありました。すいません。育児・介護の法改正の問題です。

本丸というか、この10月1日の法改正が一番大きい改正だと思います。産後パパ育休という分ですね。出生後8週間以内に4週間まで取得可能ということでございます。これについては、先ほども答弁があったんですが、短期の方はその課の中で差し繰ると、代替はしないということで、例えば、4週間休めるというので、これが4週間続けて休まれた場合、この辺はどうされるおつもりでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） その課の係の状況にもよりますけれども、対応できない場合は、会計年度任用職員の短期で対応しなきゃいけないかなと思います。対応できるようであれば、少し無理を言っても係で協力し合ってやっていける体制であればそれでやっていこうということで、状況によって違うと思いますので、その辺はその課や係の状況、協力体制を含めた形で検討をしたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 支障の出ない範囲でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、あともう一つ、今度は、育休を当人というか、本人が普通は申請して育休を取るというふうになるんですが、今回は事業主のほうから取りませんかというような働きかけをしなくてはいけなくなると。申請を待つのではなく、もうこちらのほうから取りなさいと、いかがですかというふうなことになると思います。その辺の対応方法というか、運用方法というか、どこか窓口があ

ったりするのか。教えてください。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 今回の法改正で、3段階で施行されますけれども、令和4年、この4月1日から雇用環境の整備とか、個別の周知、意向の確認等、措置の義務化ということが行われまして、具体的には、産後パパ育休に関する研修の実施でございますとか相談窓口の設置ということでございます。今回、条例改正等もする予定でございますけれども、ちょっと相談窓口、恐らく総務課のほうになろうとは思いますが、この辺の運用についてはこれから整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） それでは、この項目のもう最後の質問をしたいと思います。それと、もう一つの改正で、有期の雇用労働者取得要件の緩和ということで、雇用期間1年未満の者も対象になるというのがあると思いますけど、そちらのほうも今回でなるということによろしいでしょうか。それと、育休中、有期雇用者、会計年度職員になると思うんですけど、その方にはその間賃金は出るのかどうかということも併せて質問します。

○議長（松田規久夫議員） 総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 今回の法改正に合わせて、条例のほうは正職員等のことをさっき言ったんですけれども、それに合わせて、こちらはちょっと規則のほうになりますけれども、会計年度任用職員につきましても、これまで産前休暇・産後休暇が無給だったものを有給にしたりとか、改善を図って、何点か改善を図っていく予定にしております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） では、育休中は有給の賃金が出るというところによろしいんですかね。はい、分かりました。では……

○議長（松田規久夫議員） 堀主幹。

○総務課主幹（堀 昌子君） すいません。産前産後は有給なんですけれども、育休中は無給です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 産後8週以内は大丈夫ということですかね。8週以降は出ない。

○議長（松田規久夫議員） 堀主幹。

○総務課主幹（堀 昌子君） 産前産後というのは、何ていうんですかね、出産する本人ですので、その場合は産前産後で有給ですが、育児休業については無給です。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ちょっと時間もなくなってきましたので、また後日、ゆっくりとまた説明を頂きたいというふうに思います。すいません、もうちょっと時間がなくなってきました。

それでは、次に、2問目に行きたいと思います。田布施町に子供食堂をということでございます。

子供だけで来られる食堂として東京で始まった子供食堂は、現在では、新たな地域の交流の場として、子供を見守る場として全国に3,000以上の食堂が活動しています。

山口県においても100か所で活動を行っており、主に子供たちに無償または安価で食事を提供し、地域の誰もが参加できる食卓を介したコミュニティー形成の場となっています。

このたび、町ボランティア連絡協議会、町食生活推進協議会、町地域公益活動推進協議会などが連携し、運営協力支援を行い、田布施町でも子供食堂を開設しようと動き始めています。

このような動きのある中、町として子供食堂の意義と目的をどう捉え、また、どういう形で関わり、協力支援をしていくのかをお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

子供食堂は、主に子供たちに無料または安価に食事を提供する場であり、地域の誰もが参加でき、子供の孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながる多世代の交流の場でもあります。

県内では、約100か所の子供食堂がNPO法人や宗教法人、地区社協などにより開設されておりますが、コロナ禍により運営も困難な状況にあるとお聞きしております。

本町では、経済的に困っているというような相談を頂いている独り親家庭に食料を提供する宅食を行っております。

コロナ禍の中、子供食堂の開設については、具体的な取組が難しいこともあり、まだ開設には至っておりません。

こうした中、1月20日に子供の健康と育みに関わる関係者にお集まりを頂き、町社会福祉協議会の主催で子供食堂開設セミナーが開催され、子供食堂の仕組みや意義などについて理解を深めたところでございます。

本町といたしましては、多様かつ複雑な困難を抱える子供たちに対し、ニーズに応じた取組を継続的に支援する観点から、子供食堂のような子供の居場所づくりに必要な支援を行っていききたいと考えております。

今後とも、社会福祉法人や子供の育みに、健康に関わる方々とも連携し、継続的な事業実施ができるよう、NPO等の担い手も育成し、開設に向けた支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 今、答弁にもありました、中で答弁ありましたように、1月20日に町社協の主催で子供食堂開設セミナーというのが開催されました。私もそこに参加をさせていただきまして、県内の状況とか、どうやったら立ち上げることができるのかとか、課題とか、いろんなものを共有をさせていただきました。

で、県内100か所あるわけなんですけど、近隣でいえば、平生町に1か所、柳井に3か所、光に2か所と、もう周りのところはほとんどが開設をされていると。この点については田布施がちょっと乗り遅れているなという気持ちもありまして、ぜひ、どんなにちっちゃくてもいいので、田布施町にも子供食堂をぜひ開設していただきたいというか、いきたいと、私もその中の一員として関わって行ってやりたいというふうに思っております。

で、目的も俗に言われているのが貧困対策ということが前面に出ているんですが、そういうのも含めてというか、中にはあるかもしれませんが、やっぱり食を介してそういう個食対策というか、それから子供の居場所であるとか、それを地域ぐるみで見守っていったりとか、それから大人と子供が、多世代が交流できる、そういう場所ということで、そういうのを捉えて地域が一体となって取り組んでいけたらというふうに思っております。

結局、課題というのが、まず運営主体というところが出てくると思います。一般には、NPO法人だったり、それから社協、社会福祉協議会だったり、そういうところがやっているところが多いとは思いますが、やはり、こう継続していくためにはやっぱりそれなりのところが関わっていないと、これは継続が難しくなるんじゃないかと思うんですが、その辺の考えについてはどんなでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 継続主体に関する考え方については、議員お見込みのとおりだと私も思います。やはりこういうものって1回イベント的にやって「よかったですね」で終わるようなものではないと考えております。やはりきちんとそういった基盤を持っているところ、基盤といいますとちょっと大仰になってしまいますけれども、やはり継続的に何か事業をやっておられるところが、回数としては例えば週に1回とか、月に2回とか、これは別に何か決まっているものではありませんけれども、そういったものをずっと続けていくことができるところが担っていただけるのがやはり一番よいのではないかと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） まだ本当に動き出したばかりで、まだ何も決まっていない状態で、まだたればの話になるので、あまり言えないというところもあります。

あと、やはり民間ができるところ、町ができるところというところで、こういうすみ分けをしていかなきゃいけないということで、町のできるということのを考えましたところ、まず、公的な補助ですかね、金銭面でいうところ、公的な補助というところがあるかと思います。

それから、場所ですね。一般的には公民館とかそういうところでやられているみたいなので、町にも公民館、各地域に1つはあったり、また、公会堂とかありますので、そこ辺りを使わせていただければいいなというふうに思っております。

それから、あと、食材ということで、これは一般的にはフードバンクというのがあって、県内6か所、8か所ぐらいあって、この近くには光市があります。そこがフードロスがなくそうということで、いろんなところから食材を集めて、食材をストックしているというところがあって、そこから食材を調達して賄うという流れになると思います。こういう取組も、町も御支援を頂いて、SDGsにも掲げておりますフードロスを削減するということに一役買ってもらおうというところで、こちらもお願ひしたらというふうに思っております。

それから、一番これが重要なことだと思いますけど、やはりボランティアの方をどれだけ集められるかというのが、ここが一番の課題だと思います。当然、町の方にもお手伝いはしていただければしていただけるし、あと、広報とかホームページとかでボランティアの募集をしていただいたりとか、そういうことでお願ひをできたらというふうに思います。

1問目で質問した町の特定事業主行動計画の中にも、最終ページに、子供や子育てに関する地域貢献活動への参加、それから地域活動等を実施される場合は子供を含めた家族が参加するよう努めるというふうにも記載されておりますので、ぜひ御協力を頂いたらというふうに思っております。

まだ動き始めたばかりなんですけど、これからもこれが継続的に活動していただけるよう支援し、協力していきたいと思っております。

町としても、今申しました、もし協力できることというのがあれば、そこは協力をしていただきたいというふうに思って、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、内山昌晃議員の質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、神田栄治議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） それでは、私が最後の質問者になります。長時間にわたっておりますが、どうぞ最後までよろしくお願ひをいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問形式は一問一答で、答弁は町長でお願ひいたします。

最初の質問事項でございます。企業誘致の実績と今後の誘致方針及び創業支援についてでございます。

町への企業誘致は、雇用の場の確保、人口・税収の増加等、町の活性化につながる重要事業でございます。最近は、従来からの企業誘致に加え、会社を立ち上げる創業支援に力を入れる自治体が増加しております。

そこで、以下のとおり、御質問をいたします。

1点目は、直近おおむね5年間で田布施町企業立地促進条例の適用を受けました企業誘致の実績についてでございます。

2点目は、現在、田布施町には誘致できる用地が幾らあるのか。所在地、箇所数、面積などとそれらのPR用パンフレットの作成の有無についてでございます。

3点目は、それらの企業用地の誘致活動をどのように実施されているのか。また、今後のその取組方針につきましてお尋ねをいたします。

4点目は、現在、創業支援をどのような方法で実施されているかと今後の取組方針についてお尋ねをさせていただきます。

5点目は、町の企業立地促進条例における優遇措置の拡充についてでございます。現在、田布施町では企業立地奨励金を対象となる事業に対しまして固定資産税相当額を3年間交付いたしておりますが、県内の他市町では、この立地奨励金に加えまして、雇用奨励金、企業用地取得補助金や従業員住宅新設奨励金を、また、宇部市では、市街地にオフィスを開設した場合に家賃支援補助金、施設整備補助金を交付するなど、幅広い補助を実施しておられます。町の融資方針に沿う優遇措置の拡充ができないかについてお尋ねをいたします。

以上5点になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

企業誘致は、地域経済の活性を目指す取組の中で最大の効果をもたらすものであり、本社や事業所などを地方に誘致し、都市部に一極集中している経済を地方へ分散させ、雇用の確保、税収の確保、U I Jターン、就職の促進、人口定住など、地域の活性化にとって大きなメリットがあると考えております。

まず、1点目の直近おおむね5年間で田布施町企業立地促進条例の適用を受けた企業誘致の実績でございますが、本条例が施行されましたのは平成19年でございますが、平成20年度から毎年、奨励措置の適用を行っており、直近5年ですと3企業を認定しており、約1,200万円の奨励金を

交付しております。

2点目の現在誘致できる用地があるか、それとPR用パンフレットの作成状況についてでございますが、現在、誘致できる大規模な用地はありませんが、今後、開発事業者等と連携して町内工業団地や遊休地などの適地の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。また、PR用パンフレットですが、本町独自のPRパンフレットはまだ作成しておりませんが、山口県企業立地推進課と県内市町が企業誘致を推進することを目的に、山口県企業誘致推進連絡協議会を設置しており、その協議会で県内の企業誘致情報が分かるよう、PR用のパンフレットを作成いたしております。

それでは、3点目の企業誘致活動をどのように実施しているか、今後の取組方針でございます。町として山口県企業誘致推進連絡協議会の取組に参画し、情報発信やPR用推進として県内外に対し、パンフレットの配布やイベント等での企業誘致のPRを行っております。また、今後の取組方針といたしましては、誘致できる用地がなければ誘致も実現しませんので、開発者と連携して町内工業団地や遊休地などの適地確保に努めてまいります。

4点目の現在創業支援をどのような方法で実施しているか、また、今後の取組方針についてでございますが、山口県経営金融課が行う創業・新規事業展開支援資金としての融資ややまぐち産業振興財団が行うやまぐち創業補助金の周知を行っております。本町独自の支援はありませんので、今後はまた検討してまいりたいというふうに思います。

5点目の町の企業立地推進条例における優遇措置の拡充についてでございますが、平成19年度に施行された本条例は、平成28年度に幅広い業種の事業者にも申請ができるよう、運送業、郵便業、卸売業を新規に追加し、対象業種の拡充を行っております。今後につきましては、新型コロナウイルス感染拡大によって生活様式が変化しつつ、ウィズコロナ、アフターコロナの時代に向け、人や企業が地方に分散しやすいような事業の創出や地域活性化につなげるような動きができるよう、企業の立地整備を支援する体制づくりや、企業の進出や事業拡張のしやすい環境の整備等、他市町が実施している事業等も参考に、優遇策の拡充を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

今、直近5年間で3企業を認定されたとありますが、もし会社名よろしければ教えていただけたらと思います。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 平成28年に認定したところがトミテック株式会社でございます。で、

平成29年に認定したのが摂陽明正。で、直近でいいますと、令和2年、大和紙器さん、この3社でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

それから、誘致できる用地がなかなか町の場合はもうないという御回答だったかと思います。回答の中で、米出の工業団地ですが、企業が所有している土地で売却ですとか借用が可能な、その企業誘致可能な土地というのはないのかお尋ねをいたします。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 米出工業団地につきましては、町が持っているところは全て完売しておりますが、民地はやはりございます。

昨年、一昨年ですか、実は民間会社から問合せがございまして、企業がここに来るんじゃないかというところまで実は来ておったんですが、最終的にどうしてもこの企業対企業のほうがちょっとうまくいかなかったという事例がございます。

で、当然、先ほど町長も答弁しましたように、民間事業者等も話があればひうちも乗ってきたいというふうに思いますし、県も企業立地に対してはすごく前向きでございます。先般、大和紙器さんが来られたときも非常に県のほうからバックアップを頂きまして、コロナの影響で調印式という大々的なことはできませんでしたが、すごくフォローアップをしていただいておりますので、それを糧にして町もできるだけ多くの企業用地が確保できるような形の中で努めていきたいというふうには考えております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。よその工業団地のように、候補地がいっぱいある状況でないという中で町が企業誘致をじゃあどのように進めていくかということになるろうと思います。

そこで、先ほど5番目に質問をしました企業立地促進条例で優遇措置の拡充のちょっとことをお尋ねしました。県内他市の促進条例見ますと、企業用地取得補助金というものを宇部市、山口市、柳井市が交付しております。つまり、町は用地を持っていないけど、企業が見つめてきた土地に対して補助金を出しますよという補助金制度を持っていると。これを、やはり企業用地がないのであれば当町においても同様に優遇措置として拡充するお考えはおありでしょうか。お尋ねします。

○議長（松田規久夫議員） 山中課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 確かに本町においては企業立地奨励金のみでございます。県内を見回

すと、確かに近隣市町を含め、いろいろな制度がございます。確かに企業が来ていただけるためには、ある程度の補助金は必要だというふうには考えておりますし、ひいても特に雇用奨励金は各自治体持っていらっしゃるようでございます。

で、当然、用地がないと来てもらえないというのもありますし、用地があれば、今言われましたように、民間が用地を取得すればそれに対する補助とかというのも考えられますので、これは少し研究しながら、できるだけ企業さんにとって有利な状態の中で来ていただけるようにちょっと努力していきたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） よろしく願いいたします。

関連になるんですが、こういう優遇制度をやはり広げるということで、いかにもちょっと補助金をすればお金がかかるんじゃないかと、財政面大丈夫かというやはり思いが出るかもしれません。ただ、この補助金のいいところは、手が上がった場合に必要になるというところだと思います。

通常、補助金始めますと、もう向こう5年間は続けて毎年交付せにゃいけんとか義務的経費みたいになってしまいますが、これは企業から手が挙がらなければお金の準備がいないんですね。企業から手が挙がるということは、非常に田布施町としてはウェルカムなわけですから、そこに対してお金を支出するのをけちるんじゃなくて、そこをやはり選択と集中、一番肝心の生き目のいく補助になろうかと思っておりますので、私はこの優遇措置というのはぜひとも間口を広げるという意味で設定の意味は非常に深いと思っております。

県内他市のその奨励条例見ますと、事業所設置補助金、それから雇用奨励金、今言いました企業用地取得補助金、それからITサテライトオフィス誘致推進補助金、それから街中オフィス立地推進事業補助金、情報通信産業等立地促進補助金などいろいろと挙げております。これ1つの市町が挙げているんじゃなくて、全部を網羅したものでございます。

こういう、やはり誘致のPRをするためには優遇措置が不可欠だと思います。町長がトップセールスをされるにも、やはり田布施町の売りが必要だと思っております。ぜひ当町の企業誘致に即した優遇措置を拡充していただきたいと思っております。

最後に、創業支援についてでございます。

県の支援制度を活用しまして支援をしていくとの御回答だったかと思いますが、県も企業誘致には力を入れておられるのでタイアップして取り組んでいただきたいと思っておりますが、最近では都市部にある本社とは別に地方に設置するサテライトオフィスの誘致を県をはじめ、各市町が取り組んでおります。

県のホームページを見ましたら、該当箇所を検索しますと各市町の支援制度一覧のタブがございます。ここが、何と言いますか、情報通信産業と中心市街地と中山間地域の3地域に分けてあるんですが、町での掲載は中山間地域で周防大島町が挙がっているのみでございました。

やはり、誘致を強力に推進するためには、田布施も歓迎しているよと、ぜひ田布施に来てねという意味で、田布施町の文字もやはりそのホームページの中に、県のホームページでございますが、掲載があるといいと思っております。ぜひ、このサテライトオフィスの誘致推進補助金制度を新設してはと思いますが、いかがお考えでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 森企画課長。

○企画財政課長（森 清君） 今議員御指摘のあったサテライトオフィスの誘致については、これ雇用の拡大という観点からも第6次の田布施町総合計画また総合戦略の中でも本町としても推進を図っているところでございます。

県内では、今中山間支援としてサテライトオフィスの整備費とか通信費というところで、ちょっと私の記憶では7市町がそういう補助をしているというふうに承知しております。

私としても、現在新しい補助制度というところは考えておりませんが、また、町の独自制度とか国の補助の上乗せ制度というのは特には考えておりません。ただ、国ではこれまでテレワーク推進交付金とかございまして、また令和4年度からはデジタル田園都市国家推進交付金というものも新たに創設されるところでございます。

まずは、そういう国、県にも制度ございますけど、国・県の制度を活用していただきたいというふうに思っております。その上で、そういう誘致の御相談等ございましたら、今県と一緒にそういう協議会も持っておりますので、町として何ができるかというのは検討していきたいと思っておりますし、丁寧な対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

この企業誘致を含めた産業振興とその起業は全ての基本と言っても過言ではないと思っております。田布施町に企業を呼び込むためには、支援制度の充実とPRが鍵を握っておると思っております。この支援制度の拡充とホームページの充実をお願いしまして、大きな1点目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2点目の質問でございます。

田布施町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と今後の取組についてでございます。

子育て支援の目的でございますが、主に3つあると言われております。1つは出生率の向上、2つ目は子供たち次世代への投資、3つ目は女性の労働市場への進出促進の3つでございます。

中でも、急速に進行している少子化への対応は国家的課題であり、田布施町においても最重要課題の一つでございます。少子化は人口減少の大きな要因であり、未婚化や晩婚化が主な理由と考えられますが、女性の社会進出に伴い、子育てと仕事の両立の負担感や子育てそのものの負担感の増加も大きな理由と考えられます。

国が平成24年に子ども・子育て関連3法を制定しまして、平成27年からは子ども・子育て支援新制度をスタートさせたことに伴いまして、当町においても平成27年の3月に田布施町子ども・子育て支援事業計画を策定し、令和2年3月からは第2期の事業計画を策定し、現在に至っております。

計画の体系は、妊娠・出産から子育て、親の働き方改革、子ども・子育てに優しい社会づくりまで広範囲にわたっておりますので、本日の質問は主に保育及び仕事と子育てを両立させる社会づくりについてお尋ねしたいと思います。

そこで、最初の質問でございますが、仕事と子育てを両立させる社会づくりの取組としまして、また保育サービスの充実につきまして、第1期計画で達成できた項目、継続して取り組む項目等についてどのようなものがあるかお尋ねいたします。

次に、男性の育児休暇取得率でございます。アンケート結果で5.6%と支援計画の中に載っておりますが、第2期の計画終了時点での取得率は幾らを想定されているのか。また、その達成のためにどのように取り組まれているかお尋ねいたします。

3つ目の質問といたしまして、山口県が働きながら安心して子育てができる雇用環境づくりのために、やまぐち子育て応援企業の宣言制度を実施しております。これが、町内には何社あるのか。また、この応援企業を増やすためにどのように取り組んでいかれるかお尋ねいたします。

4つ目の質問ですが、本計画の達成に向けましてKPI、重要業績評価指標の設定のお考えはないかについてでございます。

5つ目の質問としまして、子育て支援に対する執行部体制の強化についてでございます。本計画は子供・子育てに関する計画でございます。先ほども申しましたように、内容が非常に広範囲に及んでおり、主管課だけの取組には限界があると思います。町の重要課題であることも鑑みまして、私は主管課を中心としたプロジェクトチームかワーキンググループを編成し、子育て支援先進地の調査や情報収集、計画の進行管理、今後の戦略策定等の会議を月に1、2回開催するなど取組の強化を図ってはいかがかと思いますが、所見をお伺いいたします。

そして、最後の質問でございますが、新年度予算におきまして新規に予算化された子供・子育て支援関係の事業があればお教えいただきたいと思います。

以上、6項目についてよろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、子供の笑顔と元気を地域の皆さんが支えることを基本目標として、子供・子育て支援に関わる関係者の方々からなる田布施町子ども・子育て会議において広く意見を伺い、第2期計画が令和2年3月に策定されたところでございます。

まず、第1点目の御質問でございますが、第1期計画の評価ということでございますが、主なものとしては3歳未満児の保育、放課後児童クラブの拡充、子育て世代包括支援センターの開設等子供・子育て支援の取組充実を図ったことが考えられます。

その他、就学前教育・保育の充実や子供と母親の健康づくり支援、生きる力を育む教育の充実など計画として定めた項目はおおむね達成できたのではないかと考えております。

次に、2点目の男性育児休業取得率についてでございますが、本町の計画では取得率の目標は設定しておりません。国においては、令和7年の目標として30%を掲げていますが、平成30年度に実施した本町のニーズ調査では5.6%にとどまっているのが現状でございます。

この男性の育児取得の推進は、少子化対策の大きなポイントでもあり、町としても町内企業への働きかけを商工会等の協力を得ながら進めていきたいと考えております。

次に、3点目のやまぐち子育て応援企業についてでございますが、町内には先月末現在で該当する事業所は7つでございます。会社におけるメリットも含め、町として商工会等の協力を得ながら働きかけを進めたいと思います。

次に、4点目のKPIの設定についてでございますが、本計画においては教育・保育の量の見込みと確保の方法等を設定し、毎年度子ども・子育て会議において検証を行っております。しかし、KPIとしての設定の難しさもありますが、次の計画策定時には効果的な方法を探ってまいりたいというふうに考えます。

次に、5点目の子育て支援に係る体制強化についてでございますが教育・福祉・保健と裾野が広い行政課題である子育て支援対策について、児童福祉主管課だけではなく、横断的に関係課で情報や課題を共有し、全体で取り組んでいく必要性については議員御指摘のとおりでございます。

この取組につきましては、令和元年度に関係課の若手職員からなる子育てワーキンググループを立ち上げ、これからの子育て支援施策について何が効果的なのかを論議して重ねた実績がございま

す。このワーキンググループの報告に基づき、就学前児童の医療費助成の所得制限撤廃、セカンドブック事業、産前産後サポート事業などを令和2年度予算に反映をいたしました。今後も必要に応じて柔軟に機能させていきたいと考えております。

最後に、6点目として新年度予算における新規または拡充した子供・子育て支援関係施策でございますが、具体的に挙げますと、乳幼児健康診査の充実、子供家庭総合支援拠点の設置・運営、子供医療費の所得制限撤廃、放課後児童クラブの施設移転、きめ細やかな教育環境づくりなどがございます。教育・福祉・保健それぞれの分野で子育て支援を最重点課題として位置づけ、思い切った予算措置を行い、充実を図ったものとなっております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

今の御回答の中で、やまぐち子育て応援企業が7社あるという御回答を頂いたんですが、7社もしよろしければ具体名を教えてくださいませんか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員お尋ねの企業なんですけれども、田布施町内には7社、ちょっと順に追って申し上げます。大晃機械工業株式会社、トミテック株式会社、株式会社大島商会、西日本ステンレス鋼線株式会社、井原建設株式会社、兼本建設株式会社、牛島電設工業株式会社、以上7社でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

第1期計画の達成状況の質問に対しましては、おおむね達成ということで安心をいたしました。よくテレビの報道では、待機児童が都会では問題になっておりますが、それも当町においては無いと聞いておりますし、延長保育のほうも継続して実施されておりますし、また保護者が病気等の理由で一時的に養育困難な場合に児童を預かるショートステイ、トワイライトステイなどの体制も整っていると聞いております。そういう基本的な支援体制も当町においてはできているのではないかなと思っております。

で、問題はここからでございます。いかにその、例えば少子化対策を図りたいという思いがございますから、女性の仕事と育児の両立の負担感を軽減しないことには、できればもう1人子供が欲しいと思っておられておっても諦める事態も想定されます。少子化を克服したと言われるフランスでは、赤ちゃん誕生後に取得する休暇、先ほど内山議員の質問でも出ておりましたが、フランスで

は父親産休と言っているそうですが、この取得が父親の育児への意識を変えるそうです。人生で一番大切な時期だったと振り返る父親もフランスではおられたそうです。

ぜひこうした取得率を上げていくために、職場の理解がやはり欠かせません。子育て応援企業を増やす取組が必要な理由かと思っております。

そこで、質問でございますが、現在こういった啓発はリーフレットやポスター掲示によるとお聞きしておりますが、町内の企業に呼びかけましてワークライフバランスの推進に向けた講演会の開催ですとか、育児休暇が十分取れない原因は何なのか、そういった会社アンケートの実施とかそうしたものが行いながら、いかにその社会風土ですね、育児休暇を取らせてあげよう。先ほど育児休暇の取得のためには事業主のほうから取らないかと言わなきゃいけないという話もございました。そういう企業風土を作るための施策をしてみたらいかがかと思っておりますが、いかがお考えでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員御指摘の点につきましては、これ正直申し上げますと、私たちのちょっとセクションでいうと一番その手薄になってしまう、あまりその企業さんとの、ちょっとなかなかその関係性というものが、やはりちょっとほかの部署に比べると少し薄いかなど。

ですから、おっしゃられたように、やはり働き手であるお母さん、お父さんがしっかりそういった仕事と育児を両立できる環境が整わないと、例えば、こちらのほうでいくら預かる環境や手当を充実したとしても、やはりそれから以降につながってこないというところはおっしゃられるとおりでと思います。

今、おっしゃられたアンケートなり、そういった講演会なりということにつきましては、これに関してはやはり商工会とかそういったところも含めてどういったふうに進めたらいいのか、お知恵を頂きながら進めさせていただければと考えます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思います。何がいかというのはなかなかないので、やはり試行錯誤しながらの取組になろうと思います。先ほど既に設置しておられるというワーキンググループがあるということですので、そうしたところでしっかり御議論を頂いて、有効な施策を通常の業務が大変な中で忙しいと思いますが、ぜひ時間を割いていただけたらと思っております。

それから、4点目に質問しましたKPIの設定についての質問の御回答としまして、次の計画策定時において効果的な方法を探ってまいりたいと考えておられますが、これはじゃあこの2期計画

ではちょっとK P Iの設定は考えていらっしやらないということなんですか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） ちょっとこの2期計画につきましては、完成をして、一応令和2年度から6年度までのちょっと5年間とするということで、ちょっとその中でK P Iをまた新たに設置するというについては、ちょっとそこまでのところは具体的な方策はございません。

ただ、なかなか、先ほど町長の答弁にもありましたように、何をそのK P Iとして設定すればそれが効果的な考え方となるのかということもありますので、子供の出生数が増えればじゃあそれがその数値なのか、それとも預かりの保育の、例えばその定員が増えればそれがK P Iになるのか、ちょっとなかなか正解が難しいところではあるかと思えますので、ちょっと子ども・子育て支援事業計画の中で設定するか、町全体で見ると全体的な計画もありますので、その中でちょっとK P Iも参考にさせていただきながら事業の計画のほうは進めさせていただければと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

私は、やはりこのK P Iの設定は今回の質問で私は非常に最重要視をしている質問事項でございます。

なぜかと申しますと、この事業計画の進行管理は田布施町の子ども・子育て会議で実施されます。点検評価をされる際に、P D C Aサイクルという言葉がありますが、プランがあって実行してチェックしてアクションを起こす。そのチェックを起こすときにあれだけ膨大な事業が展開している中で何をやったというのが、実施中であるとか継続実施とか達成できました、じゃあどうなのか。それから、項目が多すぎますので、どれが重要な項目でどれがまあそうでもないのかというこの重みづけもできない。

そうした中で、子ども・子育て会議の委員さんがあれだけの膨大な評価をじゃあどこまで達成できているんだ、どの項目を力入れてやっついていかにやいけんだというのが、P D C Aが私はこのK P Iがないとできないんじゃないかと思うんですね。

で、一転話を変えますが、山口県にも当然この子ども・子育て支援計画は計画策定がございます。県のその計画見ますと、各項目に皆このK P Iが設定してございます。例を言いますと、例えば25歳から44歳までの働く女性の割合、これを現状が何%で目標は何%とあるわけです。それから、イクメン応援企業登録数というのもございます。それから、先ほど内山議員が質問されました子ども食堂の箇所数なんかも現状と目標値等が設定してある。これが、各項目において皆出ているんですね。

やはり、それを見て初めて委員さんも、「うん、これは90%の達成だ、オーケーA評価、A評価、A評価」、「ここはCだな」とか、やはりそのまたKPIの中でもやっぱり重みづけがあるかと思うんですね。ですから、この計画を6年度まで待っておったら2期の計画の評価すらも思うようにできないんじゃないか。ということは、3期計画作る時にもじゃあどこに力を置くのかということころが、焦点が絞れないんだと思うんですね。

ですから、ここはぜひお願いしたいと思いますが、再度いかがでございましょう。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 私、先ほどほかの計画もございまして、その中でも含めてというふうに申し上げたんですが、田布施町のまち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン、この中では子育て支援事業の充実という項目ございましてこの中ではKPIを設定をいたしております。

具体的に申し上げますと、重要業績評価として子育てワークショップ開催回数ということで4回というKPIを設けております。あと、それのほか子育て広場の開催回数、子育てカフェの設置、ホームページ・スマートフォンを活用した子育て応援サイトの新設、ワークライフバランス推奨企業の会社の数ということで設定をいたしております。

どれだけできているかということでいいますと、令和の2年度でいいますと、子育てワークショップの開催回数4回。基準値で、平成26年でいうと0回だったものが4回になっている。ただ、目標値としてはやはり5年間で12回とかそういう形になっています。そのほか、ただ子育て広場の回数とか子育てカフェに関してはまだ0か所、0回とかという形になっておりますので、そういったところがまだ追いついていないのかなと。

ただ、ワークライフバランスの推奨企業でいいますと、令和2年度2社ということでしたけれども、先ほど今7社という形でお答えしたように、そういった田布施町内の企業でもきちんと取り組んでいただいているところはあるのかなというふうに考えてはおります。

最終的に、そういった基本目標の中で年少人口、ゼロ歳から14歳、令和の2年ということで目標が1,836人ということで挙げておりますが、現実としては1,529人ということでやはり年少人口は減っているのだなというそういう思いはしております。ただ、これ人口というのは一番最後の最後に出てくる結果でございまして、なかなかそのそれがストレートに反映してくればれば一番いいんですけれども、なかなかこれをしたからじゃあすぐ上がるというものではないのかなと。

私どもとしましては、やはりそのこの子ども・子育て支援事業計画になるとどうしても、やはり

需要に対してどれだけボリュームを確保できるかというところが主眼となっておりますので、子ども・子育て支援事業計画でKPIを設定するというよりかは、こういったまち・ひと・しごと総合戦略とかそういった中で連携しながらそういった目標数値設定をしてみたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ちょっとしつこくなりましてすみません。ぜひそういった形で、私はやはり形を言わずに実質を取りたいと思います。ぜひお願いします。

最後に、時間がなくなったので1点ほど。問合せ窓口のワンストップ化についてでございます。これは要望です。

町民の方が窓口で問合せをされた場合、担当課がどこなのか、どの窓口で尋ねられてもすぐに回答できる体制が取れたらいいと思っております。ですから、来客者用にはカウンターの上にご案内板がある。それから、職員用は手持ちとして各項目、かなりあると思いますが、どの課が所管なんだというような簡単な表があれば、どこですよとすぐこう言えますよね。教育委員会に行かなきゃいけない場合もあるわけですから。そうしたちょっとした工夫をお願いできたらと思ひまして、よろしく願いをいたします。

今日は、いろいろと御質問に対する御回答をありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、神田栄治議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） ただいまから換気休憩に入ります。再開は4時25分とします。

午後4時16分休憩

.....

午後4時25分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

.....

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

日程第15. 議案第13号

日程第16. 議案第14号

日程第17. 議案第15号

日程第18. 議案第16号

日程第19. 議案第17号

日程第20. 議案第18号

日程第21. 議案第19号

日程第22. 議案第20号

日程第23. 議案第21号

日程第24. 議案第22号

日程第25. 議案第23号

日程第26. 議案第24号

日程第27. 議案第25号

○議長（松田規久夫議員） 日程第5、議案第3号令和4年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第27、議案第25号山口県市町総合事務組合の財産処分についてまで23件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました23議案の概要について、御説明をいたします。

議案の説明に先立ちまして、令和4年度の行財政運営全般に係る私の所信の一端を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が地域規模で拡大し、経済構造や環境に大きな変化が起き、また、最近ではロシアのウクライナの侵攻が平和の根幹を揺るがしました。

こうした社会情勢は、経済に深刻な影響をもたらすことが予想され、今後、本町においてもさまざまな影響を受けることが懸念されます。

このため、世界や国の動きをしっかりと注視しつつ、新型コロナウイルス感染症対策や防災対策など足下の課題に引き続き取り組んでまいります。

さて、来年度は、近年風水害が頻発していることから、喫緊の課題である防災・減災施設の強化に重点的に取り組んでまいります。

具体的には、災害時に防災拠点施設となる保健センター新築工事や、保健センターと近隣公園やその周辺を一体的に防災公園として整備する防災公園駐車場等整備事業、また、複数のメディアへの配信と、質の高い情報共有や伝達が可能となるよう防災行政無線操作卓の更新事業などを実施いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策を推進するとともに、国が推し進めるデジタル化を加速するため、学校図書館を図書館の分館とし、一つのシステムで管理・運営する、県内初となる図書館システム分館機能構築事業や、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付・被災者支援システム構築事業などを整備化します。

子育て支援の充実策としては、小学生から中学生を対象とした子ども医療費助成事業の所得制限を撤廃するとともに、安心して暮らしやすいまちづくりへの取組として、子育て世帯を対象とする城南住宅建替事業や、豆尾第1踏切拡幅事業などを行います。

これら多くの重要課題に積極的に取り組むことにより、来年度は、平成7年以来、過去2番目となる大きな予算規模となっております。

また、令和4年度は第6次田布施町総合計画の2年目であり、まちの将来像であり「～いのち育み 未来へつなぐ～笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の実現を目指し、誠心誠意、町政運営に当たってまいります。

議会におかれましては、引き続き、お力添え、御協力いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、提出議案の概要について御説明申し上げます。

議案第3号は、令和4年度田布施町一般会計当初予算でございます。

予算総額は69億円で、前年度当初予算に比べ10.8%、6億7,000万円の増額でございます。

まず、歳入について主なものを説明いたします。

町税は、前年度は新型コロナウイルス感染症の影響による町税の減収を見込んでおりましたが、税収実績が堅調であることから、前年度に比べ7,307万9,000円の増額となる17億872万5,000円を計上します。

地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆減などにより、

前年度に比べ1,900万円の減額となる1,100万円の計上でございます。

地方交付税につきましては、地方財政計画により、前年度に比べ9,000万円の増額となる21億2,500万円を計上いたしております。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業や中学校昇降機等整備事業に係る学校施設環境改善交付金の減などにより、前年度に比べ5,302万円の減額となる8億8,809万円を計上いたしております。

県支出金は、参議院議員選挙委託金や地域子ども・子育て支援事業の増により、前年度に比べ2,204万2,000円の増額となる4億8,307万3,000円を計上いたしております。

寄附金は、ふるさと寄附金の受け入れ減を見込み、前年度に比べ1,062万円の減額となる6,045万1,000円を計上いたしております。

繰入金は、前年度に積み立てた財政基金からの繰り入れにより、前年度に比べ1億5,495万6,000円の増額となる1億7,695万6,000円の計上でございます。

町債は、保健センター新築工事等に伴う防災拠点施設等整備事業債の増などにより、前年度に比べ3億8,760万円の大幅な増額となる8億5,930万円を計上いたしております。

次に、歳出で主なものを説明いたします。

まず、一般職に係る給与費等は、前年度より4,173万9,000円増額して計上しております。会計年度任用職員以外については、昇給や給与改善等により、また、会計年度任用職員についてはICT支援員などの専門的な職員の任用の増等により、それぞれ増額となっております。

総務費は、保健センター新築工事や防災公園駐車場等整備事業、新型コロナ地域支援対策費の増などにより、前年度に比べ5億2,697万円の大幅な増額となる14億1,852万7,000円を計上いたしております。

民生費では、麻郷児童クラブ2組をTAIKOスポーツセンター田布施から、麻郷小学校に移設するための施設整備や、保育士の処遇改善等を図ることなどから、前年度に比べ8,047万1,000円の増額となる20億5,036万6,000円を計上いたしております。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減により、前年度に比べ2,220万3,000円の減額となる5億1,621万1,000円を計上いたしております。

農林水産業費は、農業水路等長寿命化・防災減災事業や尾津漁港海岸保全施設整備事業の減などにより、前年度に比べ7,512万9,000円の減額となる2億3,077万2,000円を計上いたしております。

商工費は、のんびらんど・うましまの駐車場整備などにより、前年度に比べ2,051万円の増額

となる8,387万円の計上でございます。

土木費は、豆尾第一踏切拡幅事業や、新型コロナウイルス感染症の影響による木材価格の高騰等のため、前年度執行を見送った城南住宅建替事業の増などにより、前年度に比べ7,200万円の増額となる9億4,021万5,000円を計上いたしております。

消防費は、防災行政無線操作卓更新事業などにより、前年度に比べ1億1,445万4,000円の増額となる4億1,254万5,000円を計上いたしております。

教育費については、前年度は中学校昇降機等整備事業があったことなどから、前年度に比べ4,936万9,000円の減額となる5億3,320万2,000円を計上いたしております。

次に、議案第4号から議案第7号までは、特別会計の当初予算でございます。

まず、議案第4号の国民健康保険特別会計でございます。一般被保険者高額療養費の減による保険給付費の減額を見込んでいますが、特定健康診査受診率向上対策等により、全体としては、前年度に比べ94万8,000円の増額となる18億6,475万3,000円の計上でございます。

なお、県が示します標準保険料率に沿って、保険税率の改定を行うこととしており、保険税の減収を見込んでいます。減収分は増加してきた基金の繰り入れにより補填いたします。

次に、議案第5号の下水道事業特別会計でございます。

下水道整備事業費の減により、前年度に比べ3,035万9,000円の減額となる8億5,527万5,000円を計上しております。本年度は、中央雨水1号幹線、浜城排水路等の雨水管渠整備事業を予定しております。また、令和5年度からの公営企業法適用化に向け、引き続き取り組んでまいります。

議案第6号は、介護保険特別会計でございますが、居宅介護サービス給付費の増等による給付費の増額により、前年度に比べ3,238万7,000円の増額となる16億1,561万7,000円の計上でございます。

議案第7号の後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療保険料負担金の増等により、前年度に比べ3,782万5,000円の増額となる3億4,720万5,000円を計上いたしております。

議案第8号から12号までは、令和3年度の各会計に係る補正予算に関するものであり、歳入財源の収入見込み及び各事業の最終見込み、また、国の補正予算に伴う事業の追加計上等により所要の補正を行うものでございます。

議案第8号は、一般会計補正予算で2,601万円を減額補正し、予算総額を73億6,108万2,000円とするものでございます。

なお、全体の収支調整等として、財政基金への積立金を1億9,326万2,000円増額してお

ります。

まず、歳入でございますが、町税は個人町民税、法人町民税及び軽自動車税の増収見込みにより、7,950万円の増額補正といたしております。

各種交付金につきましては、収入見込みによる補正でございます。

地方交付税は、国税収入の増による普通交付税の追加交付により、1億1,905万4,000円の増額補正でございます。

国庫支出金は、農業水路等長寿命化・防災減災事業、埋蔵文化財発掘調査委託金、公共土木施設災害復旧事業の確定見込み等により、1億1,287万8,000円の減額補正でございます。

県支出金は、尾津漁港海岸保全施設整備事業の確定見込み、小規模治山事業の見送り等により、2,036万1,000円の減額補正でございます。

町債は、義務教育施設整備事業債、災害復旧事業債などの事業費の見込み減や、普通交付税の追加交付を原資とした臨時財政対策債の減等により、1億3,749万2,000円の減額補正でございます。

次に、歳出でございますが、まず、総務費につきましては、各事業費の減額見込み等がある一方、財政基金や公共施設整備基金への積立金の計上により、2億1,208万6,000円の大幅な増額補正でございます。

民生費は、法人保育園委託事業費、児童手当の減額見込み等により、3,623万1,000円の減額補正でございます。

農林水産業費は、農業水路等長寿命化・防災減災事業の減額見込み等により、8,116万1,000円の減額補正でございます。

土木費は、町道新設改良事業の減額見込み等により、3,881万5,000円の減額補正でございます。

教育費は、埋蔵文化財発掘調査事業費の減額見込み等により、4,280万4,000円の減額補正でございます。

災害復旧費は、公共土木施設災害復旧事業費の減額見込み等により、2,736万8,000円の減額補正でございます。

議案第9号から第12号までは、特別会計に関するもので、いずれも事業内容の確定または見込み額に伴い所要の補正を行うものでございます。

なお、繰越明許費を計上しておりますので御説明申し上げます。

まず、一般会計の繰越明許費でございますが、新生児特別給付金事業150万円、子育て世帯臨

時特別給付金拡充事業50万円、軽自動車税システム改修事業152万5,000円、個人番号カード利用環境整備事業277万5,000円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業1億2,318万7,000円、子育て世帯臨時特別給付金事業150万円、地域防災減災事業200万円、尾津漁港海岸保全施設整備事業1,424万5,000円、町道新設改良事業6,488万5,000円、河川浚渫事業345万1,000円、城南小学校大規模改修事業1億4,400万円、公共土木施設災害復旧事業1,120万4,000円の12事業、合わせて3億7,077万2,000円を計上いたしております。

次に、下水道事業特別会計の繰越明許費につきましては、公共下水道事業6,178万3,000円を計上しております。

以上が、予算関係議案についてであり、引き続き、条例その他の案件について御説明をいたします。

議案第13号は、田布施町個人情報保護条例及び田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正についてでございます。

令和3年5月12日に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律のうち、国に適用される規定が令和4年4月1日から施行されることに伴い、改廃される関係法律の規定を条文中で引用している箇所について、所要の整理を行うものでございます。

議案第14号は、田布施町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてでございます。本町の行政手続における押印等の見直し作業の実施に伴い、本町職員のサービス宣誓時に用いる宣誓書中の押印を省略するものでございます。

議案第15号は、田布施町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。県に準じて、給料表の改定と、平成31年4月の給料表改訂に伴う経過措置による現給保障を廃止するもので、合わせて勤勉手当に人事評価の結果を反映することを明文化しようとするものでございます。

議案第16号は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。国の制度に準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業を、1年以上引き続き在職しなくても取得できるようにするとともに、相談体制や育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行うものでございます。

議案第17号は、田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。これは、国の内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴うものであり、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が保護者等との手続きに関するもので、書面によるとされていたものを電磁的方法も可能とする旨が包括的に規定され、昨年9月議会でこれに対応する一部改正条例を可決いただ

いたところでございます。今回は、その一部改正された国の内閣府令について、技術的な読替規定が不十分であったことから、国の官報に正誤表の告示がなされ、今回、その内容を条例に反映させようとするものでございます。

議案第18号は、田布施町長寿祝い金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。100歳のお祝いの対象者を、毎年9月1日現在で100歳になる人から、今回の改正で年度内に100歳になる人に改めるものでございます。

議案第19号は、田布施町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。これは、将来的な県内保険料率の統一を視野に入れ、県が示す保険料率に近づけていくこと並びに被保険者の負担軽減を図るために、国民健康保険基金の繰入れにより、保険税率の引き下げを行なうものでございます。

議案第20号は、田布施町営住宅管理条例の一部改正についてでございます。これは、民法の一部改正により令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第21号は、田布施町消防団条例の一部改正についてでございます。

全国的に消防団員が減少している中、消防団OBや婦人層にも、特定の活動のみ参加する機能別消防団員制度を導入するとともに、団員に支給する報酬額の引き下げや出勤手当を報酬へ見直しするほか、所要の条文整理を行うものでございます。

議案第22号は、田布施町学校給食センター条例の全部改正についてでございます。令和3年9月から田布施町学校給食センターの調理等の業務の一部を業者に委託することとなったことに加え、昭和39年に制定されたこれまでの条例を学校給食センターの現状に合わせるため、今回、全面見直しを行うものでございます。

議案第23号は、字の区域の変更(国営南周防土地改良事業「木地換地区」)についてでございます。

国営南周防土地改良事業「木地換地区」の換地処分に伴い、字の変更を必要とするため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第24号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもので、玖西環境衛生組合の解散に伴い、令和4年3月31日限り、同組合を山口県市町総合事務組合から脱退させるものでございます。

議案第25号は、山口県市町総合事務組合の財産処分についてでございます。玖西環境衛生組合は山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処

分を、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議のうえ定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日御提案申し上げました議案23件について、その概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明をいたしますので、宜しく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

本日の会議時間は、議事日程の都合により延長して午後6時までとします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、本日は延長して午後6時までとします。

これから、質疑を行います。

議案第3号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第5号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第8号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第9号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第10号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第12号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第13号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第14号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第15号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第16号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第17号、質疑はありませんか。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 今日提出しておる議案ですいな、附則のほうを見ると、この条例は交付の日から施行し、令和3年9月21日から適用するっというように書いてあるんですが、もう適用してからやってるっということなんです……。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） ちょっと施行日の書きぶりが通常書きぶりと異なります。先ほど、町長のほうからの説明にもございましたように、国の内閣府令に沿って私どもも条例の改正を

しました。それが今の今までずっと生きているわけなんですけれども、結局それを改正している途中、改正した後とといいますか、ちょうどタイミングが一緒だったんですが、そこで国の、内閣府令の正誤表が官報公告されたと、ですからそれで一応、適用日がある時から適用になりますよ、だから言ってみれば、この改正の内容っていうのは、要は読替規定で第何条第何項に定めるこれこれをこれこれに読み替えるという、それが不足していた部分があります。本質的にはそんな中身が変わるようなものではないんですが、あくまでも国の内閣府令の言ってみれば、ケアレスミスと言うとかがなものかと、そういうものなんだろうけど、そういったものがありましたので、適用そのものはそこまで遡るという考え方でございます。

○議長（松田規久夫議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第18号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第19号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第20号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第21号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第22号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第23号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第24号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第25号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第3号から議案第7号までの5件については、予算審査特別委員会を設置し付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

それでは、議員控室にて予算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。

終わり次第、議事堂にお集まりください。

それまで休憩とします。

午後4時55分休憩

.....

午後5時02分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に西本篤史議員、副委員長に神田栄治議員が選任されましたので御報告いたします。

次に、議案第8号から議案第25号までの18件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

## 日程第28. 議員提出議案第1号

○議長（松田規久夫議員） 日程第28、議員提出議案第1号ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。南議会運営委員長。

○議会運営委員長（南 一成議員） 提案理由を申し上げます。

ロシアのウクライナへの軍事的暴挙に対し、抗議と避難の意を強く表明し、即時の攻撃停止と完全撤廃を強く求めるため本案を提出いたします。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議員提出議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議員提出議案第1号、ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議について討論を行います。討論はありますか。伊村議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議案の賛成討論を行います。

今のロシアのウクライナの侵攻について、何の目的でそういうことをするか、その理由がはっきりしない、それももちろんそうでありまして、嘘の報道、それから特別攻撃作戦を遂行するとか、この特別というのは核を使用してもいいというような形で報道がされております。それからまた、使用してはいけない爆弾、クラスター爆弾であるとか、気化爆弾、そういうもの、ましてや原発への攻撃であるとか、テレビ報道を見ても、見るに見かねない、非常に耐えがたい、今のその情報社会では映画を見るような部分で人が亡くなっている、罪もない子供であるとか弱者ですね。男性で動けるものは国を守るという大義に、我々は賛同して残る、それから、家族は他国へ避難をするというような非常に厳しいことをされております。そういうことを目の当たりにして、どうしてもこれは抗議する決議案を採択していただきたいと思えます。

余談になりますが、本日の日経新聞にソルジェニーツィン氏という方が、国外追放になった方のことを語っておられますが、「わが国のすべての不幸の源となっている、極度の、臆病な秘密主義へのいら立ち、自分の考えや、起こったことの真相を公然と語らないばかりか、人とも話さず紙に書くことさえ恐れている」、そういうことを、ソルジェニーツィン氏を書いておられるそうでございます。

全部が全部、報道が正しいとは言いませんが、今の状況では、我々ができる最低限度のことではないかと思っております。

どうかひとつ皆さん御賛同よろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議員提出議案第1号、ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議についてを採決します。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議員提出議案第1号は可決することに決定しました。

---

○議長（松田規久夫議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（ベル）

午後5時10分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 瀬石 公夫

署名議員 西本 篤史

---

令和4年 第2回(定例)田布施町議会会議録(第2日)

令和4年3月17日(木曜日)

---

議事日程(第2号)

令和4年3月17日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号  
令和4年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第4号  
令和4年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第5号  
令和4年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第6号  
令和4年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第6 議案第7号  
令和4年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第7 議案第8号  
令和3年度田布施町一般会計補正予算(第11号)議定について(委員長報告)
- 日程第8 議案第9号  
令和3年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第9 議案第10号  
令和3年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第3号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第10 議案第11号  
令和3年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第4号)議定について  
(委員長報告)

- 日程第 1 1 議案第 1 2 号  
令和 3 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について  
(委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号  
田布施町個人情報保護条例及び田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号  
田布施町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号  
田布施町職員の給与に関する条例等の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号  
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号  
田布施町長寿お祝い金の支給等に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号  
田布施町国民健康保険税条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号  
田布施町営住宅管理条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号  
田布施町消防団条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号  
田布施町学校給食センター条例の全部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号  
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「木地換地区」）  
(委員長報告)

- 日程第 2 3 議案第 2 4 号  
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (委員長報告)
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号  
山口県市町総合事務組合の財産処分について (委員長報告)
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 7 閉会中の継続調査 (特定事件) について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 号  
令和 4 年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第 3 議案第 4 号  
令和 4 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第 4 議案第 5 号  
令和 4 年度田布施町下水道事業特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第 5 議案第 6 号  
令和 4 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第 6 議案第 7 号  
令和 4 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第 7 議案第 8 号  
令和 3 年度田布施町一般会計補正予算 (第 1 1 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 9 号  
令和 3 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) 議定について (委員長報告)

- 日程第 9 議案第 10 号  
令和 3 年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について  
(委員長報告)
- 日程第 10 議案第 11 号  
令和 3 年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）議定について  
(委員長報告)
- 日程第 11 議案第 12 号  
令和 3 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について  
(委員長報告)
- 日程第 12 議案第 13 号  
田布施町個人情報保護条例及び田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 13 議案第 14 号  
田布施町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 14 議案第 15 号  
田布施町職員の給与に関する条例等の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 15 議案第 16 号  
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 16 議案第 17 号  
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 17 議案第 18 号  
田布施町長寿お祝い金の支給等に関する条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 18 議案第 19 号  
田布施町国民健康保険税条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 19 議案第 20 号  
田布施町営住宅管理条例の一部改正について  
(委員長報告)
- 日程第 20 議案第 21 号  
田布施町消防団条例の一部改正について  
(委員長報告)

- 日程第 2 1 議案第 2 2 号  
田布施町学校給食センター条例の全部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号  
字の区域の変更について (国営南周防土地改良事業「木地換地区」)  
(委員長報告)
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号  
山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する  
事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (委員長報告)
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号  
山口県市町総合事務組合の財産処分について (委員長報告)
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 7 閉会中の継続調査 (特定事件) について

---

出席議員 (12名)

1 番	南	一成議員	2 番	内山	昌晃議員
3 番	河内	賀寿議員	4 番	伊村	渉議員
5 番	落合	祥二議員	6 番	谷村	善彦議員
7 番	西本	篤史議員	8 番	瀬石	公夫議員
9 番	國本	悦郎議員	10 番	高月	義夫議員
11 番	神田	栄治議員	12 番	松田規久夫議員	

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 増原 慎一君 書記 有吉 純一君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課主幹	山本むつみ君
会 計 室 長	江良 和美君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	森本 充君	総 務 課 主 幹	堀 昌子君
社会教育課主幹	氏下 孝二君	町民福祉課主幹	林 照美君
給食センター所長	山根 正行君	賦課徴収係長	福原 美則君
保健年金係長	山田 将巨君	選挙管理委員長	岩本 宏司君
代表監査委員	常見 京平君		

---

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（松田規久夫議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、國本悦郎議員、高月義夫議員を指名します。

---

日程第2. 議案第3号

日程第3. 議案第4号

日程第4. 議案第5号

日程第5. 議案第6号

日程第6. 議案第7号

○議長（松田規久夫議員） 日程第2、議案第3号令和4年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第6、議案第7号令和4年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてまで、5件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（西本 篤史議員） それでは、予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る3月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号から議案第7号までの議案5件について、3月9日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第3号から議案第7号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（松田規久夫議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第3号から議案第7号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号令和4年度田布施町一般会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和4年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第5号令和4年度田布施町下水道事業特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和4年度田布施町介護保険特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和4年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

日程第19. 議案第20号

日程第 20. 議案第 21 号

日程第 21. 議案第 22 号

日程第 22. 議案第 23 号

日程第 23. 議案第 24 号

日程第 24. 議案第 25 号

○議長（松田規久夫議員） 日程第 7、議案第 8 号令和 3 年度田布施町一般会計補正予算（第 11 号）議定についてから、日程第 24、議案第 25 号山口県市町総合事務組合の財産処分についてまで、18 件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 3 月 7 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 8 号、議案第 13 号から議案第 16 号及び議案第 21 号から議案第 22 号並びに議案第 24 号から議案第 25 号の議案 9 件について、3 月 15 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案については、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第 9 号、議案第 18 号から議案第 16 号及び議案第 21 号から議案第 22 号並びに議案第 24 号から議案第 25 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（松田規久夫議員） 次に、神田経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（神田 栄治議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る 3 月 7 日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第 8 号から議案第 12 号及び議案第 17 号から議案第 20 号並びに議案第 23 号の議案 10 件につきまして、3 月 11 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案 10 件について、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、10 議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（松田規久夫議員） これから、総務文教委員長及び経済厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。議案第 8 号から議案第 25 号まで、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号令和3年度田布施町一般会計補正予算（第11号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和3年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和3年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和3年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第4号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号令和3年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号田布施町個人情報保護条例及び田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号田布施町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号田布施町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号田布施町長寿お祝い金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決します。本件

に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号田布施町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号田布施町営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号田布施町消防団条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号田布施町学校給食センター条例の全部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「木地換地区」）についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号山口県市町総合事務組合の財産処分についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第25. 議案第26号

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第25、議案第26号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出しました追加議案の提案理由を申し上げます。

議案第26号は、人権擁護委員の推薦に関するものでございます。

現在、本町では4名の方が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員として活動しておられます。4名のうち2名の方は、平成28年、そして平成29年に就任された方でございます。今回は、残る2名についての推薦に関するものでございます。

まず、議案第26号、本案は、錢谷忠義氏の任期が令和4年6月末をもって満了するため、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

錢谷さんは、平成19年7月から人権擁護委員をお願いしておりますが、法務省において長い間少年院教育部門に力を注がれ、退職後は地域の防犯、教育、環境美化などに御尽力いただいております。現在は柳井保護区の保護司として、そして人権教育推進協議会の会長として努められております。

人権擁護委員として豊かな識見と経験により、人権侵犯事件の解決をはじめ、人権相談等に積極的に取り組まれており、周南地区でもリーダー的な存在で、人権擁護委員に欠かせない方と考えて今回

推薦するものでございます。

御同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

## 日程第26. 議案第27号

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第26、議案第27号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 続きまして、議案第27号も人権擁護委員の推薦に関するものでございます。

本案は、錢谷さんと同じく谷茂子さんの任期が令和4年6月末をもって満了するため、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

谷さんは、平成22年7月1日から人権擁護委員をお願いしておりますが、長く学校教育に携われ、退職後は田布施町更生保護女性会の理事として、また平成27年6月1日からは同会長を務められるなど、明るい地域社会の実現に御尽力をいただいております。

谷さんは人権問題についての理解も深く、これまで人権に係る啓発行事、出前講座等を自ら企画、運営されるなど、人権擁護委員として適任と考え、推薦するものでございます。

御同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号及び議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号及び議案第27号は、委

員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第26号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第26号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立多数です。したがって、議案第26号は同意することに決定しました。

これから、議案第27号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第27号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。本件を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立多数です。したがって、議案第27号は同意することに決定しました。

---

#### 日程第27. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第27、閉会中の継続調査（特定事件）についてを議題とします。

議会広報委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会広報委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議会広報委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和4年第2回田布施町議会定例会を閉会します。

(ベル)

午前9時28分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 國本 悦郎

署名議員 高月 義夫